

ヤン・フス『(ジョン)ウィクリフの

諸条項の弁護』

Ⅱ

鈴木秀勇

私たちのブラハ大学は、真理を傷つけることのないように心を用い、四十五条項にたいする有罪判定に同意することを差し控え、今日にいたるまで、前記の諸条項、しかし一つ一つ別々の条項にたいする・かかる有罪判定の根拠が示されることを願っているのであるが、大学の・この結論にしたがえば、その趣旨は、全能なる神および主イエース・クリスツスがほめたたえられるためと、真理が探究されるべきためと、聖母なる教会の栄えに資するためとであったのである。このところから、ブラハ大学はまたひきつづき、根拠を要求しているのであるが、それは、教法の中で教皇ダーマスが、「教会法」第六十八節、司教の心は、の章で、『根拠を欠くものは、抜き去られること』と述べているところによるものである。この言葉からすれば、四十五条項の有罪判定も、一つ一つの条項についての根拠を欠くならば、必ず抜き去られなければならない、と考えられるのである。

ところでもし誰かが、なにごとによらずその根拠を要求することは、神の力を損ずる仕業である、と反論したとするならば、この反論にたいしては、ウィレム師が、その著作・哲学、第一編、の終り近くで、創世記、第二章(第

七句」の言葉「神は、大地の泥から人間を創った」をとりあげて、答えている。そこには述べられている。「しかし、神の書の中で、創られた、と述べられているのであってみれば、われわれが、どのようにして創られたのかを解き明かす場合に、われわれはいつどの点で神の書にそむいているというのであろうか。すなわち、もしある賢人が、あるものが創られた、と言ってしかしどのようにして創られたのかを解き明かさず、しかし別の賢人が、これと同じことを言い、しかもそれを解き明かしている場合、この点で、神の書にそむく・どのようなものがあるであらうか。この賢人はほば、そむくところはない、と言うであらう。しかるに、かかる賢人たち自身、自然の力を知らず、ためにすべてが無知の者同志であるところから、自然の力について誰もがたずねることを望まず、われわれが農民のように盲信して根拠を探し求めぬことを望むのであって、したがって、あの預言（イザヤ書、第二十四章・第二句）、「伝道者も、民衆のごとくなるであらう」が、すでに充たされているのである。これにひきかえ、われわれが言うのは、一切の事柄について、根拠を探し求められなければならぬ、ということである。もし、聖なる書に、聖霊と信仰とにまかせられるべきもの、ゆだねられるべきものと断言されているものがなんであるかが、見いだされうるとし、しかし、ある者には見いだす力が欠けているのならば、である。なぜなら、モーセは言っているからである（出エジプト記、第十二章・第四句、参照）。「もし仔羊を食べ尽せぬ場合には、すぐに火で焼いてはならず、まず、自分の家つづきの隣人を招かなくてはならぬ。しかし、これでもなお、仔羊を食べ尽すに足りぬ場合、その時に初めて火で焼かなくてはならぬ」。なぜなら、われわれとしては神について重大な事柄をたずねている以上、もしわれわれだけではその事柄を理解するに足りない場合には、われわれの家つづきの隣人を招かなくてはならないからである。言いかえれば、

同じ正統信仰を守っている者にたずねなければならぬからである。しかし、われわれでもその者でもまだ、その事柄を理解するに足りない場合、その時に信仰の火によって焼かれなければならないのである。「」。しかるに、あの賢人たちは、自分の家つづきの隣人をあまたもちながら、傲慢な心から、誰ひとり招くことを望まず、他人に知識を求めるよりは無知のままにいて望みを、しかも、誰かがたずねているのを知ると、あの者は異端の者であるといえき立て、自らの知恵にたのむよりは自らの僧帽にむなししい信をおく者たちである。しかし、どうか僧衣は信用しないでいただきたい。なぜなら、すでにこの賢人たちにおいて、諷刺作者の言うところが成就しているからである。「上面などが信用できるものか。いったい、反吐の出そうな不品行の悪事まみれではない者などがあるものか」。さらにかさねて、「奴らはめったにしゃべらない。黙っていたくてしかたがない」。ヴィレム師は、このように述べている。

有罪判定を下した者たち自身、この喩えが誰にあたっているのか、耳を傾けるべきである。もとより私は、私たちの大学の師士、学士および学生とともに、事態は重大であると判断し、四十五条項にたいし、私たちも同意せざるをえなかったような根拠を示さずに有罪判定を下すことは、抑圧であると見なし、隣人、すなわち、私たちの大学の博士たち、およびそのほか誰であれ、反論を加えることを望んでいた人々を、招いているのであるが、その目的は、私たちが、教会所領没収についての・あの条項にたいしていま下されている有罪判定の根拠を、見いだすことができるためなのである。

ただし、私として言明しておくならば、君主ないし世俗の支配者は、自らの望む時に、また、自らの望むまま

に、総じて聖職者から所領を没収し、自らの望む者の手にこれを移すべきである、ということを一とひとに納得たくとくさせることが、私の意図でもなく、また大学の意図でもないのであって、私たちの意図は、総じて聖職者から教会所領を没収する、ということについての条項が、有罪判定に相当しないものとして支持されるべき・真実の内容をもちうるかどうか、を究明するところにあるのである。このところから、条項は、つぎの文言で示される。

世俗の支配者は、常に罪を犯している僧職者から、自らの自由裁量に基づいて、寺領を没収することができる。<sup>(3)</sup>

この条項は、つぎのようにして納得たくとくがいく。旧約の王たちは、罪を犯している僧職者、言いかえれば祭司から、神の意向に基づいて、寺領を没収した。それゆえに、新約の律法に服している伝道者が常に罪を犯している場合には、新約の国王たちにも、神の意向に基づいて、同じことができる。この帰結は、類似によって有効であり、先行命題は、まず、列王紀、第三〔列王紀、上〕第二章〔第二十七句〕でのソロモンに明らかである。<sup>(4)</sup>ソロモンは、大祭司アビエタルが、ダビデにも、また、支配者となるはずであったソロモン自身にも意見を求めずに、ソロモンはしかし、アビエタルを王とするため、これに味方したところから、アビエタルをその地位からしりぞけた。ソロモンはしかし、アビエタルの代りに、アドニアに与よしなかつた祭司ザドクを据えた。アビエタルは与よしなかつたからである。このことは、列王紀、第三〔列王紀、上〕第一章〔第五——第八句〕によって知られるところであるが、そこには述べられている。『しかるに、ハギテの子アドニアは、驕おごりたかぶり、われが支配者となるであろう、と言った。そして、自分のために戦車と騎兵と、彼のまえを駆ける兵士四十人を備えた。彼の父は一度として、なんじはなにゆえにかかることをしたか、と言って彼を叱責することがなかつた。しかしアドニアは、アブサロムのあとに第二子と

して生まれ、はなはだ美しかった。そして彼は、サルウィアの子ヨアブおよび祭司アビアタルと語り、彼らは、アドニアの一味として力をかけた。しかし、祭司ザドク、エホヤダの子ベナリア、預言者ナタン、セム人、クレタ人、およびダビデの精兵は、アドニアの側にはつかなかった。見よ、アビアタルが祭司の地位からしりぞけられた原因は、アビアタルが、ダビデの長子サロモンに対抗してアドニアを王とするため、アドニアに加担したところにあったのである。このところから、列王紀、第三〔列王紀、上〕第二章〔第二十六——第二十七句〕に、しるされている。『王〔ソロモン〕は、祭司アビアタルに言った。アナトテにある・なんじの領地に行け。もとよりなんじは死すべき者であるが、きょうはなんじを殺すことはすまい。なぜなら、なんじは、わが父ダビデの目のまえて、主なる神の櫃をかつぎ、また、わが父が苦しんだすべてについて苦しみを耐え忍んだからである。ゆえにサロモンは、アビアタルが主の祭司とはならぬよう、これを追放し、こうして、主がシロでヘリの家について語った言葉が成就した。』見よ、比肩する者なき賢人ソロモンは、上記の祭司にたいし、神から自らに授与された知恵にしがって、これを祭司の地位からしりぞけ、その代りに祭司ザドクを立てて、自らの権力を行使したのである。だがしかし、これは、教会所領の没収以上のことであった。ゆえに、クリースツスの律法がいま力をもっている時に、もし同じように、司教が身の程を忘れ、王国の世嗣に対抗して別の者を国王に据えようとした場合、国王ないし世嗣に、かかる罪を犯す司教から教会所領を没収する力がなかったとすれば、それはいったいどのような理由によるのであろうか。

さらにまた、このことは、ネブカドネザル王に、明らかである。なぜなら、この王は、列王紀、第四〔列王紀、下〕第二十五章〔第一——第二十一句〕に明らかなおり、イスラエルの子らを、その祭司およびレビ人たちとともに、

バビロンの虜囚に導く権能を、神から手に入れていたからである。

さらにまた。列王紀<sup>(6)</sup>、第四〔列王紀、下〕第十二章〔第十八句〕に読まれるのは、ユダの・最も信仰深い王ヨアシが、神慮にしたがって、『彼の祖先でありユダの王たちであったヨシャバテ、ヨラムおよびアハジャが奉納し、自らも供えた奉納物のすべてと、神の寺院の宝物殿および王の宮殿の中に見いだすことのできた銀のことごとくとを運び去って、シリアの王ハザエルに贈り、この王はイエルサレムを立ち去った』ということである。見よ、この・聖なる王は、国家の平和という宝を確保するため、祭司の財物のみでなく、主の寺院の奉納物であったものまでも没収することによって、王としての機能に基づく権力を行使したのである。

さらにまた。列王紀<sup>(7)</sup>、第四〔列王紀、下〕第十八章〔第十五——第十六句〕に読まれるのは、聖なる王『ヒゼキアが、主の家と王の宝物殿との中に見いだされていた銀のすべてをへ与えた』。その時ヒゼキアは、主の寺院の両開き扉と、自分がこれにつけておいた・金の板とを壊し、へそしてこれをアッシリア人の王に与えた』ということである。この王は、歴代志、下、第三十二章〔第二十五句〕に明らかかなように、ほかの罪を犯したかどで主から責められることはあっても、しかし右のこのために主から責められはしなかつたのである。それゆえ、やむをえぬ事情が生じた場合、一切のものはクリースツス者に共有であるから、帰結するのは、世俗の支配者は、やむをえぬ場合および緊急を要する・多くの場合には、常に罪を犯している聖職者から総じて、寺領を没収することができるし、そしてそれは合法である、ということである。

さらにまた。上のことは追証される。なぜなら、マタイによる福音書、第十二章〔第一——第四句〕に読まれるの

は、つぎのことであるからである。すなわち、『イエーサースの弟子たちが、飢えをしのぐため麦の穂を摘み、安息日にパリサイ人のまえでこれを嚙かんでいた。パリサイ人は、これを責めて、やめよ、と言った。彼らにむかってクリースツスは答えている。ダビデとこれの供をしていった者たちとが、飢えた時になにをしたか、なんじらは読んだことがないのか。ダビデが主の家に足を踏みいれ、ひとり祭司のほかには、ダビデにも供をしていった者たちにも食べることを許されてはいなかった・供えのパンを食べてしまったのは、どうしてであるのか』。ダビデの・この話は、列王紀、第一〔サムエル記、上〕第二十一章〔第三——第六句〕に、また上の命令は、申命記、第十二章〔第十七句〕に、明らかである。この見解から明らかになるのは、やむをえぬ事情が生じた時には、奉納物をどれほど利用しても、それは許される、ということである。さもなければ、子どもたちとしては財産をすべて寺院に奉納して、両親を扶助する責務をまぬがれたはずである。しかしこれは、マタイによる福音書、第十五章〔第三——第六句〕の福音にそむくことである。ここで救世主は、自分たちの言い伝えによって神の命令に違反したかどで、パリサイ人びとを叱責しているのである。

さらにまた、世俗(9)の君主であったチーツスとウェスバシアヌスとは、主の昇天後四十二年に、主の聖所にたいして罪を犯している祭司から教会所領を没収する権能を神から許与されたし、事実これら祭司の生命を奪うこともまたしたのであるが、両者が行なった、ないしは、行なうことができた・かかる所業は、多くのひとびとが考えているように、正当にも神の心にかなうものであったのである。それゆえに、今日の伝道者が主のクリースツスにたいして、これと同じほどの、あるいはそれ以上の罪を犯すことはありうるのであるから、帰結するのは、世俗の支配者は、神

の意向に基づいて、かかる伝道者に、その罪を理由に、これと同じ罰を加えることができるであろう、ということである。

さらにまた。マタイによる福音書、第十七章〔第二十四——第二十五、第二十七句〕に明らかのように、王の王であり至高の大主教である救世主も、その弟子たちとともに皇帝に税を納めたし、また、マタイによる福音書、第十二章〔第十七——第二十一句〕に明らかのように、律法学者とパリサイ人パリサイ人とにたいして、皇帝自身に税を納めるように命じたのである。救世主は、このことによって、のちに伝道者にたいし、国王に税を納めるよう、手本を示したのであった。このことについていえば、この点にかかわって、聖アムブローシウスは、ルカによる福音書について、第四編、で、ルカによる福音書、第五章〔第四句〕の言葉『網をひろげるがよい』について、このように語っている。『ほかにも漁をする使徒の仲間がいたが、その仲間をさしおいて主は、ひとりペテロにだけ、漁をすることを命じて述べている。「つり針をたれるがいい。そして、最初にかかった・その魚をとるがいい」〔マタイによる福音書、第七章・第二十七句〕』。そして、この時に聖アムブローシウスが述べていることは、適切である。『いまでもなくこれは、クリスツス者の中に、地上の国王の定めは破棄するべきである、と考える者がおらぬように、クリスツス者たるひとびとが、自分より権能の高い者に服従していなければならぬことを教わる・霊の・偉大な証言である。なぜなら、神の子が税を払う場合に、税を払うべきであるとは考えないなんじは、それほどまでに位の高い者であるのか。無一物であった・あの・人の子も税を払った。しかるに、なんじは、現世の利得を追い求めていながら、なにゆえに現世での服従を肯がえんじないのであるか。なんじは、いまわしい強欲によって現世に服しているのに、心中あ



る・不遜の念を抱いて、現世を超えようとするのは、なにゆえであるのか』。アムブローシウスは、このように述べており、これは、『教会法、論点』第十一、問題・第一、いうまでもなく偉大な、にしろされているところである。<sup>(10)</sup>

同じアムブローシウスは、ルカによる福音書、第二十章〔第二十四句〕の言葉『私にデーナル銀貨を見せるがいい。そこにあるのは、彼の肖像なのか』について、述べている。『もしクリスツスが皇帝の肖像を知っていなかったとするならば、なにゆえに税を納めたのであろうか。クリスツスは、自分の財産のうちから納めたのではなく、地上のものを地上に返したにすぎぬ〔マタイによる福音書、第二十二章・第十七—第二十一句〕。なんじも、もし皇帝に臣従する者であることを欲しないのであれば、地上のものは所持せぬがいい。しかるに、なんじが富を所持している場合、なんじはすでに皇帝に臣従している者である。もしなんじが地上の国王になんの義務も負いたくなければ、一切を捨てて、クリスツスにつきしたがうがいい』。<sup>(11)</sup> ゆえに、富を所持している僧職者のすべてが、国王の権力に服するべきであり、国王に教会所領を渡すべきであるとするならば、帰結するのは、国王は、自らに許与された権威にしたがって僧職者から教会所領を没収することができるし、またそれは合法である、ということである。だからこそパウロは、自分が皇帝の権力に服する者であることをみとめて、使徒行伝、第二十五章〔第十句〕、に明らかたとおり、皇帝に上訴したのである。『私は、皇帝の法廷に立ち』、とパウロは言っている、『そこで裁きを受けなければならぬ』。このところから、『教会法』第八節、いかなる法によって、の章、でアムブローシウスは、皇帝にはすべてのことが許されており、あらゆるものが皇帝に属する、と援用するのである。<sup>(12)</sup> ダニエル書、第二章〔第三十七—第三十八句〕に述べられているところは、このことを追証するものである。『天にある神は、なんじに国と力と統治

の権と栄光とを与えた。そして、人の子らと野の獣と空の鳥とが住むところすべてを、なんじの手に与え、あらゆるものがなんじの権力のもとにある、と定めた』。

〔教会法、論点〕第十一、問題・第一、で同じアムブローシウスが述べている。『皇帝が租税を要求する場合、われわれはこれを拒否しない。教会の領地は、租税を納めなくてはならないのである。皇帝が領地を求める場合、皇帝には請求者としての権能がある。皇帝は、任意にであっても、領地を取り上げるべきである。私が進んで皇帝の手に渡すのではなく、私は拒否することをしないのである』。<sup>(13)</sup>アムブローシウスは、このように述べて、世俗の支配者には、自由裁量に基づいて教会の領地を取り上げる権能があること、そしてその帰結として、世俗の支配者には、常に罪を犯している僧職者から、自らの自由裁量に基づいて、所領を没収する権能があることを、まぎれもなく明示しているのである。

さらにまた、アウグスチヌスは「述べている」。『なんじらが、皇帝がわれわれにとってなんであるう、と言うにしても、いま問題になっているのは、私が述べたとおり、人間の定めた法なのである。使徒は、王たちに仕えることを願ひ、王をあげることを願ひ、そして述べた。「なんじら、王をととべ」〔ペテロの・第一の手紙、第二章・第十七句〕。自分にとって国王がなんの關係があらう、と云ってはならぬ。ならば、なんじらにとって財産がなんの關係があらう。国王の定めた法によってこそ、財産は所有されるのである。なんじらは言った、自分にとって国王がなんの關係があらう、と。なんじらはもはやなんじらの財産のことを口にしてはならぬ。なぜなら、なんじらは、財産の所有のよってきたる・人間の定めた法そのものを棄<sup>す</sup>てたのであるから』。アウグスチヌスは、「教会法」第八節、

でこのように述べている。<sup>(14)</sup> アウグスチーヌの言葉から明白に知られるのは、国王には、教会の所領を左右する権能があり、そしてその帰結として、国王は、常に罪を犯している聖職者から総じて、所領を没収することができる、ということである。

さらにまた。アウグスチーヌは、ボニファークュウスにあてる書簡、第三十三、で『誰かひとあつて』、と言っている、『われらの国王にむかい、大真面目おまじまにこう述べるものとしよう。なんじの王国にあって、主の教会にたいし誰によって拘束が加えられ、誰によって侵害が加えられようとも、心を労することがあつてはならぬ、敬神者たらんと志す者があるうと、あるいは瀆神者たらんと志す者があるうと、なんじにかかわりはないではないか、と。この言葉をかえせば、こう言うことができる。なんじの王国にあっては、誰が純潔を重んじようと、誰が姦淫を犯そうと、なんじにかかわりはないのではないか』。<sup>(15)</sup> 見よ、この聖者が明らかに示しているのは、神を瀆す者けがらすものを抑圧することは国王に属し、そしてその帰結として、常に罪を犯している・不遜な聖職者から教会所領を没収することによって、かかる者を抑圧することは国王に属する、ということである。

さらにまた。「教会法、論点」第二十三、問題・第七、「教会」財産について、……であれば、に見える・同じアウグスチーヌにしたがえば、世俗の支配者は、異端の者から寺領を没収することができるし、またそれは合法である。<sup>(16)</sup> しかるに、おびただしい数にのぼる聖職者が聖物売買者であり、したがって異端の者である、ということは、今日でもはなはだありうる場合であるから、それゆえに、世俗の支配者は、かかる者たちから寺領を没収することができるし、またそれははなはだ合法であるのである。『かつて異端の者が保有していたものを』、とアウグスチーヌ

スは言っている、『主の意志にしたがって正統信仰の者が保有する場合には、なんの不当なことがあるか。なぜなら、マタイによる福音書、第二十一章〔第四十三句〕の・主の声「なんじらからは神の王国は取り上げられ、神の義を行なう異邦人に与えられるであろう」は、邪悪な者すべてにむけられたものであるからである。伝道の書、第十一章〔詩篇、第四百四編・第四十四句〕に、「神を瀆す者たちの労苦を食するのは、正しい者たちである」としてさるるのは、いたずらな言葉なのであろうか。』<sup>(17)</sup>

また、アウグスチヌスは、他人の財にたいする邪欲についての反論にかかわって、述べている。その反論は、約束の地を悪用して神の権能によって追放された・七つの種族が、その地を占めた・神の民を非難することができたのは自明であり、またユダヤ人自身にしても、主の言葉にしたがって、国を取り上げられ、神の義を行なっている異邦人に国を渡されてしまったが、他人の所有物にたいする邪欲の点で、クリスツスの教会を非難することができたのは自明である、というものである。だが、アウグスチヌスの答えは、こうである。『われわれは』、とアウグスチヌスは言っている、『他人の所有物にたいして邪欲を抱くものではない。なぜなら、他人の所有物は、一切を所有する。あの主の力によってわれわれのものとされたのであるからである。』<sup>(18)</sup>ひとしい自明性によって、常に罪を犯している聖職者にとって寺領は、教会の栄えのために、他人の所有物とされたのである。この見解にあずかって力あるものは、アウグスチヌスにしたがう〔教会法、論点〕第十四、問題・第四、に見られる。そこには述べられている。『信仰なき者には一文もなく、これにひきかえ、信仰深い者には富の全世界がある。それゆえに、われわれとしては、取得した富を自分では所持していると思っても、しかしその富を善用する術をわきまえていない者はすべて、われわれ

としては、他人の所有物を所有している者である、と信じてよいのではないか。なぜなら、法に基づいて所有されるものは、確かに他人の所有物ではないが、しかし、正当に所有されているものこそ、法に基づいて所有されているのであり、よく所有されているものこそ、正当に所有されているからである。それゆえ、悪しく所有されているものはすべて、実は他人の所有物である。しかし、悪しく所有している者とは、悪用している者のことである<sup>(19)</sup>。

ゆえに、総じて聖職者が常に寺領を悪用している場合には、世俗の支配者は、愛の掟てにしたがい、自らの自由裁量に基づいて、かかる罪を犯している聖職者から総じて、寺領を取り上げることができるのである。なぜなら、その場合には、いま述べた援用にしたがって、総じて聖職者は、寺領を正当に所有してはいないからである。これにひきかえ、愛の掟てにしたがってふるまう・世俗の支配者があの教会所領を所有するのは、正当である。なぜなら、一切は、正しい者に属するからである、——コリント人への・第一の手紙、第三章〔第二十二句〕。『一切は』、と使徒は言っている、『なんじらのものである』。また、『教会法、論点』第二十三、問題・第七。第一章、には、『神の定めた法により、一切は正しい者に属する』とある<sup>(20)</sup>。

さらにまた。聖職者が、財産をもっているという理由によって、すでに皇帝ないし国王に臣従している者である、というところから、帰結するのは、常に罪を犯している聖職者の財産は、その皇帝ないし国王の手で取り上げられることができるし、またそれは合法法である、ということである。この帰結が有効であるのは、もしそうでなければ、聖職者は、皇帝ないし国王に服従してはいなかったことになるからである。先行命題も、『教会法、論点』第十一、問題・第一、かかる事柄にはかく答える、の節、によって明らかである。そこには述べられている。『聖職者は、職分

の上では司教に服従する者であり、財産の上では皇帝に臣従する者である。司教からは、塗油叙任、教会十分の一税、祭壇用借地初年度収益を受け、しかし皇帝からは財産を取得する<sup>(21)</sup>。してみれば、領地が所有されることは、皇帝の定めた律法によって行なわれたものである。聖職者が領地所有によって、皇帝に臣従している者であることは、明らかである。

さらにまた。世俗の支配者は、聖物売買者から寺領を没収することができる。なぜなら、聖物売買者は、異端の者であるからである。ゆえに、あの条項は、真実である。先行命題が明らかであるのは、世俗の支配者は、聖物売買者を排除することができるし、彼らが悔いあらためない場合には、力を用いてこれをふりすてることができるからである。その証拠に、教皇バスカーシユウスの決定は、「教会法、論点」第一、最後の問題、で述べている。『聖物売買者が、異端の者の筆頭・第一に位する者として、信仰者のすべての間から排除されなければならぬこと、および、警告を受けても悔いあらためなかった場合には、外部の権力者の力をかりてもふりすてられなければならないことは、明らかである<sup>(22)</sup>』。この箇所で、注解は述べている。『外部の、とは、言いかえれば、「教会法」第十七節、許されなかった、<sup>(23)</sup> および、「教会法、論点」第二十三、問題・第五。君主たちが、<sup>(24)</sup> に見られるように、総じて聖職者の教会の外部にあってかかる権能を所持している俗人によって、の意である』。そして、世俗の支配者が、常に罪を犯している聖職者から寺領を没収することができる、ということは、明らかである。

さらにまた。聖グレゴリーユウスは、記録、第七編・第九章、の中で、フランク人の女王にこのようにしたためている。『義を行なうは民をたかめ、罪を犯すは無頼の民をつくる』<sup>(25)</sup>〔箴言、第十四章・第三十四句〕としるされてい

るのでありますから、罪がみとめられました場合には、すみやかに非をあらためさせますれば、その時には王国は安泰である、と信じます。それゆえ、民の滅びる原因は、悪事をはたらく伝道者でありますし、——申すまでもなく、民の犯した罪について祈るべきであった伝道者が、民よりも重い罪を犯している場合に、誰が神へのとりなし人として民の罪のために身を投げ出しましょうや——そして貴国の諸地方にありましては伝道者が淫逸・背徳の生活をおくっておりますからには、数少ない者の悪事が多数の魂の滅びとなりませぬように、私どもは、かかる所業に復讐の罰を下すため、熱意をもって立ち上がらなければなりません。また、つづいて、『貴女王がご命じになりますならば、私は、ご感光に基づくご同意をえて、身柄を送致申し上げます。他の伝道者ともどもこの者の所業を委細にわたって問いただしもし、また神にしたがって非をあらためさせなければなりません。もとより、私が申し述べましたところをなおざりになされることがあってはなりません。なぜと申すに、非をあらためさせることができるにも拘らずこれを怠る者は、疑いもなく、自らをその罪の共犯者とする者であるからであります。それゆえ、貴女王の御魂に御心を配られますように。貴女王がしろしめして榮えを望まれておられます。ご一族に御心を配られますように。諸州に御心を配られますように。そして、われらの創造主が罰を行なうために自らの手を下しませぬうちに、かかる・神を濟す所業の矯正に、比すべくもないご熱意をもって御心を用いられますように』。

そのつぎの章でも、聖グレゴリー・リュウスは、フランク人の王にしたためている。『われらの神をうやまうこと、教会をうやまうこと、伝道者をほめたたえること、これらにかかわりがあるとおみとめになっておられます事柄で私が熱意をもって定めましたところはことごとく、お守りなされますよう、お心がけなされなければなりません。この

ところから私はかさねて、貴王が御命を發して、公会議を召集なされ、先般書面にて申し述べましたとおり、伝道者の間に見られます邪淫と、司教ごとくが犯しております・聖物売買の異端の邪惡とにたいして、この上なくきびしい有罪判決が下され、そしてその誤りが世に明らかにされますよう、懇願いたすものであります。「これらの者を」貴国の境界から除去せしめられますよう、また主の命以上の金銭は貴国内では入手することをお許しになりませぬように』。<sup>(27)</sup>

見よ、聖グレゴリウスが女王と王とにたいし、怠りのゆえに罪の共犯者とならぬよう、総じて聖職者の惡事を矯正することを、また、矯正の方法を、どれほど心を注いで忠告していることであろう。グレゴリウスは、付け加えている。『それゆえ、外敵を滅ぼすのと同じく、内にある・魂の敵を滅ぼすためにもまた、心を注ぐ者となられますよう、ご熱意を抱かれますように』。<sup>(28)</sup>しかし、外敵を滅ぼすためにたたかう・正しい戦いの場合、敵が奸計をめぐらしつづける間は、その財物を取り上げることが許されているのであるから、ゆえに、国内の聖職者の財物についてもまた、しかりである。この帰結は、国内の仇は害を及ぼすことさらに大である、ということによって、有効である。

さらにまた。あの条項は、つぎのようにして論証される。神が存在するならば、世俗の支配者は、常に罪を犯している聖職者から総じて、寺領を没収することができるし、またそれは適法であり正当である。このことのために私たちが前提するのは、比類なく正しく至高の權威をもつ聖書が、マタイによる福音書、第三章〔第九句〕、で語っているように、私たちが語るのは力についてである、ということである。『神は、この石からさえもアブラハムの子らをよ



みがえらせる力をもっている。』この前提によって、論証はつぎのようにして行なわれる。なぜなら、神が存在するとすれば、神は、全能であり、それゆえ自ら世俗の支配者に同種の権能ちからを授与することができるのであり、そしてその帰結として、世俗の支配者は自ら、かかる権能を行使することができるし、またそれは適法であり正当であるのである。

しかし、おそらくは、遠い昔のことをあげての証明は当をえていない、と言わせぬため、のちに証明されるとおり、世俗の支配者には、自分が教会に寄付した喜捨を、その喜捨を悪用している教会そのものから剝奪する権能がある、ということを示す。そしてそれは、第一に、つぎのようにしてである。法に基づく定めがある場合、国王は、常に教会所領を悪用している・僧職の者から、教会所領を没収することが許されている。これが正しいことは、証明される。なぜなら、より深い慈悲の心から発する奉仕は、世俗の支配者にとってはたやすいものであるだけに、それへの義務もさらに重い。しかるにこの場合には、世俗の支配者としては、自分が施した喜捨を渡して物質上の援助とするよりは、上記の喜捨を、これを悪用することによって地獄への道を開いている者から、剝奪することのほうが、より大きな喜捨であり、またよりたやすいはずであったからである。ゆえに、右の小命題は、真実である。

このことについていえば、第一に、クリスツスの律法にしたがい、テサロニケ人への・第二の手紙、第三章〔第十句〕によって上の見解が、特記される。ここでは、使徒はつぎのようにしるしている。『われは、なんじらのもとにあった時、この言葉をなんじらに告げた。誰か働くことを欲しない者がいる場合、その者はその理由によって食してはならぬ、と。ゆえに、自然の法は、王国の統治権をもつ者にたいし、教会所領の悪用を正させることを許して

いる。なぜなら、教会所領の悪用こそ、なにもまして、統治者の王国を破壊してきたものであるからである。世俗の支配者にせよ、他のなにびとで教会に所領を寄進した者にせよ、かかる場合には、罪を犯させまいとする心やりから、いわば病人を救う医者として、寺領を没収することが許されているのであって、そのさい寄進は必ず条件つきで、すなわち暗黙の条件つきで行なわれているのであるから、この没収は破門ないしその他の・教会からの譴責に妨げられることはないのである。このことは、<sup>(32)</sup>教会の所領の寄進ないし寄付にそれ自身で付随する条件とは、神がほめたたえられるところにある、ということから、明らかである。その条件が、右のものとは反対のものを追う者に欠けていたとなれば、明らかになるのは、寄付を行なう根拠が失われた、ということであり、そしてその帰結として、喜捨を施す支配者は、過ちを正さなければならぬ、ということである。しかし破門は、義を実行することの妨げとなすべきではないのである。

第二に、〔教会法、論点〕第十六、問題・第七、に見える教会法にしたがい、上の見解が特記されるのである。そこには、つぎのように述べられている。『教会を建てないしはこれに富を寄進した者の子ども、一族、および誠実な人の柄の姻戚についていえば、もしその者たちから見て、伝道者が、寄付された財産のうちからあるものを騙し取る心配があった場合には、進んで、あるいは誠実な勧告によってこれをやめさせるか、あるいは司教ないし裁判官に、矯正させるべき点を告げる、という発意をもつことが許されてしかるべきである。かりに司教がかかることを企てるような場合には、右の者たちは、それを司教の上にある首都大司教に通告するよう心がけなければならぬ。しかし、首都大司教がかかることを行なうような場合には、右の者たちは、これを国王の耳に入れるのに遅滞がなくてはならぬ』<sup>(33)</sup>

見よ、教会法は言っている、『国王の耳にいれるのに遅滞があつてはならぬ』と。私はたずねる、これが、国王自ら矯正を適用するためでないとするれば、いったいなんのためであるのか。この点にかんがみて、国王が行なう矯正のうち、より適切でしかもより有益なものは、国王を第一の領有者とする所領を、罪に応じて剝奪することであつたであらう、ということはないところである。

さらにまた。あの条項は、つぎのようにして論証される。世俗の支配者には、自らの権能に基づいて、すなわち、人をおのかせる懲罰のうち、自らのもつ・世俗の権能に属する・ある種のものを用いて、聖職者に矯正を加えることが、許されている。ゆえに、ひとしく、世俗の支配者には、自らの権能に基づいて、すなわち、人をおのかせる懲罰のうち、自らのもつ・世俗の権能に属する・あらゆる種類のものを用いて、この矯正を行なうことが、許されている。ゆえに、寺領の没収は、人をおのかせる懲罰のうち、世俗の権能に属する種類のものなのであるから、帰結するのは、世俗の支配者には、自らの権能に基づき、寺領の没収によってかかる種類の矯正を行なうことが、許されている、ということであり、そしてその帰結として、正しさを証明されるべき真理が帰結する、ということである。この帰結は明らかであり、先行命題は、『教会法、論点』第二十三、問題・第五。君主たちが、に見えるイシドールスによって、明らかである。そこには、つぎのように述べられている。『教会の内部にたいし権力者が権力者であつたのは、ただ、伝道者が教説を説くことによっては効果を生じさせることのできない事柄を、権力者が懲罰の脅威を用いて強制する、という目的のためであつたであらう。しばしば地上の王国によって天の王国が利益をうけることがあるが、それは、たとえば、教会の内部に身をおく者たちが信仰と戒律とにそむく行ないをする場合、君主の・き

びしい措置によってその者たちがうちひしがれ、教会の利益になるものでありながら行なわしめることのできない戒律までも、君主の権力が傲慢な者たちの首筋におしつける、という点にある<sup>(34)</sup>。

さらにまた。ある目的は、力を用いて、その手段をその目的にうまく釣り合わせて生じさせなければならないのであるから、すべての事柄には、力を用いて、手段そのものの・過ぎたるを取り去り足らざるを補う、という方法を用いることができ、またそれは許されるのであるが、それは、そのことが、釣り合いをはからねばならぬということ自体の本旨にかなうものであることによる。ゆえに、世俗の支配者は、総じてクリスツスの聖職者に寄付する責務を負う教会所領につき、自らの権能に基づいて、うまく釣り合いをはかり、それによって総じてクリスツスの聖職者にとり欠くべからざる助力を生じさせなければならないのであるから、帰結するのは、世俗の支配者としては、自らの権能に基づいて、教会所領そのものを剝奪しまた付加する、という手段を行使することができるし、またそれは合法であって、それは、このことが、うまく釣り合いをはからなければならぬこと自体の本旨にかなうものであることによる、ということである。

さらにまた。聖職者には、俗人の教会のうち常に罪を犯している教会から、自らの権能に基づいて、教会の聖餐を剝奪することが許されているが、これは、聖餐を俗人にたいして執り行なうことが、自らの権能に基づいて総じてクリスツスの聖職者の職分に属することによる。ゆえに、使徒が、コリント人への・第一の手紙、第九章〔第四——第十四句〕、で述べているとおり、自らの権能に基づいて、クリスツスの聖職者に教会所領を恵むことが俗人の職分に属するのであるから、帰結するのは、俗人には、常に罪を犯している聖職者から、自らの権能に基づいて、教会

所領を剝奪することが許されている、ということである。

さらにまた。給料を支払う者は、自らの権能に基づいて、これに値いせぬ労働者から給料を剝奪することができるが、また同じように、それに値いする労働者には給料を増してやることができる。ゆえに、聖職者の手にある教会所領とは、俗人が支払う給料であるのから、帰結するのは、俗人は、自らの権能に基づいて、それだけの値打ちのある労働をいとう聖職者からは教会所領を剝奪することができるが、また同じく、それだけの値打ちのある労働をすすんでする聖職者には、自らの権能に基づいて、教会所領を増してやることもできるであらう、ということである。

これは、あの福音書に基づくものである。『なんじらからは王国は取り上げられ、王国を実らせる異邦人に渡されるであらう』——マタイによる福音書、第二十一章〔第四十三句〕。

さらにまた。世俗の支配者には、罪を犯している俗人にたいし、自らの権能に基づいて、罪を求めるに応じ、その俗人の財産を没収し、これによって懲らしめることが許されているが、これは、俗人が世俗の支配者の支配に臣従する者であることによる。ゆえに、聖職者もまた、ローマ人への手紙、第十三章〔第一——第三句〕とその他の箇所に基づけば明らかなように、世俗の支配者の支配に臣従する者であるのから、帰結するのは、世俗の支配者には、自らの権能に基づいて、聖職者の罪を求めるのに応じ、その教会所領を没収し、これによって聖職者を懲らしめることが許されている、ということである。

さらにまた。俗人<sup>(35)</sup>にとって、総じて聖職者を正しくさせ、聖職者でありながらクリスツスにそむく生きかたをさせぬため、クリスツスおよび使徒の生きかたに立ち戻らせる上に最もたやすく・またよりふさわしい方法とは、喜

捨を剝奪し、寄付した寺領を没収することである、と考えられる。このことの正しさは、証明される。ある治療法を適用したところ病気がめきめき快方にむかい、治療する者にとってもそれだけ満足であったといふのであれば、その治療法をこそ心がけるべきである。かかる治療法が、教会所領の没収であった、といえよう。ゆえに、あの条項は、真実である。小命題は、驕慢きょうまんという蛆は、あり余る教会所領を食らって育ち、そこからまた強欲の火が点じられ、そして美食漁りあきと女色漁りあまとが生み出されてくる、ということから、わかる。このことは、あの教会所領を引き離せば、反対の美德はごくまれ、これによって右の罪の一つ一つが取り去られるか、ないしは減って行くところから、明らかである。また、俗人にふさわしい、ということも、わかる。なぜなら、美德をはぐくみ罪を取り去る上に俗人が伝道者に手荒なことをしたり、伝道者の体面を傷つけたりする必要もなければ、また聖職者を法廷で正式に裁く必要もないからである。また、良心の掟おきてに基づいて俗人にふさわしい、ということも、わかる。というのは、慈悲の心に発する奉仕を行なう者はすべて、自分の手から喜捨を受ける者の行状に細かく目を配らなくてはならないからである。いうまでもなく、これを怠れば、奢侈しゃし・淫逸いんいつの者たちを養ってやることになり、彼らの悪事の共犯者になっていたはずである。このことについていえば、伝道者が聖務を執行せぬ場合には、とホスチエンシスは、教会十分の一税、祭壇用借地初年度収益、寄進不動産、第三編、で教えている、民衆は、教会十分の一税の喜捨を伝道者から剝奪するべきである、と。<sup>(37)</sup>

教会の所有物の返還については、法令〔論点〕第十七、最後の問題、……する者は誰しも、によって追証される。そこには、こういう場合が語られている。すなわち、『あるひとが、男の子に恵まれず、生まれる見込みもなかった

ところから、使用権の留保つきで自分の財産をすべて教会に寄付した。ところが、そのひとに男の子たちが生まれた。司教は、このひとが寄付してあった財産を、予想もしていない・このひとに返してやった。司教には返還の権能なし、とするのは、しかし司法の法によるものであって、天の法によるものではないのである<sup>(38)</sup>。それゆえ、聖職者の生きかたについての説教に見える・ならぶものなく明敏かつこの上なく聖なるアウグスチヌスの決定に基づき、カルタゴの司教聖アウレリウスに、その子どもたちが困窮していれば、教会に寄付された財産を返還しないという権能が、神の定めた法によっては、なかったとするならば、<sup>(39)</sup>放埒・傲慢・淫蕩・かつ山ほどの資産とかかえ富んできた聖職者たちが、教会所領を手放さず、ために自らの国家の損失を招き、すなわち、闘う教会全体の・世俗の後援者たちは貧困におちいり、貧窮に迫られてやむなく盗みをはたらき、臣下に重税を課し、他の者を略奪し、またしばしば<sup>(40)</sup>食をせざるをえない、というのは、はたしていかなる律法によるのであるか。

さらにまた、<sup>(40)</sup>総じて聖職者が、どれほどまでも神の掟てにそむいてどのような類<sup>(40)</sup>の罪であれ犯すことがあった、ということとは、司教ユダ・イスカリオテ、修道士セルギウス、異端者の教皇レーオ、およびその他おびただしい数にのぼる伝道者に明らかなおりであり、これらについては、聖なる書および編年史が言及しているところである。いな、日々<sup>(40)</sup>見聞するところも同じことを教えているのであるが、このことを前提すれば明らかであるのは、チェヒ王国にあって、前提されたとおりに、伝道者が神の掟てにそむいて罪を犯している場合、国王は、神についてデューヒ王国の・至高の支配者であるのであるから、かかる伝道者を矯正することこそ、国王にとっての肝要事である、ということである。しかるに、頑強に悪事をつづける者たちの上に加える矯正で最も手柔かなものは、資産の没収であるの

であるから、帰結するのは、国王自身には、教会所領そのものをこのようにして没収することが、許されている、ということである。このことについていえば、もし伝道者が、馬を駆って略奪をはたらき、処女や貞節な人妻を暴力で汚すようなことがあったとする場合、かかる場合にも、戦斧、騎馬、弩、劍を彼らの上に加えることが許されなかったとすれば、これははなはだ驚くべきことであらう。また、伝道者が不法にも国王の暗殺ないし廃位の陰謀をめぐらしていたような場合、ないし王国を敵の手に売り渡そうとたくらんでいたような場合にも、払う償はひとしいのである。

(41) さらにまた。総じて聖職者が、クリスツスの律法にしたがって世俗の権力に要求するべきものについては、世俗の権力は、クリスツスの律法に基づきその要求のことごとくを、実行しなければならぬ。しかるに、富による妨げを受けている聖職者は総じて、その富の重荷を免れるための助力を、世俗の権力に要求するべきである。ゆえに、かかる場合には世俗の権力は、クリスツスの律法に基づいて、かかる富をすべて取得し保全し配分する職分を引き受けなければならないのである。小命題は、なにびとも、神からわが身に定められた職分にますます精励するための支えとなるのでなければ、富を所持するべきではない、というところから明らかである。ゆえに、総じて聖職者は、世俗の所有物による妨げをうけて職分を果たすことができなかったという場合には、その所有物をなげうつべきである。なぜなら、使徒たちも、使徒行伝、第六章〔第二句〕、でこのように述べて、同じようにしたからである。『われらが、神の言葉を棄てて食卓に仕えるのは、適当なことではない』。

上のことは、追証される。充分な力をそなえたクリスツス者は誰しも、とりわけひろく世の利益にかかわる事柄



については、隣人を助ける責務を課せられている。しかるに、富が、総じて聖職者を妨げて、自らの神に負うている職分を果たすことができなくなっているものとすれば、総じて聖職者から富を没収することは、大きな助力であったはずである。ゆえに、この点でさらに充分な力をそなえている者は、クリスツスの律法に基づき、かかる場合に、現世の財産を取り上げる責務を課されている。しかるに、この点で最も充分な力をそなえている者は、国王であり世俗の支配者である。なぜなら、これらの者は文字どおり、領有者すなわち世俗の資産の所有者と呼ばれているからである。そして、上のことは疑いもなく、寺領の重圧を取り去ることによって、とりわけひろく世の利益にかかわるのであったであろう。なぜなら、寺領は、自然の重荷であり、総じて聖職者が靈にかかわる職分を果たす上の妨げであり、救世主がルカによる福音書、第八章〔第七、第十一句〕で述べているとおり、神の言葉を刺し殺す刺し棒であるからである。

さらにまた、<sup>(43)</sup>国王と世俗の支配者とは、寺領の・第一の領有者であり、教会の上に心を勞する者であり、〔教会法、論点〕第二十三、問題・第五。君主たちが<sup>(44)</sup>が、に明らかたとおり、強制力によってかかる没収を行なう・第一の権能をもつ者である。そこには、聖イシドールスの語源論、第三十編・第五十三章の權威のもとに、つぎのようにしるされている。『世俗の君主たる者は、自らが、教会のために神に収支を報告する義務がある者であることを、わきまえなくてはならぬ。なぜなら、彼らは、クリスツスのために守護するようにと教会を受けとっているからである』<sup>(45)</sup>。また、つづいて同じ問題の中で、『国王の本分とは、裁判と正義とを行ない、請求者の手から、暴力によって抑圧されている者たちを解き放ち、権力ある者から抑圧を受けがちな巡礼者、孤兒、寡婦に庇護の手をさしのべることである』<sup>(46)</sup>。また、

つづいて同じ問題の中で、『国王は、盗みを拘束し、姦通を罰し、神を瀆す者を地上から抹殺すべきであり、父殺しと偽誓者とが生きるのを許すべきではなく、わが子といえども神を瀆す所業を許すべきではない』。このことについていえば、聖グレゴリーヌウスは、<sup>(46)</sup>司教が教会資産を悪用するのはどのような場合であるかを、明らかにし、教会法〔論点〕第十六、問題・第七。教会十分の一税を、の中に書かれてるように、しるしている。そこでは、教会資産は共有であるべきである、ということを教えたあと、つぎのように付け加えている。『われわれの耳に、かんばしからぬ風評がはいっているが、それによれば、司教のある者が、自らの管掌する司教区の伝道者に、教会十分の一税、および信者からの寄進不動産を渡さず、かえって俗人、すなわち衛士あるいは従者、ないしより重大なことであるが、縁者たちに、これを渡している由、である。このところから、以後、司教にして、神の命令に違反した者が見いだされた場合、その者は、最大の異端者および最大の反クリスツスの間にあって最小の者と見なされてはならぬし、また、ニケア公會議が聖物売買者について定めたとおり、贈物にせよ、僧祿にせよ、これを与えた司教、これを受け取った俗人は、永遠の劫火にゆだねられなければならない』。<sup>(47)</sup>それゆえ、信仰深い国王、君主、ないし支配者にして誰か、その母なる教会を毒する・かかる瀆神の者に抵抗しなかつた者がいるであらうか。このことについていえば、『教会法、論点』第三、問題・第二、司教が……した場合には、で教会法は、つぎのように語っている。『ところでもし、司教が、悪しき生きかたをして教会の資産を散逸させ、寄進のうち、司教区伝道者の生計にあてるべき財産の蕩尽が発覚するに立ち至る場合には、保護にあたる者、扶養にあたる者の例にならって、その地位から遠去けられるべきである。なぜなら、これらの者に財産の蕩尽の疑いがあつた時には、保護ないし扶養の権限は取り上げられ、やがて

その容疑の点が露見することになるからである』。(50)ところが、博士たちは、まず財産の蕩尽とうじんが立証されるべきであり、また、これが立証されても、訴訟が終るまでは、この司教に補祭をつけるべきである、と言う。しかし、これでは、世俗の君主から懲罰権が排除されたことになる。したがって、高位聖職者の懲罰が行なわれぬにしても、国王にとって肝要なのは、かかる高位聖職者の資産を市民法にしたがって処分することである、と考えられるのである。

(51) さらにまた。誰であれ教会の手足の一つ一つは、誰であれ・教会の・他の手足の一つ一つを助けなくてはならぬ。しかるに、世俗の支配者は、有産の伝道者とともに教会の手足であり、ゆえに、かかる伝道者を助けなければならぬ。しかるに、起こりうる場合として、なにもまさる助力が、かかる伝道者から寺領を没取することであった、ということもあるであろう。ゆえに、起こりうる場合には、この没取を行なわなくてはならないのである。それゆえ、権能、すなわち、使徒がローマ人の手紙、第十三章〔第四句〕で語っているところの剣は、かかる助力を行なうのに充分な力をもちうるものであり、そしてその帰結として、かかる伝道者に別のことを課するにも余りあるものである。あるから、世俗の支配者がそなえている権能は、かかる場合に総じて聖職者に懲罰を課するところまで拡大されるものである、と考えられる。いうまでもなく、出エジプト記、第二十三章〔第四——第五句〕に「明らかなように、仇の驢馬ろばが道に迷い、ないしは路上に倒れている時には、私はこれを仇のところへ連れて行ってやらなくてはならぬものとすれば、ましていわんや、新約に照らして私は、自分に与えられた機会と力とを用いて、邪悪の富のわなにかかっている・私の被保護者の魂を、悪魔ののどから解き放つてやらなくてはならないのである。これのためには、リンカンの手紙、第七十一」。

(52) さらにまた。ある権力は行為に基づき、ある権力は法に基づくものであるから、国王は行為によって、罪を犯している僧職者から教会所領を没収するもの、と想定する。また、この剝奪は、僧職者が俗世の生活を捨て、敬神の心をもって神に心をむける機縁である、と想定する。このような場合があることは、信仰深いひと、教会所領の汚けがれによって盲目めしになつていないひとならば、否定することはないのであろう。なぜなら、アウグスチーヌスにしたがえば、『数多くの者が人の目にも明らかな罪におちいったことは、自らの過ちをさとつて、いっそうへり下つた生きかたをし、罪の痛みをさとつてそれ以上罪を犯すまいと一段と心を用いるのに、資するものである』<sup>(53)</sup>からである。それゆえ、数多くの僧職者が貧しい者となり、市民生活上の支配を欠くことになつたとすれば、これはますます、右に資するものである。ゆえに、さきほどの場合をみとめれば、明らかになるのは、国王は、本来善い行為をするものである、しかるに善い行為はすべて、善い結果を生むものである。ゆえに、僧職者から上記の資産を没収するのは、善いことである、ということである。なぜなら、本来は悪しき行為も、その大部分が善き結果を生むことができるものであるならば、本来はどのような行為であれ行為は、ますます善き結果を生むからである。もとより、国王の権能からかかると、善い行為が生ずることは、神の愛ないし恩寵はじもに背馳へいしするものではないし、また、神がかかる場合に国王に権力を授与したことに、疑いの余地はない。なぜなら、神は、自らの心になかう事柄をなしとげるためにこそ、永遠にわたつてこの権力を授けたのであるからである。ゆえに、国王と総じて聖職者とが天にあって治めるもの、と前提すれば、天は、教会所領の・かかる剝奪を承認し、それをよろこんだはずである。たとえこのことが、われわれ教養のない人間にとっては、子どもじみた盲目さのゆえに怪しからぬことと映るにしてもである。

さらにまた。世俗の支配者<sup>(54)</sup>は、常に罪を犯している僧職者から、自らの自由裁量に基づいて、寺領を没収することができる、という・このことがもし誤謬であるならば、その場合には、そのことはまた、教会が辿るべき・正しい道にそむく虚偽でもあり、こうして異端の説であることになるが、それは、アウグスチヌスがしばしば主張しているように、聖なる書の中には一切の真理がある、<sup>(55)</sup>ということによるものである。そしてその帰結として、この誤謬は虚偽であるのであるから、帰結するのは、右の誤謬は聖なる書にそむくものである、ということである。ところが、国王と君主が、あの力は自らの王権に属すると信じている、という異議が頑強に唱えられていることも、確かである。というのは、その逆をみとめるとすれば、帰結するのは、僧職にある者が、大罪人である場合、王国とその国民とを破壊することができて、しかも国王には、総じて聖職者に抵抗することが許されない、すなわち、聖職者自身の手において大罪を犯させる火である喜捨を没収して、かつて自分が施した喜捨をわが手に握ることが許されない、ということであるからである。しかるに、国王が、かかる謀叛人から、国王に特殊な領有権のある・彼らの教会所領と、加えるにその他の財を剝奪することができず、またそれが合法でなかったとすれば、国王には、かかる謀叛人の身柄を罰することができず、またそれが合法でなかったことになるであろう。しかし、あの権能は国王の手にある王権の第一に位するものであるから、右のことは、あの権能そのものを破り、王国の支配権を奸策を用いてわが手に握るものであったであろう。

さらにまた。これまで数多くの・まことに位も高くしかも正統信仰の国王が、しばしばあの権力を行使したのであるから、右の反論は、聖職者の言い分を文言とおり主張するものであったであろうし、また、これらの国王の生き

かたを異端と宣言し、のちになってその魂に有罪判定を下すものであったであろう。もっとも、国王たちの世嗣、とりわけ子どもたちは、臆することなく、これを打ち砕いたことであろうけれども。もとよりこれでは、聖職者たちは、クリスツスに異端という悪口をあびせたパリサイ人と祭司とに似て、国王からしか教会援助金をもらえぬのに、自分の国王は明らかに誤謬を犯し異端の者である、という罪を着せたことになるであろう。しかしながら神は、自らの心になつた場合には、国王の心を動かして、かかる気違い沙汰を打ち滅ぼすことであろう。

さらにまた、国王が僧職者に寄付してあつた地代収益と教会所領との・第一の領有者は、僧職者であるか、あるいはその逆である。もし前者であるとするならば、間違いなく帰結するのは、あの僧職者たちが、わが王国の大半にわたり第一の領有者であり、こうして教会所領にかんしては僧職者は、国王に臣従する者ではない、ということである。僧職者は、自分でもそうした見解をとっているもの、と考えられる。第一の帰結は、地代収益の四分の一ないし三分の一が、わが王国の・僧職にある者の手に握られている、ということによって明らかである。そしてだからこそ、彼らは、司祭と呼ばれるのをいやがり、高位聖職者領主、修道院長領主、司教領主、教区牧師領主、司祭領主、と呼ばれたのである。そして誰であれ、もし司祭などと呼ぶ者がいようものなら、まるで、廷吏、獄吏とでも呼ばれたかのように、いつまでも腹を立てているのである。しかしながら、聖者たちが、僧職者たるものは、領主ではなく、貧しい者たちの保護者である、と述べて望んでいるように、地代収益と国王が寄付してあつた寺領との・第一の領有者が、僧職者ではないとするならば、その場合に残るのは、国王があつた資産の・第一の領有者である、ということであり、そしてその帰結として、国王は、罪を犯している僧職者からその資産を没収し、これをクリスツスの・貧

しい者たちのために支出することができることになるであろう。そしてだからこそ、教会法は、『さらに善いことを心がける場合のように、必要な時には、教会の資産は、伝道者の手から引き離される』と述べているのである。――「教会法、論点」第十二、問題・第二、教会が……と同じく、の章。第二節。<sup>(56)</sup>このことについていえば、聖アムブローシウスは、「教会法」第九十六節、に明らかかなように、教会に奉納された器物でも、売却、消費することが許される場合を、定めている。『しかし、教会にある・金ないし宝石ないし金でできた器物ならびに衣服で、教会の使用にふさわしくなく、保存にたえず、また長くは使用にたえなくなったものは、どのようなものであれ、正当な評価のもとにこれらを売却するべきであり、その支出は貧しい者たちの敬神に役立つものであるべきである』。<sup>(57)</sup>そしてこの言葉を、アムブローシウス自身、職分について、第二編、によって詳しく述べている。<sup>(58)</sup>

さらにまた。聖堂騎士団の所領の破壊とその他の・一身上の理由による没収とに照らして明らかかなように、これまでに数多くの国王が、総じて罪を犯している聖職者から教会所領を残らず没収したことがしばしばあるのであるが、しかし、論敵の申し立てで明らかかなように、<sup>(60)</sup>かかる没収が適法であったためには一度もなく、また適法に没収することができたはずもなかった。ゆえに、この点について国王たちの所業は、適法には行なうことのできないやりかたによるものであったのである。このところからさらに帰結するのは、この点について国王たちの所業は、正当には、すなわち神の律法に基づいては行なうことのできないやりかたによるものであった、ということである。そして、<sup>(59)</sup>秤量に発する・人間の行ないはすべて、適法であるか、でなければ不適法であるか、正当であるか、でなければ不当であるのであるから、帰結するのは、国王たちの・あの所業は不適法であり不当なものであった、ということである。もし

てさらに帰結するのは、これらの国王は、かかる者として、肉体をも魂をも呪のろのうちに失わせるがゆえに危険な誤謬におちいった、ということである。そして、この誤謬が正統信仰の真理にまっこうからそむくものであることは、三つの理由によって明らかである。第一に、国王たちは、かかる所業によって、許されてもいなかったし許されるはずもなかった事柄を、行なったからである。第二に、国王たちが他人の財物を没収したのは、「モーセの十戒の」第二表の命令にそむくものであったからである。そして第三に、国王たちは、コリント人への・第一の手紙、第十六章〔第十四句〕で使徒が言っている・正統信仰の真理にそむいて、愛によってこのことを行なったのではないからである。『なんじらの行ないはすべて、愛によって行なわれるものでなければならぬ』。そして以上すべての先行命題は、論敵もみとめざるをえないものである。しかし、この誤謬が事実に基づいていると前提するならば、国王たちが、自分の権能を適法としこれによって、罪を犯している僧職者から教会所領を取り上げようと望んで、あの誤謬を頑強に擁護したのであれば、この場合には、国王たちは異端の誤謬を犯してははずである。このところからさらに帰結するのは、頑強にかかる所業に出る国王たちは、異端の者であったであろう、ということであり、もしこれを死ぬまで擁護していたとすれば、かかる国王たちは、異端の者、呪のろわれた者としてこの世を去ったであろう、ということが帰結する、ということである。このところからさらに帰結するのは、資産所有聖職者ですでに述べたところを信じている者は、すでにみまかった・上記の国王たちのために祈ってはならなかったはずである、ということである。

さらにまた。皇帝ないし国王(64)としては、喜捨の悪用が、王国の損失と福音の宣教の排除とを結果する場合には、その喜捨を剝奪することができるような、またそれが合法であるような・寄進の仕方を教会にたいしてすることができ



たばかりでなく、それがまた、皇帝ないし国王にふさわしいことでもあったのである。ゆえに、皇帝ないし国王は、右の条件のもとで、聖職者の・いづれかの教会に寄進をしたもの、と前提されなければならない。上述の<sup>(68)</sup>ところから、論証は、つぎのようにして行なわれる。皇帝ないし国王が、上の文言にしたがってブラハ教会に寄進を行なっていたとすれば、それが王国の損失を招き国王を蔑視する結果を招き福音の宣教が排除される結果を招いたという理由から、皇帝ないし国王としては、自分が施した喜捨を剝奪することができたし、またそれは合法であったはずである。しかるに、皇帝ないし国王としては自ら、かかる条件のもとでブラハ教会に寄進を行なっておくことができたのであるから、ゆえに、総じて聖職者が皇帝、国王を蔑視するという理由から、施した喜捨を剝奪することができたし、またそれは合法であったのである。それゆえ、あの条件は合法であり誠実なものであったし、また国王と王国との慣行は、事実としてあの条件が付加されていたことを教えているのであるから、わかってくるのは、聖職者がどれほど罪を犯そうとも、わが国の君主たちは自ら、その聖職者から教会所領を没収することはできなかった、とする主張は、余りにも不敵なものである、ということである。いな、わが国の君主たちが、かかる条件を付加したのは、まったく避けられぬところであったし、加えるに、喜捨を受ける者が上述したほどまでの罪を犯したのも、まったく避けられないところであったのであるから、明らかなのは、起こりうる危険が迫る場合には、わが国の君主たちは自ら、自分が施した喜捨を剝奪することができたし、またそれはまったく避けられぬところであった、ということである。そして、このことによって帰結するのは、将来ひとしい事態が起こる場合には、わが国の君主たちは自ら、自分が施した喜捨を剝奪することができるであろう、ということである。

さらにまた。チェヒの国王<sup>(66)</sup>ないし皇帝としては、自国の教会に寄進を行なうさい、自らの王国の衰微ないし損害をもたらす目的で寄進を行なうことは、してもならなかったし、またすることもできなかったのである。なぜなら、すべての権能は神から出るものであるが、神は、右の目的で権力を授与するはずがないからである。しかるに、であるとすれば、国王ないし皇帝が、上記の条件を暗黙のうちに諒解せずに、無条件で自国の教会に寄進を行なった、ということは、この前提に抵触したはずである。ゆえに、あの条件が暗黙のうちに諒解されていなければならなかったのであり、そしてその帰結として、総じて聖職者による蔑視が生じた場合には、国王が教会所領をわが手におさめても、総じてその聖職者に不法を行なったことにはならないのであって、これの理由は、あの条件が、総じて聖職者の過失によって消滅している、というところにあるのである。この論証の小命題はしかし、つぎのようにして明示される。わが国の教会に寄進される・あの資産のすべてが、直接そのまま教皇の所有に帰し、したがって、王国の四分の一をこえるものが永代土地保有に移ってしまったところから、国王は所有地ないし身柄にたいして介入できないとするならば、帰結するのは、わが国の国王もチェヒ全体の国王ではない、ということである。なぜなら、四分の一以上が、聖職者のために永代土地保有として切り離されてしまったからである。いな、所有地は、総じて聖職者にとつては引きつづき増して行き、王国の貴族、貴族の封臣団およびその他の俗人にとっては引きつづき減って行くのであるから、帝国に見られるように、ほぼ全部の所有地がチェヒ王国の聖職者の手に移ってしまうことも、たやすく生じうるのである。この想定にたてば、わが国の国王と貴族との領有権も、払拭されてしまうであらうし、そしてその帰結として、王権も払拭されてしまうことであらう。なぜなら、聖職者の言うところによれば、聖職者がどれほどの罪

を犯しても、国王には、総じて聖職者ないしその所有地に干渉することが許されないのであり、また、教会所領の悪用からどれほど大きな・王国の危機が結果するにせよ、国王には聖職者の教会所領を剝奪することも許されないからである。その理由は、聖職者の言うところによれば、聖職者は、身柄の上でも資産の上でも、国王の権力を免れている者であり、そして直接に教皇に臣従している者である、というところにある。そしてだからこそ、聖職者は、王国に身をおきながら、恥を知らぬ悪事をはたらいてしかも国王による矯正を肯んじないのであり、まるで天使か悪魔でもあるかのように、国王の王国に身をおきながら国王に臣従しないのである。

さらにまた、聖グレゴリー(68)の決意〔教会法、論点〕第十一、問題・第三によれば、『自らに委ねられた権能を悪用する者は、特権をすべて放棄するべきである』。しかるに、国王から施された喜捨を悪用している聖職者は、自らに委ねられた権能を悪用している者である。ゆえに、あの寄進は特権なのであるから、帰結するのは、かかる聖職者はあの特権をすべて放棄するべきである、ということである。しかしながら、特権を放棄するのは、その特権を許与した国王にたいしてでなくて、いったい誰にたいしてであるのか。いうまでもなく、特権を解釈し擁護するのは聖職者であるが、これを許与するのは国王である。

上のことは、マタイによる福音書、第十三章〔第十二句、および第二十五章・第二十九句〕によって、追証される。『持っている者は皆、与えられ、豊かになるであろう。これにひきかえ、持っていない者からは、持っていると思なされるものが、取り上げられるであろう』。ゆえに、国王は、このとおり義を行なう権限に基づいて豊かになる責務を課せられているのであるから、わかってくるのは、国王からの喜捨を受けている者にこそ、自分では持っていない喜

捨を持つている、と見なされることが該当する、という前提によって、喜捨を受ける者の没収は、国王の手で行なわれるべきである、ということである。

(69) 上のことは、また、靈の喜捨を行なう義務を命じた律法によって、追証される。なぜなら国王は、神の定めた法によっても王国の法によっても、自らの臣下にたいし、力を尽して正義を遵守し慈悲の心に発する・靈の奉仕の義務を遵守する義務を、課せられているからである。しかるに、かかる慈悲の心に発する奉仕で国王に属するものの・第一位にするのは、国王としての喜捨をつづけるため、強制力をもって懲罰を加えることであつたであらう。ゆえに、国王は、この・第一の奉仕を遂行しなければならないのである。このことについていえば、教会所領の没収によって文字どおり最大の損害をこうむる聖職者は、俗人にたいし、祖先代々の喜捨の効力を引きつづき存続させるべきであると要求する。けれども、寄付が、特権すなわち喜捨を根拠につづけられる、という条件のもとでは、教会が喜捨の・その仕方から益を受けるのでない限り、効力の存続は生ずるものではない。喜捨を受ける者が喜捨を悪用する限り、特権は取り消されるのである。これは、先行する追証のさいに援用された・聖グレゴリーユウスの決定にしたがうものである。(70) それゆえ、喜捨を受ける聖職者が要求するように、もし世俗の支配者が、自分を世嗣とする先祖が施した喜捨を存続させる義務を課せられているとするならば、その場合には、世俗の支配者が、先祖と世嗣との関係から帰結する・一切の事柄にたいして義務を課せられているのは、形式の上でということになる。なぜなら、もしそうでなければ、世俗の支配者は、神が定めた義務を行なう能力にそむいて、それに矛盾するものに義務を負った者、すなわち、奢侈・淫逸の者にたいしてまで喜捨そのものを施し、彼らがその喜捨を悪用するのを擁護する義務を負った者

に、なつたはずだからである。しかし、この論拠によれば、国王と世俗の支配者とは喜捨の形式が欠けることになる。ゆえに、国王と世俗の支配者とは、祖先が行なつた喜捨を永代保有権の形で尊重する責務を課せられているのであるから、上述のように、靈の喜捨を命ずる律法によって自分の臣下に懲罰を加える責務を課せられていることになる。国王と世俗の支配者とはまた、義務に基づいて責務を課せられているのであって、すなわちその義務によれば、国王と世俗の支配者とは、自分に服従する者たちにたいして正義を行ない、かつ、自国の国民の損失を招くおそれが最大である危険をはらむ不法は、これを払拭する責務を課せられているのである。

明らかなのは、国王と世俗の支配者とは、かかる場合には、自らの資産を聖なる教会のために回復し、すなわち自らの資産を、自らの神と自らの王国とを蔑視する者たちの手から没収する責務を課せられている、ということである。なぜなら、これが、最初の寄進のさいの契約であつたからである。このことについていえば、上述の・ひとしい諸点に加えて、もしわが国の国王に、総じて自国の聖職者にたいし慈悲の心に発する・懲罰の奉仕を行なう権能がないとするならば、国王は、わが王国全体にたいし政治上の支配を行なうに足りる力がないことになる。いな逆である。われわれが聖なる書と教会の特権について述べられている言葉とによく心すれば、知ることができるのは、国王のもつ特権の中に語られているのは、国王には、聖職者にたいしてかかる強制を加える権力がある、ということであり、そして、聖職者が特権を手に入れるのは、まさに彼らがかかる首長を上にいただき、したがって正当にこの首長に臣従すればこそである、ということである。

さらにまた、国王、君主、およびすべての・世俗の支配者は、兄弟愛に発する懲らしめを加えなければならぬ事情

が目の前にある時には、必要とする者にかかる懲らしめを加える責務を課せられている。しかるに、総じて聖職者がかかる事情を伴って罪を犯すことはありうるし、兄弟愛に発する懲らしめの・最も有効なものが、悪用している教会所領をわざと奪い取ることであった、ということもありうる。ゆえに、世俗の支配者がクリスツスの律法に基づいてこれを行なう責務を課せられている、ということはあるのである。しかし、教皇による恩赦、特権許与、ないしは赦免がこれを排除する、などと言ったところで、有効ではない。なぜなら、およそ正統信仰の者にとって、クリスツスの代理人〔教皇〕には、自らの言い伝えに基づいて、クリスツスの代理人たる者は、クリスツスの律法の実行を拒むべきであり、あるいはそれを妨げるべきであり、また、世俗の支配者が教会の益となる矯正を行なうのを妨害するべきである、という趣旨の決定を下すことが許されている、などと願うことがあってはならないからである。いうまでもなく、いかなる人間にも、自分がどれほどの罪を犯しても、自分を矯正することは権力者には許されていない、というところまで罰を免れることは許されていないのである。

このことについていえば、聖ベルナルズスは、教皇エウゲーニウスに与える書、第三編、で、ひろく世を益することのない恩赦 (*dispensacio*) を指して濫発 (*disipacio*) と呼んでいる。これについて聖ベルナルズスは述べている。『貴下は、恩赦を行なうのを貴下が禁止する理由ありや、と言われる。なし。しかし、濫発を禁止する理由は、ある。私は、貴下が恩赦を発する者の地位にあるのを知らぬほど無知ではないが、しかし、それは、教会をたてるためのものであって、破壊するためのものではない。ところが、恩赦を発する者に要求されているのは、信仰深い者と見られることである。緊急やむをえない場合には、恩赦は許容されるものであり、有益さから請求される場合には、恩赦は

賞賛に値いする。有益、と私が言うのは、ひろく世にとって、の意であり、自分にとって、の意ではない。なぜなら、かかる条件がなにより一つ存しない場合には、それは、明らかに、信仰のための恩赦ではなく、信仰と相容れぬ濫発であるからである<sup>(72)</sup>。』。

見よ、この聖者の・上の言葉から明らかなのは、聖職者がどれほど罪を犯しても、教皇以外の者による懲罰は受けるべきではないとしてこれの罪を免れさせるとすれば、これは、信仰のための恩赦、特権許与、ないし赦免ではなくて、信仰と相容れぬ濫発である、ということである。そもそも、聖職者が野生の牡牛となって淫蕩<sup>いんとう</sup>にふけり、手綱をはなれた馬となつて隣人の妻にむかい色情の嘶<sup>いみな</sup>きをあげ、にも拘らず、これほどの重罪を犯している者たちに、主の律法に基づく軛<sup>くびき</sup>ないしは馬銜<sup>ばみ</sup>が君主の手をつうじておかれることがない、ということが、教会にとっていかなる益であるかといふのであろうか。いうまでもなく、特権許与、恩赦、ないし赦免は、聖職者が罪を犯すのを權威づけるものであつてはならないのである。なぜなら、「教会法、論点」第二十三、問題・第四、にアウグスチヌスの權威のもとに述べられているからである。『罪を犯す者は、律法の權威に基づいて罪を犯しているのではなく、律法の權威にそむいて罪を犯しているのである<sup>(73)</sup>。』。

さらにまた。教会所領<sup>(74)</sup>の追加は、ふつう、肉体上の・現在の救いにとってぬきさしのならぬ必要に迫られて行なわれるものではないが、しかしそれとことなり、悪用に基づく剝奪は、肉体および魂の・永遠の救済にとってぬきさしのならぬ必要に迫られて行なわれるものである。なぜなら、これは、錯乱のあまり自殺しようとする者の手から刃物を取り上げることのほうが、殺そうと迫るひとに追いつめられている者にわが身を守るための刃物を渡すことにくら

べ、より深い慈悲の心に発する奉仕であるのとひとしいからである。というのは、人間が他人に殺されるよりは、このように自殺することのほうが、より重大であったはずであるからである。なぜなら、後者は呪のろむべきものであるが、前者は正当であるかないしは正義にかなっているからである。また〔教会法、論点〕第五、問題・第五、によれば、聖アウグスチヌスは、適切である。『甘言を呈する者すべてが』、とアウグスチヌスは言っている、『友人であるとは限らず、苦言を呈する者すべてが、敵であるとは限らない。いうまでもなく、敵の口車よりは友人の拳骨のほうが、身のためになる。なぜなら、口柔かにだますよりはきびしく愛するほうが、身のためになるからである』。そして、つづく言葉も、適切である。『食うに心配のない者が義をないがしろにするのであれば、餓えた者にパンをやつて、満ち足りはしたがその結果として不正に惑わされさせるよりは、餓えた者からパンを取り上げることのほうが、益がある。また、錯乱した者の手足を縛り上げるひと、良心の麻痺した者に心の痛みを感じさせるひとは、両方の者に苦痛を与える者でありながら、両方の者を愛しているのである』。<sup>(75)</sup>アウグスチヌスは、このように述べている。アウグスチヌスの範にしたがえば、聖職者が義務どおりに自分の職分を執行するよう、これに喜捨を施すのが世俗の支配者の義務であるとすれば、施された喜捨を悪用している聖職者から、その喜捨を没収することもまた、愛の律法に基づく・世俗の支配者の義務である。なぜならこれは、悪用によって聖職者が自らの魂を殺すことのないようにするものであるからである。

<sup>(76)</sup>このことについていえば、わがチエヒ王国の地位高きひとびとについて格段におそれなければならぬ罪の一切のうち、盲目な敬神、偽りの慈悲、および気脈をつうじた放慢がある。これらは、あるいは不注意に発するものであり、



あるいは、これが最もおそるべきものであるが、罪への同意が金銭で売買され、総じて聖職者の手にある喜捨によってクリスツスの敵が擁護されるという不正が行なわれる場合である。このことについていえば、アウグスチヌスは、マケドニウスに与える書簡、第三、で述べている。『かかる者にたいしては、われらの助力を与えるよりは、取り上げることのほうが、慈悲である。なぜなら、罪を犯すのに手をかす者ではなく、むしろ、罪を犯すのをくつがえしふりする者こそ、助力を与えているのであるからである』<sup>(17)</sup>。このことについていえば、驚くべきことに、なぜか聖職者は、自分の足に刀の刃先やとげが刺さった時には、ふつうに歩けるように、世俗の者にこれを抜くのを許すのに、富が愛をくつがえす時には、そうではなく、クリスツスの足跡を正しくたどって歩み魂の救済がえられるようになるために富を引き離すのを、世俗の者に許さないのである。おそらく、聖職者は、こうすることによって、自分にはおのれの魂より足の裏のほうが大切なのだ、ということを示しているであろう。なぜなら、もし魂のほうが大切であったのなら、その場合には、寺領の略奪さえも喜んで甘受したはずであるからである。なぜなら、ぬきんでたクリスツス者は、このとおりのことをしたからであり、このひとびとにあてて使徒は、へブル人への手紙、第十章〔第三十四句〕、でしたためている。『なんじらは、なんじらの財の略奪をも、喜んで忍んだ。それは、なんじらが、自分たちにはさらに高い・失われることのない財宝があることを、知っている者であるからである』。いな、彼らの救世主が、自らに罪なきにも拘らず、自らの衣服を奪われても、いな、残酷この上もなく・汚辱にまみれはてた死さえも、へり下ってしかも進んで甘受したのであるから、聖職者としては、自らの犯した罪と自らの首かしら〔クリスツス〕の例とに照らしても、かかる没収を心静かに甘受する気持になるべきであったはずである。ところが、邪悪な富の没

収に反抗してすら、あれほどまでに烈しく不平を鳴らすのでは、どうして彼らに、クリースツスの名のために、屈辱を受け、頬を打たれ、唾を吐きかけられ、拳骨でなぐられ、教えに殉じ、身の毛もよだつ死にさらされることを甘受することができたであろう。かかる聖職者は、アムブローシウスの書・地上の蔑視について、に述べられている言葉に思いをひそめてはいないのである。この書でアムブローシウスは言っている。『おお、哀れなる人間よ、なんじは、どれほどの数の欺きにもあそばされ、どれほどの数の苦痛に惑わされていることであろう。しかし、なんじは、どれほどの数の畏にかかっていることであろうか。なぜなら、なんじは、地上の財宝を奪われることをおそれ、なんじの魂、すなわちこの上なく尊い被造物を奪われるのをおそれぬからである』<sup>(78)</sup>。

さらにまた、神<sup>(79)</sup>が存在することができたとすれば、必ず神は、僧職者が、自らの資産を略奪されるのを相当とする程度にまで、罪を犯すのを許したはずであり、また神がその略奪を生じさせることができたとすれば、必ず神は、世俗の支配者に、略奪の原因を正当に処罰させたはずである。ゆえに、あの条項は真実である。しかしながら、おそらくは言われるであろう、世俗の支配者は、自らの自由裁量に基づいて、かかることをすることができる、という・あの一項目を加えたばかりに、<sup>(79a)</sup>上記の努力もすべて無駄になる、と。けれども、真実の論理学と形而上学とに心してみれば明らかであるのは、明らかに帰結するのは、かりに国王および世俗の支配者には、自らの自由裁量に基づいてかかることをすることができないとするならば、その場合には、国王と世俗の支配者とは、かかることはそもそもそのまゝすることができない、ということである。というのは、あの自由裁量とは、司法上の権能であるか、ないしは、かかる権能から発する・司法上の措置であるからである。そして、どちらをみとめるにせよ、かりに世俗の支配者に、かかる

権能ないし措置にしたがってかかることをすることがそもそもできないのであれば、その場合には、総じてかかることができないことになる。なぜなら、かりにローマの大主教の自由裁量、ないしわが王国の大司教の自由裁量、あるいはわが王国の聖職者全部の自由裁量をまたざるをえなかったとすれば、国王ないし王国の俗人は、かかる権能を持たなかったことになり、この権能は、主だった聖職者と彼らの領地とに座を占めることになったであろうし、こうして国王はチェヒの国王ではなく、王国の貴族もまた誰ひとりとして世俗の支配者ではなかったことになるからである。というのは、貴族の・封臣としての奉仕はことごとく、総じて聖職者のものとならずにはいなかったであろうからである。そしてその帰結として、総じて聖職者が自ら、世俗の領分でも国王の上に位する支配者となったことであろうが、しかしこれは、クリースツスの律法にまっこうからさからうものである。なぜなら、ルカによる福音書、第十二章〔第二十五——第二十六句〕、で救世主は述べているからである。『異邦人の王はその民を支配し、民の上に権能をふるう者は、恵み深い者と呼ばれている。しかしながら、なんじらは、かかる者であってはならぬ』。この言葉についてベルナルツスは、<sup>(80)</sup> 教皇エウゲーニウスに与える書、第二編、で述べている。『明快である。使徒は、支配者となることを禁じられているのである』。

さらにまた。僧職者は、自らの善行によって、国王と国の司<sup>つかさ</sup>であるひとびとから、ねんごろに賞賛を受けるのであるが、それと同じく、罪を犯している限りは、自らの悪行によって、これらのひとびとから、ねんごろな処罰を受けなくてはならぬ。この帰結は、有効である。なぜなら、善行のゆえに賞賛を受けるより、罪のゆえにへり下って処罰を受けることのほうが、人間にとって益があるからである。このことについていえば、聖グレゴリーユスは、自ら

に迫害を加えた皇帝マウリーキウスにあてて、したためている。『もとより私は罪人つみびとなのでありますから、貴皇帝が私に、神への仕えかたが悪いと、苦しみを与えれば与えるほど、貴皇帝は、全能な神の心をいよいよ貴皇帝にむけてやわらげることになるもの、と私は信ずるのです』。

ゆえに、この・聖なる教皇が、罪も犯さぬのに、かくまでへり下って皇帝による抑圧を甘受したとすれば、総じて聖職者が、罪を犯しながら、自分が臣従の責務を課せられている国王ないし国の司つかさたるひとびとからの処罰を、へり下って甘受しなかったのは、なぜであるのか。というのは、クリースツスの・直接の代理人（ペテロ）は、ペテロの・第一の手紙、第二章〔第十三——第十五句〕、で述べているからである。『なんじらは、神のために、人間のつくったものすべてに服従するがいい。それが、ひとびとの上に立つ王であれ、あるいは、いわばその王からつかわされた・国の司つかさたちであるにしても。服従の目的は、悪あくしき者には処罰じふが加えられ、しかし善よき者には賞賛しょうさんが与えられるところにあるが、これは、それこそが神の意志であるからである』。

このことについていえば、右の掟てにしたがおうと努めた教皇レオは、皇帝ロドウィイクスに臣従する。これは、〔教会法、論点〕第二、問題・第七、につき言葉でしるされているとおりである。『もし私が、なにか不当な行ないをし、すなわち、会衆にたいして正しい律法の道を守っていなかったとすれば、私は、貴皇帝ならびに貴皇帝がつかわされるひとびとによる裁きをうけてすべての非を正したい、と存じております。なぜなら、他のひとびとを矯正する義務を負っております私が、それよりも重い罪を犯したのでは、私は、申すまでもなく、真理を学ぶ者ではなく、——これは、口にするのも苦痛であります——他のひとびともまして、過ちを教える者となると存ずるからであ

ります<sup>(82)</sup>。また、「教会法」第十節、では、服従について、皇帝にこのようにしたためている。「貴皇帝ならびに貴皇帝の先任者たる大主教の文書ないし勅令で、さからうことのできぬものとして尊重し遵守するべきものにつきましては、私は、恩寵深いクリスツスにかけて私にできました限り、またできます限りで、現在と永遠とにわたってあらゆる方法でこれを守る者でありますことを、明言いたすものであります。そして、あるいはなに者が、これと異なることを貴皇帝のお耳にいったか、ないしは、いれようとしていたかとも存じますが、もしそのようなことがあったといたしますれば、その者はまぎれもなくひとを欺くものであるとご承知下さるよう<sup>(83)</sup>」。見よ、この・敬神の念に充ちた・聖なる教皇は、皇帝たちを大主教と呼び、使徒ペテロの掟てにしたがって、皇帝に服従もし処罰に服しもしているのである。ゆえに、チェヒ王国の・総じて聖職者が、神のために、これと同じく国王に服従することもせず、また、罪を犯した場合に、国王の処罰に服することもしなかったとすれば、それはなぜであるのか。服従するとは、ひとり国王にたいしてのみでなく、国の司<sup>つかさ</sup>たるひとびとにたいしてであり、ひとり国の司<sup>つかさ</sup>たるひとびとにたいしてのみでなく、人間のつくったものすべてにたいして、である。なぜなら、現世にあって神のためにへり下った者ほど、「来世にあっては」それだけいっそう神の前に高められる者となつたはずであるからである。しかるに、これを妨げるのは、傲慢の心でなくてなんであるう。この傲慢によってこそ反クリスツスは、この上もなくへり下る主イエー ス・クリスツスを見下して、驕<sup>おご</sup>りたかぶるのである。

さらにまた。教会所領没収についての・上記の見解は、処女ヒルデガルトの予言から明らかである、と考えられる。この予言は、教皇エウゲーニウス<sup>II</sup>の時にトリエル宗教会議に出席したフランク人、イタリヤ、ドイツの・多数の司

教によって承認された・ヒルデガルトの著述の中に語られているものであり、この宗教会議には聖ペルナルズも列席したのであるが、この処女は予言してつぎのように語っている。『これらの国王たちおよびその他の俗人で神の裁きに励まされた者たちは、鋭く反撃に立ち、そして自らを侵略する者について述べるであろう。われらは、かかる者たちが、われらと、われらの領地、農地、およびその他の・世俗の財産とを、支配するのを、好まぬ。なぜなら、かかるものを支配する君主として立てられているのは、われらであるからである。また、白色の・長き法衣と祭服とをまとった<sup>くは</sup>剃髮の聖職者が、われらにまさる・あまたの軍兵と、しかもさらに精強な武器とをたずさえる姿が、いかにしてふさわしいものであろうか。もとよりまた、聖職者が軍人であり軍人が聖職者であることは、互いに相容れるものではない。このゆえに、われらは、彼らが正しからずに、不正に、所持しているものを、彼らの手から引き離さなければならぬ』。また、そのあとで、『いうまでもなく、全能なる父は、万物を正しく分かち与えた。すなわち、天は、天にあるものに、地は、地にあるものに、分かち与えた。そして、人の子の間にも、これとひとしく、正しい分配が行なわれなければならぬ。すなわち、聖界の人間は、自らの使命にかかわる物を所持するべきであり、これにひきかえ俗界の人間は、自らにふさわしい物を所持するべきである。これは、両者いづれにも属さぬ物が、略奪をひきおこして、互いに相手を抑圧することにならぬようにするためである。いうまでもなく、神の命ずるところは、ある・人の子は上着と外套とを受け取れ、別の・人の子は裸のままよいよ、ということではなかった。神が命じたのは、後者には外套が、前者には上着が、分かち合わなければならぬ、ということであったのである。だとすれば、世俗の者は、世俗の配慮のおびただしさもあり、またその子どもたちは絶えず成長をつづけかつ数もふえて行くことでもある

から、外套のほうをとるべきであり、しかし、聖界にある者に上着を分けてやって、聖界にある者が着る物に困ることもなければ、また必要以上のものを所持することもないようにしなければならぬ。この理由から、われらとしては、前述の物がすべて分に応じて分配されるように、必要の度合を判定し、秤りにかけて選び、そして、外套と上着とが二つながら見いだされる場合には、外套を取り上げて、これを無一物の者たちに与え、この者たちが貧しさのゆえに生命をおとすことがないようにするのである<sup>(84)</sup>。上記の処女ヒルデガルトは、このように述べているが、この言葉は、明らかに、世俗の支配者の手によって僧職者から教会所領が没収されることを予言したものであり、将来かかる没収が行なわれるとすればその理由はなんであるのか、また、没収された財産が無駄に費されないためにはその分配の方法はいかにあるべきかを、明示しているものである。

さらにまた。フーゴは、聖餐<sup>せいさん</sup>について、第二編・第二部・第三章、および第七章、で『俗人は』、と言っている、『地上の財すなわち地上の生活に必要な物を扱うのであるから、クリスツスの体<sup>からだ</sup>の・左の部分である。しかし、聖職者は、靈の生活に属するものを管理するのであるから、いわば、クリスツスの体<sup>からだ</sup>の・右の部分である』。そして、両方の用語の意味を解釈したあとで、つぎのように言っている。『聖職者は、神と神にかかわるものとのほかは所持すべきではない。聖職者は、神に捧げられた教会十分の一税と寄付不動産とによって生計を立てるよう、定められているのである。なるほど、信仰深いクリスツス者である俗人には、地上の財を所有することがみとめられているが、聖職者には、靈のための財が託されているのである<sup>(85)</sup>』。これは、旧約の場合と同じである。また、第七章でフーゴが言明しているのは、クリスツスの教会の・あるものに、信徒の・敬神の念により、地上の権力者の権利を傷つけずに、〔所有

が]みとめられていることの経緯である。これは、混乱が生じたためであって、それは、神が秩序の乱れたものをな  
 に一つ承認するはずがない、ということによる。このことについていえば、地上の君主が教会にたいし、ある時には  
 ただ使用権のみをみとめることもあり、またある時には使用権と正義を執行する権能とをみとめることもあるが、正  
 義を執行することは、聖職者には、僧職者としての身分によっては、すなわち聖職者個人としては、できない。しか  
 し、教会は、この職分をつかさどる俗人役員をもつことができる。『しかしながら』、とフーゴは言っている、『これは、  
 教会が、自らに権能があるという・このこと自体、地上の君主によってそうであることを、みとめなければならず、  
 自分の資産は決して国王の権能から引き離されえないことを、理解しなければならぬためである。いな、根柢ないし  
 必要に基づく要求があった場合には、必要に応じてあの資産自体が君主にたいする服従の義務を負わなければなら  
 ないのである。なぜなら、国王の権能をもってしても、教会にたいして負っている守護の義務を他に譲渡することがあ  
 ってはならないが、それと同じく、僧職者身分の手にあるとはいえこの資産自体も、守護〔を理由〕に国王の権能に  
 たいして負っている・服従の義務を拒むことは、正当にはできないからである』。<sup>(86)</sup>フーゴは、このように述べている。

補正 (P. は、底本のページを、L. は、そのページの行を、それぞれ示す)

p. 166	L. 3	combruetur	combruetur
p. 166	L. 16	vicis	vicis
p. 168	L. 5-6	consecraverat	consecraverant



p. 169	l. 29	recongnoſcas	recognoſcas
p. 171	l. 10	obpungnetur	obpugnetur
p. 173	l. 3	Paschafii	Pafchalis
p. 173	l. 20	precipis	precipitis
p. 173	l. 21	qui (!)	que
p. 174	l. 3	congnoſcitis	cognoſcitis
p. 175	l. 4	dominium temporale	dominum temporalem
p. 179	l. 21	equm	equum
p. 182	l. 22	illi	ille
p. 183	l. 7	impungnarent	impugnarent
p. 185	l. 8	regio	regis
p. 185	l. 12	docent	docet
p. 186	l. 13	Reno	Regno
p. 188	l. 21	quemquam	quiquam
p. 189	l. 16	abufi	abufu
p. 191	l. 2	deciperis	dceperis

p. 193	1. 32	concedit	concedant
p. 194	1. 21	patricinio	pro patricinio
p. 194	1. 23	quam	quam

(1) 下 r・I・255。「第六十八節。このことについては、教皇ダーマス(Damasus, c.305—384/385)は、(プンリカの司教に与える書簡、第五)言う。第五章。村落副司教の制度は、教皇庁によって否認されている。村落副司教は、教皇庁によつても全地区の司教によつても、禁止された。まことにこの制度は、あまりにも不法であり、あまりにも歪んでいる。その理由は、村落副司教が、伝道者の・至高の職分の一つを自称するにも拘らず、この制度が一切の權威を欠くところにある。…根拠を欠くものは、必ず抜き去られなければならない」。

ダーマス『疑作品(Opera apocrypha)』中の『書簡・第三。村落副司教について(Epistola, III. De Chorepiscopis…)』。ただし、右の中には、「根拠を欠くものは……」の文言は見えない(PL・13・432)。

(2) ウィレム『哲学、第一編』プラハ大学図書館所蔵・稿本(Vlem: Philosophia, liber I. Codex bibliothecae universitatis Pragensis. IX. A H.)二八三葉v b—二八四 r a。 ユヴェナリス(Juvenalis, 60?—140?)の『諷刺詩(Satura)』「第二編・第一行——第十四行」の中に見える。「クリュウス(ローマの執政官。節儉有徳をもつてきこえた)ぶりをよそおひながら、パッコスの放蕩にふける者たちが、品行などに口を出すたび、ここから逃げ出して黒海と氷洋の彼方へ行つてしまいたい。第一に、彼らは、クリュウシッポス(著名な・ストア派の哲学者)の石肖像に取りかこまれながら、無知蒙昧。なぜなら、アリストステレスかピユッタコス(ギリシャの七賢人のひとり)の肖像を買い込むか、衝立にクレアンテース(クリュウシッポスの師)らの原像を取りつけさせる者がいれば、これが仲間うちで完璧な人物だからだ。上面などが信用できるものか。

反吐の出そうな不品行まみれでない町角がどこにある。おまえは、ソークラテース流の稚児の間でもいちばんひとに知られた譬なのに、他人の恥を懲らしめる」といふ。もちろん、毛むくじゃらの五体と腕一面の剛毛とは、魂の荒々しさをむき出した。だが、すべつに譬からは、にや笑ひする医師が、突起したいほを切り落す。奴らはめったにしゃべらない。黙っていたくてしかたがなう」(Juvénal: Satires. Texte établi et traduit par Pierre de Labriolle et François Villeneuve. Paris, 1967; xxxiii+203.) 一五七—八。

(3) この条項については、「表題」への注(ト)と「I」への注(1)とを、参照されたい。これは、ジョン・ウィクリン「一三八二年条項」のうち、第十七条項である。

ヤン・フスの、以下の文章の中には、ジョン・ウィクリン(以下、J・Wと略記)の『市民生活上の支配について』からの引用が、数多く含まれている(Johannis Wycliffe Symmae in theologia tractatus tertius. De civili dominio. Liber primus. Now first edited from the unique manuscript at Vienna, by Reginald Lane Poole. Vol. I. London, 1885; The Wyclif Society; xxxiv+460. (以下、Dccv・Iと略記)。——Liber secundus. With critical and historical notes, by Johann Loserth. Vol. II. London, 1900; 283. (以下、Dccv・IIと略記)。——Liber tertius. With critical notes, by J. L. Vol. III. London, 1903; 376. (以下、Dccv・IIIと略記)。

J・Wは、第一編、第三十七章の冒頭で、つぎのようにしている。「上述したところから、系として、明らかに帰結することがわかるのは、たとえ人間の言い伝えによって追認されてきたものであるにせよ、教会の・どのような団体ないし個人であれ、常に富を悪用している者からは、国王、君主、ないし世俗の支配者は、その富を没収することができるし、それは適法であり、かつきわめて正当である」といふことである」(Dccv・I・269—266)。さらに、J・Wは、Dccv「第二編・第十一章」で、つぎのように述べている。「上で(第一編、第四十二章)言明され、また、ここで前提されているの

は、教皇はペテロとともに異端におちいり、そしてその帰結として、俗人によって懲罰をうけ位を免じられることがある。と、さらに明白には、自らの教皇庁も、外国にいる聖職者の懲罰を行なうことができない場合があること、そしてその帰結として聖職者が、貪欲な教皇とともに、個々の教会ないし自らの住む王国を破壊するために、貨幣を用いて、国家の擾乱とクリスト教信仰の衰微をおし進める、という役割を果たすことがありえた、ということである。それゆえに、このことについていえば、世俗の支配者が、かかる場合には、教皇に懲罰を加えないし処罰することができるか、またそれが合法であるか、否かが疑問視されている。しかし、「第一編」第三十七章で述べたところから、それが合法であることが明らかに帰結するもの、と考えられる。なぜなら、どのような教会人でも常に富を悪用しているのであれば、世俗の支配者は、その富を没収することができ、またそれは合法であり、そしてわれらの教皇も教会人のひとりであつてみれば、世俗の支配者は、教皇をも弾劾することができる、と考えられるからである」(Dcd・II・114)。

(4) J・Wは、Dcd「第一編・第三十七章」で前注(3)の命題を立てたが、これにたいして、とりわけオクスファードの聖ベネジクトス修道会の・ある修道士からの反論を受け「未聞の新説」との非難を受けた(Dcd・II・1)。そこでJ・Wは、同「第二編・第一章」から「第十五章」までを、あの命題の根拠づけにあてるのであるが、まず「第二編・第一章」の冒頭で、この命題を「福音書に基づく真理」と呼んで、つぎのように表現している。「僧職者は、世俗の支配者が彼らから教会所領を没収することができ、それが適法かつ正当であるほどまでに、罪を犯すことがある」(II・1)。ついで——可能なものとしてしるされた・この真理が、聖書の・どの部分からでも帰結することは、疑いない。いな、それは、なにごとからでも帰結する・絶対に必然な真理であるのであるから、尊敬すべきアンセルムスの見解に基づけば明らかなのは、それが真実に神の言葉であり、そしてその帰結として、この真理を否定する者は、正統信仰を否定するものである、ということである。また、このことは聞かれたことがない、というものではない——として、つぎのように述べる。「なぜなら、列王紀、第三〔列王紀、上〕第

二章のソロモン、列王紀、第四〔列王紀、下〕第二十五章のバビロン虜囚の時のネブカドネザル、のような・旧約の王、チー  
ツスとウェスバシア・ヌスは、主の昇天後の三十二年〔ママ〕に、ヨセフのユダヤ戦記に明らかなおり、旧約〔ママ〕の  
伝道者から教会所領の略奪を行なったのであり、すなわち彼らは、多くのひとびとが考えているように、神の心にかなうとこ  
ろを正當に、ないしは少なくとも、疑いもなく正しいわざを正當に、行なうことができたのである〔D c d・II・4〕。

(5) 前注を参照されたい。

(6) 「列王紀、第四、第十二章……」から以下、このパラグラフの終りまでは、J・W/D c d「第二編・第四章」の叙述に基  
づくものである。「第三に注記するべきは、僧職者に私有された財、すなわち永代所有財を、主の奉納物と呼び、したが  
って、その領地を、市民生活上の所領であるのに、天領と呼ぶのは、あまりにも語の濫用であり偽善である、ということ  
である。……いな、多数の博士たちには、やむをえぬ場合には聖器を提供することも許される、ということがありうることと考  
えられているのである。『それゆえ、ユダの王ヨアシは、……』〔D c d・II・27〕。

(7) 「列王紀、第四、第十八章……」から以下、このパラグラフの終りまでは、J・W/D c d「第二編・第四章」からの引用  
である。「……責められはしなかったのである」と「それゆえ、……」の間に、J・Wではつぎの文章がはいっている。

「上記の見解は、理性によって基礎づけられることができる。なぜなら、霊の寺院（言いかえれば、人間）は、人間のために  
有限に奉仕するべく定められた・現世の財物すべてにたいし、無限にまさっているからである」 「……アッシリア人の

……」→「……シリアの……」 「……ほかの罪を犯したかどで主から責められることはあっても、右のこのために主  
から責められはしなかったのである」→「……右のこのために責められることはなく、さらに重ねた・別の罪のために責  
められているのである」 「……一切のものはクリスツス者にとって……」→「……万物はひとりひとりのクリスツ  
ス者にとって……」 「……世俗の支配者は、やむをえぬ場合……」→「……特別の場合には万物は民衆ないし君主のた

めに提供されるべきである、というのが理性にかなっている、ということである」(Dcd・II・27—28)。〈

内は、J・Wによって編者エルシルが補完したものの。  
 (8)「上のことは追証される」から以下、このパラグラフの終りまでは、J・W/Dcd「第二編・第四章」からの引用である。 「さらにまた。上のことは……」→「第三に、上のことは、マタイによる福音書、第十二章・第一——第四句での。

救世主の見解に基づいて追証される」 「……これを責めて……」→「……これを責めたパリサイ人に、こう答えている」 「申命記、第十二章」→「申命記、第二十三章」 「さもなければ」→なし(Dcd・II・28—29)。 「この見解から……」は、新しいパラグラフ。 「……それは許される、ということである」のあとは、「このところから、まことにやむをえない事情のさいには、神に捧げられた・かかる財物は、神聖ならざる目的のために売却されるのではなくて、その事情の窮境を救うため自然の法によって、自己本来の目的にあてられたのである」(Dcd・II・28)。そして、神の命令

と言いつい伝えとのいづれが重要であるか、について、マタイによる福音書、第十五章、が引用されている。「『イエーサスは、答えて言った、なぜ、なんじらは自らの言い伝えのために神の命令に違反するのであるか。なぜなら、神は言った。父と母とをうやまえ。父または母をのしる者は、死に定められる。それなのになんじらは誰でも、父または母にむかって、私がさしあげるものはどれも贈物です、と言えは、それに助けられて、父または母をうやまわなくてもすむ、と言って、なんじらは、自分たちの言い伝えによって神の命令を無にした』」(Dcd・II・29)。 この・マタイによる福音書、第十五章・第三

——第六句の引用のあとに、パラグラフをあらためて、つぎのように述べられている。「これらの言葉について、第一に私が注記するのは、われわれとしては、クリスツスの教えに基づいて、主の律法にそむいて發明された・人間の言い伝えを蔑視するにとどまらず、いかに、かかる言い伝えを引きのばす者たちの誤謬を明らかにしなければならぬか、ということである。現に今日、誤謬であることを明らかにするべき・重大な事態が存在している。なぜなら、われわれは、恩寵に基づく宝につい

ての・神の律法よりは、現世の財物の集積についての・教皇の掟で、および大司教管区の掟でのほうを、尊重し、解釈しつつ擁護しているからである。「パラグラフをあらためて」第二に私が注記するのは、パリサイ人の言い伝えが神の律法にそむくものであったのは、どのようにしてであったか、である。なぜなら、パリサイ人と律法学者とは、教会の頂きともいべきイエルサレムに集まって、自分たちの食欲を充たすために、また、欲深な子どもらに、自分の両親にたいして負うている扶助をまぬかれさせるために、言い伝えを発明しているからである。すなわち、その言い伝えとは、子どもたちが、自分たちの手にある・一切の財産を死後は寺院に捧げる、ということであり、こうすれば、子どもたちは、両親がどのような極貧におちいるうとも、出エジプト記、第二十章の掟で〔十戒〕に基づいて(D c d・II・29)、これを扶助する義務を負わないことになり、しかも、かかる捧物、奉納物すなわち永代所有は、自分たちがこれまでどおりこれらの財産について自由な所有権をもっている場合より、両親にとって安全であるし、霊の助けによって両親の役に立ち、また、天にある父の・大きな誓いに照らして理にかなっている、との言い分を立てることになるのである。だからこそ、クリスツスは言ったのである、『しかるになんじらは』常に敬神をよそおいながら、なんじらの言い伝えにしたがって、『言うのである』と(D c d・II・30)。

(9) 前出注(4)を参照されたい。なおJ・Wは、『教会にひびく』(Johannis Wyclif Tractatus de ecclesia. Now first edited from the manuscripts with critical and historical notes, by Johann Loserth. London, 1886; The Wyclif Society: xxxii+600. (成立は、一三七八年——七九年))以下、E Iと略記)「第十八章」で、前出注(1)への注(8)・アウグスチヌス『ヨハネによる福音書』についての論文、百二十四「論文・第四十九・第二十六節」の叙述(ヨハネによる福音書、第十一章・第一——第五十四句について。第四十七句『祭司長とパリサイ人とは、会議を召集して言った、われわれは、なにをしているのか』(P L・35・1757)にふれながら、——クリスツスの処刑の背後には、当時、食欲が力をえてきたため、総じて祭司の職が売買されるものとなっていたばかりでなく、大祭司の心もまた食欲に欺かれ、この食欲が彼らを

盲目にして、主クリスツスの謀殺を画策させたのである——とし、同上福音書、第十一章の『四七。そこで祭司長らとパリサイ人とは、会議を召集して言った、この人が多くの・奇跡のしるしを行なっているのに、われわれはなにをしているのか。四八。われわれがこのひとをこのままにしておけば、すべてのひとがこのひとを信ずるようになる。それに、ローマ人がきて、私たちの土地も民も奪ってしまうであろう。……五三。彼らはこの日から、クリスツスを殺すことを考えた』につづく・アウグスチヌスの叙述を引用して、J・Wは、こうしるしている。『加えて』とアウグスチヌスは言っている、『呪われた者たちは、罪におちいらぬためにはいかにすればよいかを思うよりは、滅びるために、クリスツスに傷を負わせることを考えたのであった』。アウグスチヌスにしたがえば、クリスツスの時代に僧職者の間に増大した食欲よんぐと、これによる・教会の滅びのおそれとが、クリスツスの死の・第一の原因である。アウグスチヌスは言っている。「彼らは、教会所領を失うのをおそれ、永遠の生命いゝちのみちのことを考えず、それゆえ両者ともに失ってしまった」(P.L. 35・1757)。すなわち、クリスツスは、『寺院を打ち壊こぼす者』とせられたが、かえって僧職者のおそれていた終末が、神の・正しい裁きによって彼らのところにやってきたのである。つづいてJ・Wは、こう述べている。「なぜなら、主の昇天後四十二年にチーツスとウエスバシアヌスとをつうじて、彼ら僧職者は民と土地との双方を失ったからであり、こうして、彼らについて、マタイによる福音書、第八章・第十二句『この国の子らは、外の闇に追い出されるであろう』が立証されたのである」(E. 1・425—426)。ヤン・フスは、『人の目にかくれた論敵にたいする反論』(Contra occultum adversarium.)』(成立は、一四一年九月と推定される。B・82)の中でも、二箇所、チーツスとウエスバシアヌスとの所業について、しるしている。ヤン・フスは、一四一年八月十六日に、ベツレヘム説教堂で、ルカによる福音書、第十九章・第四十一句以下を主題に、つきのような内容の説教を行なった。(同章『四一。いよいよ都』(イエルサレム)の近くに来て、それが見えた時、そのために涙を流して、言われた。四二。もしおまえ(イエルサレム)も、いうまでもなくこの日におまえに平和をもたらずものを知っ



ていさえたなら、……しかしそれはいまは、おまえの目にかくされている。四三。いつかはその日がおまえにきて、敵がおまえの周囲に罟を築き、おまえを取り囲んで、四方からおし迫り、四四。おまえと、おまえの内にいる・おまえの子らとを、地に打ち倒し、おまえの内で石一つも他の石の上に残しておかなくなるであろう。それは、おまえが、神のおとずれの時を知っていなかったからである』。

ヤン・フスは、説教する。「ブラハよ、ブラハよ。もしおまえが、おまえの内て犯されている姦淫、姦通、聖物売買、その他・神の掟てにそむく罪の数々を、真剣に深く知っていさえしたら、そして、もしおまえが、おまえとおまえの手足を待ちうけている・永劫の罰の呪いを知って忘れさえしなかったら、おまえも必ず涙を流したことであろう。……おまえを取り囲むのは、精兵を擁するローマ人、おまえの敵であり、イエルサレムの都を打ち壊したチーツスとウニスバシアームスとであろう。……それは、おまえが、神のおとずれの時を知っていなかったからである。いうまでもなく、いまブラハと言うことができたのは、救世主がおまえのために生まれ、そして自らの宣教者をつうじておまえに宣教を行ない、おまえの魂を正気に引きもどしているからである。しかるにおまえは、救世主のおとずれの時を知っていない。……それゆえ、教会の商人たち、ないし金銭を手に入れるためにする彌撒の達人たちのすべては、また、世俗の者といい、とりわけ僧侶と、寺院を潰すものであり、教会にいる盗人であり、追剥であり、強盗団である。……しかしかかる者は、寺院から追放されなければならなかったはずである」(ヴァーツラフ・フライシユハンス編『一四一〇年—一四一一年、ヤン・フス師の・ベツレヘム説教堂における説教。四。一四一一年四月十二日—八月二十三日(M. Io. Hus Sermones in Capella Bethlehem. 1410-1411. Vydal Vaclav Flajshans. IV. A. D. MCCCCXI. 12. IV—23. VIII. Praha, 1941: 352.) 三四—三四三ノ一)。

上の『反論』は、右の説教内容にたがする「論敵」とりわけマシーク・ルヴァチユカ博士(Dr Matik Rvacka)の駁論にたがするものである。ルヴァチユカは、ヤン・フスにたいし、「さらにまた。貴下は、主として伝道

者の悪業のゆえに、イエルサレムは破壊された、と言った。しかし、民衆も同じように罪を犯し、主は民衆のために涙を流した、と言われているのに〔ルカによる福音書、第十九章・第四十一句〕。ここでは伝道者のことはまったく言われていない。主の言葉を潰す者とならぬよう、心するべきである。ヘブル人への手紙、第五章〔第一——第三句〕に見える使徒の言葉を、読みかえすがいい。そこでは、すべての伝道者は、クリスツスのために罪に服した、と言っている。主は、罪を伝道者に帰することなく、自分の悪業のためと同じく民衆の悪業のために、供え物をする必要を明示しているのである。…さらにまた。貴下は、神を潰す者は、妾を困い致命の罪を犯している伝道者であって、司教管区の司教に服従しない伝道者ではない、と言った。貴下は、列王紀、第一〔サムエル記、上〕第十五章〔第二十二章〕に、服従は、彌撒よりも重要であり、すべての罪は不服従から生ずる、と言われているのを、読まなかったのであるか」と駁論する。これにたいして、ヤン・フスは、『反論』の中で、「あの真理の・人の目に見えぬ論難者ないし審問官は、私に主として二点の誤謬を帰せうと、全力を傾けている。第一は、私が、私の説教によって神の律法を破壊している、ということである。第二は、私が、私の説教によって、伝道者を打ち壊している、ということである。そして、人の目に見えぬ陰謀家は、第二によって第一を証拠立てようと、全力を傾けている」としたあとで、つぎのように、述べている。「しかしながら、この論敵に、私がなぜ、われらの救世主がまず、主として祭司として民衆とが犯した罪のため、イエルサレムに涙を流し、のちに、チーツスとウエスバシアヌスとをつうじてこれを破壊した、と説教したのが、承知できるように、見よ、その時に私が引用した聖者たちの言葉を、論敵の目の前におくことにする」〔『全集』第二十二巻。七四ページ〕。いま一つは、つぎの文脈の中に現われる。「そしてこのことが、聖アウグスチーヌスが述べているように、国王は、神クリスツスの代理人であり、神クリスツスの知恵の・二つの段階は、その王国の統治の中に行なわれる、ということの根拠である。なぜなら、第一に、王の王であり支配者の支配者であるクリスツス自ら、自らの臣下を力強く守護するからである。第二に、クリスツス自ら、自身の敵、とりわけ国内の敵を、知恵によって破

壊するからである。というのは、国内の敵こそ、クリスツスの・第一の敵であるからである。帰結するのは、この王の例によつて、どの国王および世俗の君主も、同じようなことをするべきである、ということである。この帰結は、最も叡知ある王クリスツスが、国王ないし君主にたいし、クリスツスの律法にしたがつて王国を支配させるために、権能を託することに、これに不可欠な・人間の営みすべてを行なう権能を国王ないし君主に与えている、ということによつて、明らかである。なぜなら、そのことがなくては、国王ないし君主を支配のために任命したのは神にふさわしいことではなかつたであらうからである。しかるに神は、国王に、神の律法にしたがつて支配を行なわせるため、権能を与えた。ゆえに神はまた、国王に、その権能から生ずる・必然の帰結をも与えた。しかるに、悪しき伝道者にたいし権能に基づいた処置をとることは、かかる場合に、与えられた王国の支配にとつてまことに不可欠であるから、ゆえにそのことは、国王に神から許与されているのである。

〔バラグラフをあらためて〕こうして、ルカによる福音書の福音、第十九章〔第四十一——第四十四句〕、に明らかたとおり、チーツスとウェスバシアヌスとは、主の昇天後四十二年に、クリストから、イェルサレムにいる祭司と民衆とを破壊する権能と意志とを、手に入れたのである〔『全集』・第二十二巻。七八ページ〕。また、『一四一一年一月、プラハ、文芸学部で行なわれた研究討論についての討論提要』に照らしても、ヤン・フスは、クラロヴィツツのヤン〔Jan Královic〕との討論で、「世俗の権力は、現に罪を犯している聖職者から総じて、教会所領を取り上げることができるか、またそれは合法法であるか」の問いに答えて、こう述べている。「そのとおりであることが、論証される。チーツスとウェスバシアヌスとは、現に罪を犯している聖職者から総じて、教会所領を取り上げることができたし、またそれは合法法であつた。ゆえに、現在でも、世俗の権力は同じことをすることができ。この帰結が有効であるのは、両者ともに権力はほしいからである。取り上げた論点は、イェルサレムにいた・総じて聖職者にかかわつて、物語と編年史とから、明らかである」〔ボフミル・リバ編〔Disputationis de Quodlibet Pragae in Facultate Artium Mense Januario Anni 1411 habitae Enchiridion. Editio Bohumil〕〕

Ryba Praha, 1948; xxx+236.) 四一ページ)。

(10) Fr・I・969。「論点・第二十四、問題・第一。第八章。ペテロだけが、つり針で魚をとるようにイエスの命をうけた。同じ〔アムブローシウス〕〔同上箇所〔ルカによる福音書、第五章〕の少しあとに〕」の中に見える。Frでは、『……その魚をとるがいい』までである。

および、Fr・I・634。「論点・第十一、問題・第一。第二十八章。権力者には租税を拒んではならぬ。同じ〔アムブローシウス〕〔ルカによる福音書、第五章、についての注解、第四編〕」の中に見える。Frでは、「それほどまでに位の高い者であるのか」までである。つづいて「さらにまた。使徒は〔ローマ人への手紙、第十三章・第一句〕『すべてのひとは、上に立つ権威にしたがうべきである』。さらにまた。使徒ペテロは、すべての信仰者にあてて、したためている〔ペテロの・第一の手紙、第二章・第十三句〕。『なんじらは、なんじらの支配者、それが、主権者たる王であれ、あるいは、悪を行なう者を罰し、しかし善を行なう者を賞するために王からつかわれた司つとであれ、これにしたがうがいい』。ここで、ヤン・フスおよびアムブローシウスが述べている意は、マタイによる福音書、第十七章・第二十七句の「しかし、彼らを躓かせないために、海に行つて、つり針をたれるがいい。そして、最初にかかった・その魚をとるがいい。その口をあけると、銀貨が見つかるであろう。それをとって、私となんじとのために、地上の王たちに納めるがいい」を指しているのである。アムブローシウス (Ambrosius. 340?—397) 『ルカによる福音書講解、十編 (Expositio Evangelii secundum Lucam libris X comprehensa.)』「第四編・第七十三節」の中に見える。「ほかにも漁をする使徒の仲間がいたが……」→「ほかにも漁をする使徒の仲間がいるが〔教会法〕論点・第二十四、問題・第一。『ほかにも……いるが』の章)……」 『……その魚をとるがいい』→『……その魚をとるがいい』(マタイによる福音書、第十七章・第二十六、第二十七句) 「いうまでもなくこれは、……教わる……証言である」→「いうまでもなくこれは、……教わる、という……証言である(教会法)論点、第十一、問題・第一、第一章。偉大な) (PL・15・1718。

C C・14・133)。

(11) 前注アムプロローシユウス『ルカによる福音書講解、十編』「第九編・第三十五節」の中に見える (P L・15・1894。

C C・14・343——344)。

(12) Fr・I・12——13。「第八節。第一章。神の定めた法によれば、万物は万人に共有である。しかし制定法によれば、これは自分のもの、あるいは他人のものである」の中に見える。ただし、それ以下にしているのは、アムプロローシユウスの言葉ではなく、前出注 (I) の注 (8) (・アウグスチヌス『ヨハネによる福音書』についての論文、百二十四) 「論文・

第六。(ヨハネによる) 福音書の同箇所 (第一章・第三十二、第三十三句) について。なにゆえに神は、鳩の姿をかりて聖霊を現わさしめようとしたのであるか。第二十六節」の中の文章である。「第二十五節。いかなる法によって、なんじは、教会寺領を保有するのか、神の定めた法によってか、それとも人間の定めた法によってなのか。神の定めた法は、聖なる書の中にあり、人間の定めた律法は、国王の制定した法の中にある。……それゆえ、人間の定めた律法によるとは、皇帝の定めた律法によることである。なぜか。神は人類に、人間の定めた律法を、世俗の皇帝と国王とをつうじて、分かち与えたからである。……第二十六節。しかしなんじらは、皇帝がわれわれにとってなんの關係があろう、と言う。しかし私は述べた、いまの問題になっているのは、人間の定めた法である、と。しかし使徒は、王たちに仕えることを願ひ、王をあがめることを願って、述べた、『なんじら、王をおととべ』(ペテロの・第一の手紙、第二章・第十七句)。自分にとって国王がなんの關係があろう、と云ってはならぬ。ならば、なんじらにとって財産もなんの關係があろう。国王の定めた法によってこそ、財産は所有されるのである。なんじらは言った、自分にとって国王がなんの關係があろう、と。なんじらはもはやなんじらの財産のことを口にしてはならぬ、なぜなら、なんじらは、財産の所有のよってきたる・人間の定めた法そのものを棄てたのであるからである」(P L・35・1436——1437。C C・36・66——67)。

- (13) Fr・I・634。「論点・第十一、問題・第一。第二十七章。「教会は、皇帝にたいし租税を拒んではならぬ。同じアムブローシユウス、アウクセンチユスにたいする反論」の中に見える。 アムブローシユウス『二部に分類した書簡 (Epistolaria in duas classes distributa)』「書簡・第二十一。いと慈悲深くいと祝福された皇帝ウァレンチニアースにあてて。第三十三節。それゆえ、主になにゆえ私はうやうやしく返答したのであるか」の中に見える。 「……皇帝には請求者としての権能がある」と「皇帝は、任意にであっても……」との間に、つぎの文章がはいっている。「われわれの誰ひとりとして、容喙するものではない。貧民には、斎日食が豊かにふるまわれる。領地について貧民が怨みを抱くことはない」(PL・16・1060)。
- (14) 前出注(12)を参照されたい。
- (15) アウグスチヌス『書簡・分類第三』中の『ドナチスタ(ドナツス派)矯正についての書。別名、書簡・第百八十五。ボニファークィウスにあてる書簡 (Epistolarum classis III. De correctione Donatistarum Liber, seu Epistola CLXXXV. [Bonifacio])』「第四章・第二十節」の中に見える。「……われらの国王にむかひ……」→「……国王にむかひ……」  
「……大真面目に……」→「……衷心から……」 「……主の教会……」→「……なんじの・主の教会……」 「……の言葉をかえせば、……かかわりがないのではないか」→「この言葉をかえして、こう言うことはできぬ。……かかわりがない、と」。なお、これのあとに。「なぜなら、人間には神から自由意志が与えられているのであるから、姦淫が法によって処罰されながら、濟神が許容される理由があるであろうか」(PL・33・801—802)。
- (16) Fr・I・951。「論点・第二十三、問題・第七。教会財産について。第二章。正統信仰の者は、異端の者から没収されて入手したからというので、所有するのではない。アウグスチヌス『ドナチスタ・ベチリアースの書面にたいする反論。第一編——第三編』の中に見える。 アウグスチヌス『ドナチスタ・ベチリアースの書面にたいする反論 (Contra

Litteras Petliani Donatistae.』第二編。ここでは、アウグスチーヌスが、ベチリアーヌスの書面に、目前の論敵と対話するように回答する。第四十三章。第一百一節」以下の中に見える。——第一百一節で、ベチリアーヌスが、裏切者ユダは、きみたちのために死んだのではないか、と述べ、また、ユダが教会の宝を盗みこれを世俗の権力者に売り渡して手に入れた土地は、クリスツスの相続人であるわれわれが要求する、と述べるのにたいして、第二百二節で、アウグスチーヌスは、まず、ユダは、私たちのためには保有不<sup>は</sup>なく、クリスツスのために死んだのである、と答えたあと、つぎのようにしている。「ところで、あなたがたは保有不<sup>は</sup>いたが、しかしいまは保有不<sup>は</sup>ない教会財産ないし地所について、苦情を訴えるのであれば、ユダヤ人<sup>びと</sup>たちもまた、自分たちは正当である、と言うことができるし、彼らが神を演<sup>ば</sup>して支配してきた地所をいま、クリスツス教徒たちが所有している、と私たちの非をならすことができる。とすれば、かつて異端の者が保有していたものを、主の・ひとしい意志にしたがって正統信仰の者が保有する場合に、なんの不当なことがあるか。なぜなら、同じ者すべてについて、言いかえれば、<sup>濃</sup>神の者、邪悪な者すべてについて、あの・神の声があてはまるからである。『神の王国は、なんじらから取り上げられて、〔神の〕義を行なう異邦人に与えられるであろう（マタイによる福音書、第二十一章・第四十三句）』。『神を演<sup>ば</sup>す者たちの労苦を食するのは、正しい者たちである（詩篇・第四百四編・第四十四句）』とされるのは、いたずらな言葉であろうか」（PL・43・295）。

(17) 前注を参照されたい。

(18) Fr・I・951に、前々注の文章に引きつづきするされているが、同じく前々注アウグスチーヌス『ベチリアーヌスの書面に反論する。第二編』第五十九章・第三百三十三節以下）の中に見えるものである。——第三百三十三節で、ベチリアーヌスは、『出エジプト記』に見える・モーセの十戒のうち、なんじの隣人の所有物にたいして邪欲を抱くなかれ、を引いて、き

みたちは、なんじのものにしようとして、われらのものを奪う、と非難するのにたいし、第三百三十四節で、アウグスチーヌスは、

ヤン・フス『[「ジョン」]ウィタリフの諸条項の弁護』……〈六〉

つぎのように答えるのである。「主があなたがたから取り上げてわれらに与えたために、小麦の分け前にあずかることのできないあなたがたが、所有を企てたにしても、だからといってわれわれは、他人の所有物にたいして邪欲を抱くものではない。なぜなら、他人の所有物は、一切を所有する・あの主の力によって、われわれのものとしてされたのであるからであり、また、正当にわれわれのものであるからである。なぜなら、あなたがたは、これらを教会分裂のために用い、われわれは教会融合のために用いるからである。そうでなければ、まず、土地を悪用したために神の力によって地の表てから追放された者たちも、神の民にたいし、他人の所有物への邪欲を非難することができたはずであり、また、神の言葉によって王国が奪い去られ、神の義を行なう異邦人に渡されてしまった(マタイによる福音書、第二十一章・第四十三句)ユダヤ人自身にしても、他人の所有物にたいする邪欲を非難することができたはずである。なぜなら、クリスツスの迫害者が統治を行なっている地所を、クリスツスの教会は所有するであろうからである」(PL・43・304)。

(19) Fr・I・738。「論点・第十四。問題・第四。第十一章。貧者を利子で殺す者は、富者から奪う者に劣らず、残忍である。同じくアウグスチヌス、マケドニユウスに与える〔書簡・第五十四〕」。『書簡・第三』『書簡・第五百十三。アウグスチヌス、〔マケドニユウスの〕求めに答え、あわせて、隣人から没収された、ないしは、不当に取得された財物は返却するべきことについて、詳論する。クリスツスの僕にしてクリスツスの僕の僕なるアウグスチヌス、愛するむすこマケドニユウスに与える (Epistola CLIII. Quasito responder Augustinus: …… dilecto filio Macedonia: ……)。第六章・第二十五節」の中に見える。これは、マケドニユウスがアウグスチヌスに、司教が、財物について裁判官に請求することとは、信仰に基づくものかどうか、を問うた(書簡・第五百十二)のにたいし、アウグスチヌスが「求めに答え、序でに、隣人から没収された、ないし不当に取得された財物は、返却するべきことについて、詳論した」書面である。「第六章・第二十五節」でアウグスチヌスは、——法律顧問に心から相談しそのほうが正しいと言われたのであれば、なんじが受け取



ったものは返却するがいい。それは、なんじが真理にもとつた時、不正にくみした時、裁判官を欺いた時、正しい訴因を抑圧した時、偽りによって利得をえた時、である——と述べて、つぎのようにしるすのである。「第二十五節」。律法そのものもまた裁判官も返却を命じている利息については、私はどう言えばよいのか。そもそも、富める者からあるものを取り上げ、ないし奪う者のほうが、利子によって貧しい者を殺す者よりも、残忍なのであるうか。利息とかかる類たぐいのものは常に不当に所有されるものであり、私としては、返却されることが望ましいと思つていた。しかしながら、請求する裁判官がないのである。第二十六節。まことに、しるされているところを、心して見るならば、すなわち『信仰深い者には富の全世界があり、これにひきかえ、信仰なき者には一文もない。それゆえに、われわれとしては、取得した富を……』。「……自分では所持して思つていても、……」→「……自分では楽しんで思つていても、……」(PL・33・664—665)。なお、後出注(Ⅲ)への注(44)を付した本文を参照されたい。

(20) Fr・I・950。「論点・第二十三。問題・第七。問題。しからば問う、異端の者は、自らの財産と自らの教会の財物とを奪われるべきであるのか、また、異端の者からの没収物を所有する者は、他人のものを所有する、と言われるか。これについてアウグスチヌスは、ウインケンチュウスにしたためている〔書簡・第四十八〕」。右の教会法の「第一章」は、「地上の財物は、神の定めた律法ないし人間の定めた律法によらなくては、入手されない」となっており、そのあとに、『ウインケンチュウスにあててる書簡』がしるされている。アウグスチヌス『書簡・分類・第二』『書簡・第九十三。ウインケンチュウスにあててる書簡』(Epistola XCIII. Augustinus……Vincenio.)「第二十二章。第五十節」の中に見える。「……地上の財物はいずれも、なにびとによるにせよ、神の定めた法——これによって正しい者が一つになる——によるか、あるいは人間の定めた法——それは、地上の国王たちの権能に属する——によってでなければ、所有されないのですし、そしてそれゆえ、貴下が正当には所有していないもの、そして地上の国王が定めた律法にしたがえば放棄を命じられているものを、貴下が自らの財

産と呼ぶとすれば、それは偽りでありますし、また、自分は財を積むのに苦労した、と言っても、それは無駄でありましょう。なぜなら、『神を濟す者たちの労苦を食するのは、正しい者たちである』(箴言、第十三章・第二十二句)としるされているのを、貴下は読んでおられるからです。とはいえしかし……」(PL・33・346)。

(21) Fr・I・633。「論点・第十一。問題・第一。第二十六章。聖職者と俗人との間に生じた訴訟因は、司教が聴取するべきである。同じく教皇インノケンチウス〔ルーアンのウイクトリキウスにあてて。書簡・第二。第三章。第二部。第一節。かかる事柄にはかく答える〕の中に見える。「……財産の上では皇帝に……」→「……領地の上では皇帝に……」

「……皇帝からは財産を……」→「……皇帝からは領地を……」 教皇インノケンチウス〔一世〕(Innocentius I, ?—418)『書簡と教令』(Epistola et Decreta)』中の『ルーアンの司教ウイクトリキウスにあいさつをおくる』(PL・20・469—481)中には、この文章は見えない。

(22) Fr・I・437—438。「論点・第一。問題・第七。第二十七章。同上について〔異端の者から返還されるものは、再び授与されなければならぬ〕。同じく教皇バスカリス」の中に見える。「教皇バスカリス」。

バスカリス一世 (Paschalis I, ?—692) の『書簡』(Epistola)』(PL・102・1085—1093) の最後の書簡『ミラーノの大司教に与える』が聖物売買を論じているが、この文章は見えない。バスカリスからこの引用は、また、前出注(9)『人の目にかくれた論敵にたいする反論』(『全集』・第二十二卷)七九ページ、前出注(八)への注(2)・『(八博士にたいする反論)』(『全集』・第二十二卷)四七五ページ、および、ヤン・フスの『ヨハン・ヒューブナー「表題」への注(四)』あて書簡』(一四〇四年(一月)) (前出注(八)への注(1)・ノヴォトニー編『ヤン・フス師の往復書簡集』と文書集) 一四ページ、にもそれぞれ見える。

(23) 『教会法注解』論点・第一、問題・第七、第二十七章・外部の……によっても。

(24) Fr・I・51。「第十七節。第四章。教皇庁の指示なくしては、なにびとにも、宗教會議の召集は許されていない。……あるいはまた、おそらく(かかる者については、『罪人は、大きな悪を犯す時、それを軽くみている』としるされているように)、強情・頑迷であつて他人から教えを受けることを好まぬ者がいたとすれば、かかる者は、同じ教皇庁の手でなんらかの方法を講じて救うか、あるいは(他人を破滅させることがないように)教会法にしたがい、世俗の権力者によって抑圧されることが、必要である」。

(25) Fr・I・936—937。「論点・第二十三、問題・第五。第二十章。聖職者が教えても効果を生じない事柄は、権力者が懲罰の脅威を用いて、効果をおさめなければならぬ。同じくイシドールス〔至高の善について。命題集、三編。第五十三章〕。前出注(〈I〉への注(33))・イシドールス『命題集、三編』「第三編。第五十一章・第四節。世俗の君主は、時として、教会内部にたいし、獲得された権力の最大のもをふるうが、これは、その権力によって教会の戒律を守るためである。しかし、伝道者が教えを述べても効果を生じさせることができない事柄を、権力者が懲罰の脅威を用いて強制する、というためでなければ、教会内部にたいして権力は必要でなかつたはずである」(PL・83・723)。PLでは上で終っているが、Frではつぎのようにつづいている。「しばしば地上の王国によって天の王国が利益をうけることがあるが、それは、たとえば、教会の内部に身をおく者たちが信仰と戒律とにそむく行ないをする場合、君主の・きびしい措置によってその者たちがうちひしがれ、教会の利益になるものでありながら行なわしめることのできない戒律までも、君主の権力が傲慢な者たちの首筋におしつける、という点にあるし、すなわち、尊敬をかちえるために、権力者の力にすがるといふ点にある。世俗の君主たちは、自分たちに、教会のため神にたいして報告をする義務があることを認識するべきである。なぜなら、彼らは、クリスツスのために、教会を保護し守護するものであるからである。なぜなら、信仰深い君主によつても教会の平和と紀律とが増さず、あるいは破られることがあれば、君主たちの権力に自らの教会を託したクリスツスが、彼らに収支の報告を求め

るからである」。この・教会法の規程への指示は、『(八博士にたいする反論)』(『全集』・第二十二卷) 四七五ページ、前出注(22)・『ヤン・フスの・ヨハン・ヒューブナーあて書簡』(ノヴォトニー編『ヤン・フス師の往復書簡集と文書集』) 一四ページ、にもそれぞれ見える。

(26) グレゴリーリユウス『書簡記録』(第十一編。書簡・第六十九。邪悪な生活をおくる聖職者を矯正するべきことについて、フランク人の女王ブルニキルドにあつて(Registri Epistolarum Liber undecimus. Epistola LXIX. ……Ad Brunichidem Francorum reginam.))の中に見える。「……安泰である、と信じます」から「……身柄を送致申し上げます」までの間は、つぎのようになっている。「それゆえ、私のもとに届いております・多くのひとびとからの報告によりますれば、心の・はげしい痛みなくしては聞くことのできないことでありますが、ある伝道者が諸地方で淫逸いんいつ・背徳の生活をおくっており、そのさまを耳にいたすのとはずかしく、伝えるのも嘆かわしいまでに立ち至っております。それゆえ、この背徳の風評が拡がり、他の邪悪が、あるいは私の魂を、あるいは貴女王の王国を、罪の槍で突き刺しませぬうちに、数少ない者の悪事が多数の者の魂の滅びとなりませぬように、私どもは、かかる所業に復讐の罰を下すため、熱意をもって立ち上がらなければなりません。なぜなら、民の滅びる原因は、悪事をはたらく伝道者であるからであります。申すまでもなく、民の犯した罪について折るべきであった伝道者が、民よりも重い罪を犯している場合に、誰が神へのとりなし人ひととして民の罪のために身を投げ出しましうや。しかしながら、かかる者たちの所業を追及いたすべき時ながら、審理をおし進める配慮も見られず、処罰への熱意もありませぬので、私あて急ぎご書面をいただき、ご命じにられますならば、私は、ご威光に基づくご同意をえて、身柄を送致申し上げます」(PL・77・1209)。ブルニキルド(Brunichid. 534-613)は、西ゴートの王の娘、オストラシシの女王であり、シギベルトの妻。右の書簡の一部は、前出注(9)・『人の目にかくれた論敵にたいする反論』(『全集』・第二十二卷) 八〇ページ、前出注(一)への注(2)・『(八博士にたいする反論)』(『全集』・第二十二卷) 四五四ページ、に

もそれぞれ見える。

(27) 「そのつぎの章」とは、グレゴリーユウス『書簡記録』の次章を指すものと思われる。グレゴリーユウス『書簡記録』第十一編。書簡・第五十九。宗教会議の召集を勸奨し、修道士を称揚する。グレゴリーユウス、フランク人の王テオドリックに宛てた (Epistola LIX. …… Ad Theodoricum Francorum Regem.) の中に見える。「われらの神をうやまつて」

→「われらの神を崇拜すること」 「……私はかさねて、貴王が……」→「……私はかさねて、ご功績が一段と高まる

よう勸奨申し上げ、貴王が……」 「……この上なくきびしい……」→「……布告によって……」 「世に明らかにさ

れ」→なし 「……貴国の境界から……」→「……貴王国の境界から……」(P.L. 77. 1179)。 テオドリー

クス二世 (Theodoricus II, 587-613) は、ブルゴニーとオストラシとの王。 この書簡からの引用は、また、前出注

(9)・『人の目にかくれた論敵にたいする反論』(『全集』・第二十二巻) 八一ページ、前出注(Ⅰ)への注(2)・『(八博士にたいする反論)』(『全集』・第二十二巻) 四五四ページ、にもそれぞれ見える。

(28) 前注グレゴリーユウス『フランク人の王テオドリックにあてて』の・前見引用のあとに、しるされている(P.L. 77. 1179)。

(29) 「神が存在する……」から以下、「……適法であり正当である」までは、J・W/D c d 「第一編・第三十七章」からの引用である。 J・Wは「第三十七章」の冒頭で、前出注(3)の命題を立て、その論証にはいるのであるが、まず、「しかし、上述の結論〔命題〕は、それが、神は存在する、ということから形式上帰結するのであるから、絶対に必然であるにしても、これを個別にわたって解き明かすことが不可欠である」として、つぎのように述べ、その最後に、この文章をしるしている。「なぜなら、神が存在するとすれば、教会の・聖職者の部分が、富を悪用することがありえるし、そしてそうであるとするれば、世俗の支配者は彼らから富を没収することができるし、またそれは正当である。ゆえに、神は存在する、ということ

から結論が演繹される。なぜなら、神は、とりわけて自らの僕を報復の名のもとに罰し、自らの意志に発する、応分の処罰を行なって彼らを正すことができるのでなかったならば、かかる悪を生じさせるはずはなかったからである。それゆえ、疑いもなく、神が存在するならば、世俗の支配者は、罪を犯している教会から、現世の財産を没収することができると、そしてこれは適法であり正当である」(Dobbins)。

- (30) 「表題」への注にもしるしたように、かつて聖アルムヌス修道院の修道士であったトマス・ウァーナムンギヤ(Thomas Walsingham, ?-1422?) が集めた『マンタリア教会史』(Chronica Monasterii S. Albani. Thomae Walsingham, quondam monachi S. Albani. Historia Anglicana' Edited by Henry Thomas Riley. Vol. I. A. D. 1272-1381. London, 1863; xxvi+484; —Vol. II. A. D. 1381-1422 London, 1864; xxiv+535. 《Rerum Britannicarum medii aevi scriptores》)、『マンタリア王国の宗教裁判所長の職にもあつたウァーナムンギヤのトマス・ネッター(Thomas Netter of Walden, c. 1380-1430) が『J・Wとウァトリフ派・ローズ(Lollards)とウァトリフの記録を集めた』(Thomas Netter of Walden. Edited by Walter Waddington Shirley. London, 1858; lxxxvii+553. 《Rerum Britannicarum medii aevi scriptores》)とがひとしく収録してある『国王リチャード三世の議会に、教会の現状にならざる反論として提出した。』(Thomas Netter of Walden の小著『(Libellus magistri Johannis Wyclif, quem porrexit Parlamento Regis Ricardi contra statum ecclesiarum) によれば、その「第六」として、ウァトリフの「神が存在するならば……」の結論が示された。それによつて、「このことの論証のために……」から以下、ウァトリフのバラグラフの中の「……明示する」までがしるされている。ただし、「明示する」→「明示しなければならぬ」(『マンタリア教会史・第一巻』三五四ページ)、『ジョン・ウァトリフ師の毒妻と小麦との束』二四八—二四九ページ)。

(31) 本稿後出、三二——三三、三六——三七ページ。

(32) 「……教会の所領の寄進……」から以下、つぎのバラグラフの終り「……疑いなきところである」までは、J・W『結論三十三。別名、クリスツスの食しきについて』(Conclusions trinitates, sive de Pauperitate Christi.) (成立一三七九年。以下、C-Iと略記)『結論・第十九』に基づくものである。「結論・第十九」は、つぎのようにして始まる。『どのような教区牧師ないし牧師、礼拝堂つき司祭、ないし聖職者にせよ、喜捨を受ける者が、公然とまた常に教会財産ないし援助金を悪用する場合、教会の上級者がいない時には、寄進した喜捨の・応分のものを任意に剽奪することは、国王ないし後援者に属する』。(このことの正しさは証明される。それ自体の原因が欠ければ、結果自体も結果であることをやめざるをえない。しかるに、かかる喜捨の・それ自体の原因は、神につきしたがうことであり教会の榮えであるが、これらは明らかに、前提された場合には欠けている。ゆえに、喜捨の施しもやむことになる) つづいて、「〔教会法、論点〕第十六、問題・第七、によって、つぎのことが知られる」として、ヤン・フスがこのあと二番目のバラグラフで引用する・教会法の規程がしるされ、つぎのよう述べられている。「しかし私には、国王自身が矯正を援用するためでないとするれば、なんのためにこれを国王に告げるのであるか、考えられるとは信じない。また、寺領の剽奪以上に手柔かで・適切な・あるいは有益な矯正があるとも、考えられない。なぜなら、寺領を防衛し、他人の手に奪われた時に他の所有者の手から没収するのは、第一の領有者たる国王にふさわしくからざる」(『小論集』[Johannis Wyclif Opera Minora. Now first edited from the manuscripts with critical and historical notes, by Johann Loserth. London, 1913; The Wyclif Society; Iviii+462.] (以下、O IIと略記) 四五〜五六)。

(33) Fr・I・809。「論点・第十六、問題・第七。第三十一章」に見える。「……一族、および誠実な人柄の姻戚についていえば……」→「……一族、ないし誠実な人柄の姻戚には……」 「……心配があった場合には……」→「……氣

配があつた場合には……」。この教会法の規程は、Dcd「第二編。第十九章」にも見えるが、そこでも「……気配があつた場合には……」となつてゐる(Dcd・II・131)。

(34) 前出注(25)を参照されない。

(35) 「俗人にとって……」から以下、このパラグラフの終り近くの「……悪事の共犯者になつていたはずである」までは、前出注(32)のJ・W/C I「結論・第二十九」からの引用である。 J・Wは、『結論・第二十八。国家に平和を齎らすため

俗人によって伝道者を正しくする方法は、古い文書によってさまざまに例示されている』とし、サロモンとアビアタル、チーツスとウエスバシアーヌスの所業をあげ(Om・61—63)、『結論・第二十九。この点にかんがみ俗人にとって正しくする方法の・最もたやすく・よりふさわしいものは、喜捨の剣奪と寄付財産の没収である』。その正しさは、証明される。

ある治療法を援用したところ……。……悪事の共犯者になつていたはずである」と述べるのである(Om・63)。

(36) 「このことにつらていえば」から以下、つぎのパラグラフの終り「……はたしていかなる律法によるのであるか」までは、J・W/C I「結論・第二十九」からの引用である。 「……放埒・傲慢・淫蕩……」以下、「……いかなる律法によるのであるか」までは↓「……寄進者の仲間は財産の欠乏から、やむなく盗みをはたらき、あるいは他人にいみきられ、あるいはさらに危険なことには、王国を野蛮人から防衛するための軍隊が王国に不足するため自らの国を捨て、敵と手を結んで反逆するといふのに、富を積み山ほどの資産をかかえた修道僧が、寄進者にたいして教会所領を手放さぬ権能をもつ、といふのは、はたしていかなる律法によるのであるか」(Om・64)。

(37) ホステンニス(Henricus de Segusia/Hosienensis)。後年稿本は、『テレコーリウス九世の教令講義』(Lectura in Decretales Gregori IX, Paris, 1511. Liber III) 九三葉<sup>r</sup>。

(38) Fr・I・827。「論点・第十七。問題・第四。第四十三章。相続人に恵まれない者から教会に寄付された財産を、教



会は取得するべきでない。男の子に恵まれない者は誰しも、教会を相続人にしたがるが」以下に、ヤン・フスの引用する文章が見える。右の「男の子に……」以下の文章は、アウグスチヌス『説教・第四』のうち、「雜項説教」・「説教・第

三百五十五。聖職者の生涯と生きかたとについて (Sermones de diversis. Sermo 355. De vita et moribus clericorum.)」

「第四章」の中に見える。「男の子に恵まれぬ者は誰しも、教会を相続人にしたがるが、引きうける者を、アウグスチヌスのほかに、さがすがいい。いな、恩寵深い神によって、誰もいないがいい。聖にして尊敬するべき・カルタゴの司教アレリヌウスの処置は、いかに賞賛するべきものであることか。事情を知る者たちすべての口を、どれほど神への賞賛によって充たしたることか。ある人が、男の子に恵まれず、また生まれる見込みもなかったところから、……」(PL・39・1572)。

(39) 前注を参照されたい。

(40) 「総じて聖職者が、……」から以下、「……日々見聞するところも同じことを教えている」までは、J・W『教会について (Johannis Wyclif Tractatus de ecclesia. Now first edited from the manuscripts with critical and historical notes, by Johann Loserth. London, 1886; The Wyclif Society: xxxii+600) (成立は一三七八年ないし七九年。以下、Ecと略記)』「第十五章」からの引用である。この章は「第二の疑問は、アングリアの国王は、自らの臣下である総じて聖職者から、その聖職者が喜捨を悪用しあるいは軽んずることを理由に、寄付された寺領を没収することが合法的にできるか否か、である」で始まる (Ec・328—329)。J・Wでは、「総じて聖職者が、どれほどまでも……」のまえに、「アングリアでも他の国でも」。「……犯すことがある、ということとは、司教ユダ・イスカリオテ、……」→「……犯すことがある、ということとは、司教ユダ・イスカリオテ、……」(Ec・333)。

(41) 「さらにもまた、……」から以下、「……なげうつべきである」までは、J・W/Dcd「第一編・第三十七章」からの引用  
ヤン・フス『〔ジョン〕ウィクリフの諸条項の弁護』……へⅡ

である。「小命題」→「大命題」……………世俗の所有物……………→「市民生活上の所有物……………」(Dcd・I・267—268)。

(42) 「充分な力をそなえた……………」から以下、「……………自然の重荷であり」までは、J・W/Dcd「第一編・第三十七章」からの引用であり、これは、前見の(前出注(30)を付した文章)「神が存在するとすれば、……………」のつぎにしるされている。「しかるに、この点で最も充分な力をそなえている者は、国王であり、……………」→「しかるに、この点で最も充分な力をそなえている者は、第二十六章で説明した・国王の義務から明らかたとおり、国王であり、……………」 「そして、上のことは……………」→「そして、上のことは、なによりも、ひろく世の利益にかかわるものであったであろう。なぜなら、(第十六章に明らかたとおり)自然の重荷である寺領の重圧を取り去ることによって、聖職者は、霊の生命をクリスト教俗人の中に注ぎ込むことができるようになったはずであるからである。霊の生命を取り除かれることによって教会は、最も危険な侵害をこうむるのである」(Dcd・I・267)。

上に見えるDcd「第一編・第二十六章」でJ・Wは、政治(politia)は、貴族制ないし自然制であるべきか、君主制ないし王制であるべきか、という問いを立て、第一に、——罪を前提とすれば、教会法による・教会の統治にたいして市民法(civile)が不可欠であるが、主としてこの法の執行にあたる人格がなくては市民法は無力である、という理由から、聞う教会にはかかる人格が不可欠であり、その人格が王であり、それゆえ王制が不可欠であり、第二に、すべての秩序には、上下の関係がある。しかるに市民上の支配は、一つの秩序である。ゆえにそれは、至高者をもたねばならない。しかるに、どのような人格をも、民衆にたいして至高者の地位におくことができる。ゆえに、自然の根拠によって、その人格が国王である、ということが帰結し(Dcd・I・185)、第三に、反逆者にたいしては強制力を行使することが不可欠であるが、その力は、国王なくしては行使されえない。ゆえに、政治においては、国王の義務は不可欠である——とす( Dcd・I・186)。

ついでJ・Wは、国王の義務を語って、「国王は、至高者としての力の度合の卓越に対応して

神に仕える者であるから、明らかなのは、国王は、神の法にしたがって王国のひとびとを指導する責務を課せられている、ということである。また、神の義の本領は、悪をしりぞけ善を行なうことであるから、明らかなのは、国王は、叛逆者を、神の律法と他の補助手段とを用いて矯正する責務を課せられており、また、神の義を行なう者を、愛の掬てにしたがって援助する義務を課せられている、ということである」と述べ、「このところから明らかなのは、国王は神に仕える者として、自分の臣下を指導する権能を、神から授与されている、ということである」と結論している (Dcd・I・188)。

J・Wは、一方ではさきに見たように、論理的演繹の手法に基づいて、国王の権力を至高なものとして規定し、他方で右に知られるように、王権神授説によって、国王の義務を確定する。「第一編・第三十七章」は、それをうけて、「最も充分な力をそなえた者」としての国王の「義務」を語ることになるのである。このあとJ・Wは、前出注(15)・アウグスチヌス『ドナチスタ矯正

についての書。書簡・第百八十五。ポニファークュウスにあてる書簡』にしたがって、国王の義務を、四点に要約している。

——第一。神の律法に合致した・正しい律法を確立すること。第二。その律法に基づいて、神への崇拜に反する事柄を滅ぼすこと。第三。神をよろこばせるよう国民を強制すること。第四。外面にあっても内面にあっても、国民の上に平和をもたらし

ために、世俗の権力を用いること——がこれである (Dcd・I・189)。

J・Wが、国王の権力を教会のそれに優越するものとした根拠の一つは、このような・アウグスチヌスの見解であった、と言えよう。またJ・Wは、Dcd「第

一編・第十五章」では、市民政治に不可欠であるのは、「神への愛と隣人への愛とを重んずる」戒律である、と述べ、その愛の条件を、十六にわたって列挙している (Dcd・I・103——110)。そしてつづく「第十六章」で、「それゆえ、寺領を統治の自然法に基づいて使用しようとする者は誰しも、つぎの・愛のしるしが自分にあてはまるか否かを、見なければならぬ」として、——第一。うつろい去る富にましまして、うつろい去らぬ富を求めるのに、力を尽しているか。第二。うつろい去る富にままして、うつろい去らぬ富を求めるのに、思いをひそめているか。第三。喪失の苦痛と所持の愛とは相応ずるがゆえに、

現世の・有用な財の喪失よりも、愛の欠如を感じて苦痛を感じるか否か。以上のしるしが充分に確かめられれば、ひとは、神からの宝を、統治の自然法によって使用することができる——と断言している (D c d · I · 110)。

「地上のものが、神にたいする愛を支える手段として必要とされればされるほど、信仰にあたって地上のものにむけられる配感、愛情は、たとえどのようなものであれ、ひとを神への愛から引き離すものであり、その帰結として、愛を破壊しあるいは滅するものである。そして、正統信仰の者が戒めるべき・地上のものへの愛は、ヨハネの・第一の手紙、第二章・第十六句で言われているもの、すなわち、口腹と淫蕩いんどうとにかかわる・肉の欲望、現世の財産にむけられた・適切ならざる愛情にかかわる・目の欲望、そして、悪魔の罪にかかわる・生活の傲慢である」とし (D c d · I · 113 — 114)、外面の人間にあって夢は、内臓への・糞便の滞留から生ずるのと同じく、内面の人間にあって、右のような欲望、すなわち魂の糞便の滞留から幻覚が生ずるのである、と説明した (D c d · I · 114 — 115) あと、つぎのように述べている。「そしてまことに、このようにして盲めくらた者たちが寺領について抱く考えは、いわば空なる姿を見る夢であり、幻覚である。なぜなら、彼らは、地上について自分が富者であると思ひ込んでいるが、表面上所有しているものは、実は自分のものではないからである」(D c d · I · 115 — 116)。

「寺領は、自然の重荷である」というのは、寺領が魂の糞便である、という意味である。

(43) 「国王と世俗の支配者とは……」から以下、このパラグラフの終りまでは、J · W / C I 「結論・第十七」からの引用である。「結論・第十七」は、つぎで始まり、そのあとにこの文章がしるされている。「どのような司教であれ、常にまた周知のこととして教会資産を悪用している場合には、世俗の君主は、その司教の懲罰と貧民の財産の返還のために、教会資産を取り上げるべきである。このことは、つぎのところから明らかである。すなわち、世俗の君主は、そうした資産の・第一の領有者であり、……」「……信仰深い国王、……」↓「……信仰深い支配者、……」(O m · 41 — 42)。

(44) 前出注(25)(34)を参照されたい。

(45) 前出注(25)・イシドールス『命題集、三編』「第五十一章・第四節」の中に見える(PL・83・723)。なお、

J・W「イシドールス、語源論、第三編」、ヤン・フス「イシドールス、語源論、第三十編」→正しくは『命題集、三編』。

(46) Fr・I・937。「論点・第二十三、問題・第五。第二十三章。悪人を抑圧し善人を助けるのは、国王の義務である。

同じくヒエローニムス、エレミアについて」の中に見える。ヒエローニムス『預言者エレミア注解、六編(Commentarium in Jeremian prophetam libri sex)』「第四編・第三十五節」。

ヒエローニムスは、エレミア書、第二十二章・

第三句「主は、こう言われる。裁判と正義とを行ない、請求者の手から、暴力によって抑圧された者たちを解き放ち、異邦人、

孤児、寡婦を悲しませず、不正に(あるいは不敬神に)抑圧を行なわず、このところにて罪なき血を流してはならぬ」をあげ

て、この文章をしるしている(PL・24・843。CC・74・200—201)。

(47) Fr・I・941。「論点・第二十三、問題・第五。第四十章。盗みその他の犯罪は、国王の手で拘束されなければならない

い。同じくキュプリアヌス、悪徳の・第九の度合、の中で」の中に見える。キュプリアヌス(Cyprianus, 200?—258)

『当代の悪徳十二について(De duodecim abusionibus seculi)』「第九章」の中に見える(PL・4・956—957)。

(48) J・Wもヤン・フスも「聖グレゴリーユウス」→正しくは「教皇グレゴリーユウス七世」。

(49) J・W「……問題・第六」→正しくは「……問題・第七」。Fr・I・800。「論点・第十六」問題・第七。なぜ

なら一般に、教会資産も教会所領も、司教の権限に属するからである。しかし俗人は、自らの権威によっても司教の権威によっても、教会十分の一税ないし教会資産を所有することはできない。……このことについて、グレゴリーユウス七世は、言っている(ラテラン宗教会議で。記録。第六編・第七章)。第一章。教会十分の一税は、俗人が所有してはならない。……しかしこの教会十分の一税は、司教の権限下にある、とするのが余の見解である。それは、他の上にある司教が、すべての者に正

しく配分を行なうためである。……しかし、一切は共有である。なぜなら、ある伝道者は所持し、しかしある者は削減されることは、許されざることと考えられるからである。正統の信仰がただ一つであるように、教会の管理者である司教は、教会資産がどれほど多額にのぼろうとも、すべての者に正しく配分しなければならぬ。「第三章」同じくグレゴリーウス〔七世〕。このあとに、ヤン・フス引用の文章がつづく。「……これを与えた司教、これを受け取った俗人……」→

「……これを司教から受け取った俗人……」。 グレゴリーウス七世 (Gregorius VII, ?—1085) の『記録。十一〔十編』は、PL・148・283——644に収録されているが、この文章の出典は不明。 なお、グレゴリーウス七世からのこの引用は、ヤン・フス『六つの過ちについて (De sex erroribus)』(成立は一四一二年ないし一四一三年。B・8

5)・(ボフミル・リパ編『ベツレヘム・テクヌト (Betlehenské texty. Vydal Bohumil Ryba. Praha, 1951: 35+243)』五四ページ、フライシュハンス編『一四一〇年——一四一一年、ヤン・フス師のベツレヘム説教堂における説教。四』一六六ページ、にもそれぞれ見える。

(50) Fr・I・508。「論点・第三、問題・第二、第八章。返還以前には、なにびとも審理に喚問されてはならない。第二部「グラチアーヌス」の中に見える。「……地位から遠去けられるべきである」→「……やがて地位から遠去けられる」。

(51) 「さらにまた。……」から以下、このパラグラフの終りまでは、J・W/Dcd「第二編・第十二章」からの引用である(Dcd・II・137——138)。これにつづくパラグラフに、つぎのようにしるされている。「このことについていえば、リンカンの書簡・第七十一は、『より以上の区分を含まぬ・最高度に特殊な種にしたがって』われわれは、高位聖職者の非をもあきらかにしなければならぬ、と教えている。書簡は、述べている、『善と真実とを愛するひとびとにあっては、悪を暴露することこそ、恥ずべきものを、真実かつ敬虔に隠蔽することである』。なぜなら、罪の蔽われる者が、善人とされるからである」(Dcd・II・138)。この司教の『書簡・第七十一』(一二三九年と推定)は、助祭・リンカン教区聖堂参

事のウィリアムにたいし、教会内の・かくされた悪の解明による助力を、依頼したものである。司教は、——悪をかくす

ことは、却って恥部をあらわにして恥を受けることであり、「明白な通告と福音による矯正」とが望まれる、とし、助祭にたいし「知れる限りを、つつみなくしるす」ことを願ひ、つぎのように述べている。「しかしそれは、数多くの種に区分しうる・ある一般性のもとにはありませぬ。なぜなら、一般性という角は、内面にあるものを暗くし、塵を集めるものであるからであります。……そうではなく、より以上の種への細分を含まぬ・最高度に特殊な種によって、であります。こうすることによつて、それ自体では、自らの中に悪意の明証をもつような悪ではない悪に、ひとびとを悪の類にひきよせる諸事情と諸原因とが、ななら隠蔽することなく、結びつけられるのであります。なぜなら、善と真実とを愛するひとびとにあっては、このようにして悪を暴露することこそ、恥すべきものを、真実かつ敬虔に隠蔽することであるからであります。というのは、真実と善とを愛して自らの悪を真底からみとめる者、そしてその悪を捨て、苛責によって悪を清める者にとっては、悪の恥辱は、至福な・喜びの蔽いによってかくされるからであります」(ルアード編『かつてリンカンの司教であったロバート・グロウステストの書簡 (Robert Grosseteste episcopi quondam Lincolnensis Epistole. Edited by Henry Richard Luard. London, 1861; cxxxix-467. 《Rerum Britannicarum medii aevi scriptores》)』「書簡・第七十一」一九九—二〇〇ページ)。

ロバート・グロウステスト (c. 1175-1253) は、オクスフォード大学の総長の職を辞しても、大学にたいして学問上の影響を与えつづけたが、一二三五年リンカンの司教となつたあと、修道会をはじめ教会内部の悪弊の一掃に努めた。一二五〇年、修道会からの収入が教皇庁を毒している事と教皇による・恣意的な教会人事とに反対して教皇と衝突し、また在アングリアの外国人聖職者の収入が国王の年収の三倍以上に達するのを、非難した。ロジャー・ペイコンによって絶賛された・その学殖は、神学をはじめ、アリストότεレス、ポエテュウスへの注解、自然哲学、精神哲学、詩、音楽、農耕法にまで及んだ。J・Wの諸著書の中には、グロウステストの著作からの引用、言及が、少なからず見いだされる。二十八編にのぼる『リンカンの司

教ロバート・グロウステストの『哲学上の著作』が、ルードウィヒ・ハマーの手で公刊されている。(Die philosophischen Werke des Robert Grosseteste, Bischofs von Lincoln. Zum erstmalig vollständig in kritischen Ausgabe, besorgt von Ludwig Bauer. Münster i. W., 1912; xiii+778 《Beiträge zur Geschichte der Philosophie des Mittelalters. Bd. IX.》)

D c d 「第二編・第十二章」は、つぎのように始まっている。「上述のところから、総括として結論が明らかになる。前出第三章〔第十一章〕で私は述べた、世俗の支配者は、どのような聖職者であれ常に悪用している者から富を没収することができるし、またそれは合法かつ正当である、と。なぜなら神は、大いにありうる場合について、この種の権能を任命しておかなかつたならば、自らの教会の設立者ではなかつたであろうし、権能をそなえたひとびとも、さし迫つた必要の場合に矯正を行なうのでなかつたならば、兄弟としての愛を尊重していなかつたことになるであろうからである。というのは、このひとびとは、神の贈物〔権能〕を受け取つても無駄であつたのであり、神にたいして不法をはたらいたことになるからである。それゆゑ、世俗の支配者には上述のことができない、と言うのは、未聞の讒弁ではない。なぜなら、世俗の支配者は、最下位の聖職者からローマ教皇に至るまでに及ぶ・右の権能をそなえているからである。……それゆゑ私は、神は、世俗の支配者にこの種の権能を授与した、というのでなければ、神が世俗の支配者に権威を許与することができたとは、信じないのである。なぜなら、クリスツスの教会の手足はその一つ一つが、クリスツスの花嫁の・他の手足一つ一つを、矯正し、ないしは適切な方法で援助する権能をもたざるをえないからである。そして、使徒によれば〔ローマ人<sup>ども</sup>への手紙、第十三章・第一句〕、『かかる権能はすべて、神からくる』のであつてみれば、この権能をそなえた者はすべて、合法かつ正当にそれを行使することができる、ということに疑う者がいるであろうか(D c d・II・128)。……いな、よくよく注意してみれば、最も共通な法である愛の掟に基づいて、世俗の支配者は、上記の欠陥を矯正することができるのである(D c d・II・129)。……上述したところから私には、聖職者ないし修道士がどのような仕方であれ罪を犯した場合にも、世俗の支配者が、これらの者から財産を



没収することはできない」ということを頑強に断定することは、ヘギン修道者 (Beghardi) のそれに劣らぬ異端である」と思われる (D c d . II . 136)。

(52) 「ならにまた。……」から以下、このパラグラフの終りまでは、J・W/D c d 「第二編・第十二章」からの引用であり、前注を付した文章のつぎのパラグラフにしろなされている。「国王」は、いずれも→「アングリアの国王」 「……僧職者から教会所領を没収する……」→「……あつう……僧職者からしてゐるやうに、教会所領を没収する……」 「……首目になつていなひと……」→「……首目になつていなひ神学者ないし正統信仰の者……」 「……本来はどのような行為であれ行為は、……」→「……どのような行為であれ本来善き行為は……」 「……天にあって治める……」→「……天にあってともに治める……」 「……われわれ教養のない人間にとっては、……」→「……われわれ動物にとっては、……」 (D c d . II . 136)。

(53) アウグスチヌスの著作かは、不明。

(54) 「世俗の支配者は、……」から以下、つぎのつぎのパラグラフの初め「聖職者は、自分でもそうした見解であるもの」と考えられる」までは、J・W『説教・第四十三』からの引用である。『説教』(Johannis Wyclif Sermons. Now first

edited from the manuscripts with critical and historical notes, by Johann Loserth. Vol. I. Super Evangelium Dominicalia. (聖書註釋のつぎ) London, 1887; The Wyclif Society; xl+417. —Vol II Super evangelia de sanctis.

(聖書註釋のつぎ) London, 1888; xxii+476. —Vol. III. Super epistolae. (手紙のつぎ) London, 1889; v+533. (手紙のつぎ) 田中啓記) —Vol. IV. Sermones miscellanei (Quadragesima sermones de Tempore, sermones mixti XXIV.) (雑集説教) London, 1890; vx+529. 『説教』全体の成立は、一三八一年——一三八三／四年)。

『説教・第四十三』は、ヘンツロの・コリント人への手紙、第十章・第六句『彼らがむさぼったやうに、わたしたちが悪をむさ

ほらないためである』についてのものである。

「この手紙をめぐって、世俗の支配者が、常に罪を犯している教会から、自らの自由裁量に基づいて、寺領を没収することができるかどうか、疑われ、そしてこの結論は、アングリアの地震公会議〔一三八二年四月「表題」への注(一)参照〕によって、余りにも危険な誤謬として有罪の判定を受けた、と言われている。しかし、悪霊の仲間が誘惑者として悪しき兄弟の間にまぎれ込んだことに、疑いはない。なぜなら、この誤謬がもし余りに危険であるならば、その場合には……」として、この文章が始まる。 「……かつて自分が施した喜捨をわが手に握ることが許されない、……」→「……その気遣い沙汰をわが手で打ち砕くことが許されない、……」 「……かかる謀叛人……」

→「……かかる裏切り者……」 「しかるに、国王が、……」→「しかるに、アングリアの国王が、……」 「……聖職者の言い分を文言どおりに……」→「……聖職者の言い分とは逆のことを……」 「国王たちの世嗣……」→

「……アングリアの国王たちの世嗣……」 「……第一の領有者は、僧職者であるか、……」→「……第一の領有者は、アングリアの僧職者であるか、……」 「……自分でもそうした見解であるもの、と考えられる」のあと→「それは、世俗の統治権にかんする・教皇と皇帝との関係と、アングリアの・総じて聖職者の・国王にかんする関係とが、相応じているからである」(S r . III . 369 — 367)。

(55) アウグスチヌス『キリスト教の教説について、四編』。前出注(へI)への注(2)を参照されたい。

(56) Fr . I . 703。「論点・第十二、問題・第二。第四十九章。教会は、自らの資産を逸失してはならぬが、それと同じく強欲の烈しさによって他人の資産を奪ってはならない。第一節。しかし、注意するべきは、なにらかの・緊急な原因によって教会の資産は引き離されることができ、ということである。いうまでもなく、さらに善い<sup>よ</sup>ことを心がける場合のように、聖職者の必要と意図とによって、教会の資産は……」の中に見える。 教会法からの・この引用の一部は、前出注(9)・『人の目にかくれた論敵にたいする反論』(『全集』・第二十二巻) 七九ページ、にも見える。

(57) Fr・I・337。「第九十六節。第一章。俗人に処分されるべき教会資産については、なんの権限も残らぬ」の中に見える。「……金ないし宝石……」↓「……宝石ないし金……」↓「……使用にふさわしくなく、……」↓「……使用あるいは装飾にふさわしくなく、……」。この文章は、アムプローシウスには見えない。

(58) アムプローシウス『牧師の職分について』三編 (De officiis ministerorum libri tres)、『第二編・第二十八章。……教会の所有する・金・銀製の・至美の聖器も、正しい用途にむけられる。……第一四〇節。聖なる殉教者ラウレンチウスは、そのような金を主のために保持していた。主から教会の宝を求められた時に、彼は、これを見せることを約束した。つぎの日に彼は、貧民たちをつれてきた。約束した宝物はどこにあるのかとたずねられて、彼は貧民たちを見せて言った、これが教会の宝であります、と。まことに貧民は、クリースツスがそれの中にあり、信仰がそれの中にある宝である。最後に、使徒は言っている、『わたしたちは宝を、土の器の中にもっている』(コリント人への・第二の手紙、第四章・第七句)。クリースツスは、その中に自らがある、と言った宝より以上の宝物を、どこにもつのであろうか。……第一四一節。このような宝をラウレンチウスは見せて、迫害者もこれを奪うことはできないことを、立証した。エホヤキンは、金を封印しておき、食物を調達するのに支出しなかった。金が盗まれているのがわかり、とらわれの身となった(列王紀、第四。第十二章(列王紀、下、第二十四章)第十三句)。迫害者のためにしまっておくよりは、貧民のために費い果たすことを選んだラウレンチウスは、その解釈の・独特な生彩によって、殉教者の・聖なる冠を戴いたのである。しかしラウレンチウスにたいして、なんじは教会の宝物は費い果たしてはならなかった、聖餐の器は死ってはならなかった、と言われたのであろうか(PL・16・149—150)。

(59) 聖堂騎士団の所領の破壊とは、フランクの王フィリップ四世が一三〇七年——一三一四年に、この騎士団にたいして行ったものを指す、と思われる。

(60) 「……かかる没収が……」から以下、「……危険な誤謬におちいった、ということである」までは、J・W/Ec「第十五章」からの引用である。ただし、これは、つぎに見るように、J・Wが、論敵である「ある博士」の反論を引用したものである。「上述のところから私は、つぎのように立論する。前提第三〔第一〕から明らかなように、アンゲリアの国王が、総じて自国の聖職者から教会所領を残らず没収したことがしばしばあるのであるが、博士の結論・第二および第三から明らかなとおり、かかる没収が……」(Ec・334)。

J・Wは、「博士」のこの反論が「誤りであることを明らかにする」として、ここに引用しているのである(Ec・334)。

したがって、このパラグラフ全体で右の趣旨の引用を終ったあとに、反論への駁論が一つ一つ行なわれる。すなわち。「しかし、国王が聖職者の教会所領を残らず没収したことは一度もなかった、と言っても、有効ではない。なぜなら、国王が聖職者から動産も不動産も没収してしかも、これを一度も聖職者に返却しなかったことは、確かであるからであり、文書と世間とはこれを悉皆没収と呼んでいるからであり、あるいは……」(Ec・335)。

「前提第三〔第一〕」とは、つぎの文脈の中にある。J・Wは、前出注(40)に見るように、Ec「第十五章」で、アンゲリアの国王が、自らの臣下である・総じて自国の聖職者から、彼らのために教会に寄付してあった教会所領を、喜捨が悪用されないしは軽んじられたがゆえに、没収することができるか、またそれが合法であるかどうか、第二の疑問点である、としたのであるが(Ec・328—329)、この疑問点を解決するため、つぎの・三つの方法で進むことにする、と述べる。

第一は、この点についての・アンゲリアの国王の所業を知り、第二は、この事柄についての・博士たちの意見を伝え、第三に、その意見に反論する——。「第一」について、J・Wがしるすのは、つぎのとおりである。——わが王国の編年史を読む者に明らかなのは、ウィリアム征服王が、サクソンの諸王の・多大の喜捨を、修道院、司教区、および他の被寄付団体から、永代喜捨の名目のもとに、時には取り上げにより、時には移転により、時には前任聖職者の代りに外部の者を引きいれて、永久に転用した経緯である。これのためにはウィリアムは、権利に基づいて自らに当然の・王国の征服の場合以上の許可を、教皇か

らえていた、という夢想を捏造しても無駄である。教皇が、没収をうけた聖職者をすべて、あとで救済した、という夢想を捏造してみても、教皇は、サクسن人の・叛逆した相続人を救済しはしなかったのである。教皇は、ウィリアムを最後には異端と宣言した、と言うのは、余りにも有害な憶測であったことにならう。なぜなら、王国の法はすべて、ウィリアムから相続によって今日に至るまで、すべての国王に伝わっているからである。すなわち、有害と私が言うのは、教皇は、その場合には、総じて聖職者と国民とを相続する国王たちを異端と宣言したことになるからである。しかし、われわれは、その間生じた・聖堂騎士団の所領の破壊と一身上の理由による没収は無視するにしても、われわれの時代に、名君エドワード三世が行なった没収を想起する。すなわち、国王にたいする軽侮が原因で、ノーウッチのウィリアム・ベイトマンの寺領が、国王の手に収められ、十六年の間保有された。同じことが、エクセタのジョン・グランスン、イーリの司教・修道士トマス・ド・ライル、および、われわれの時代に知っている・数々の没収について、生じている。いな、わが国王で前者の祖父〔孫〕リチャード二世は、このことを毎年、フランクの資産所有僧職者にたいして実行した。しかしこの国王は、そのことについてローマ教皇庁に相談することはしなかった。なぜなら、終始擁護されたいとして実行した。しかしこの国王は、そのことについてローマ教皇庁に相談する（E. c. 331—332）。

「前提第三〔第一〕とは、上のことを指すものである。　　つきに、「第二」について」Wは、このようにしるしている。「この事柄については、ありがたいことに、私に、著述でこの事柄についての・三つの結論を送ってきてくれた・ある博士がいる。博士は、第一に、異端を定義して、異端の命題ないし主張とは、危険な誤謬のことであり、頑強に擁護され、正統信仰の真理にまっこうからそむくものことである、と述べている。第二に、アングリアの国王が、自国の・総じて聖職者から教会所領を残らず没収することは、合法的には不可能である。第三に、国王はこれまで一度も、自国の・総じて聖職者から合法的に教会所領を没収したことはなかった。同じようにして、他の事情にして等しいとすれば、將來も不可能である」（E. c. 332—333）。　　ウィリアム・ベイトマン（Wilhelmus Bateman）は、前出注（30）ト

マス・ウォールシングム『アングリア教会史』によれば、ノーウッチの司教(二六二ページ)。ジョン・グランソン(ダロウソン)(Johannes Gauson)は、エクセタの司教(三〇九ページ)。トマス・ド・ライル(ジョン・ライル)(Thomas de Lyle [Johannes Lile])は、修道士・イーリの司教(二八五ページ)。

(61) 「しかし、この誤謬が……」から以下、「……論敵もまたみとめざるをえないものである」までは、J・W/Ec「第十五章」からの引用である。この文章は、前注のそれにつづくものではなく、両者の間に、この文章のあとの・ヤン・フスの

叙述が基づく・つぎの記述がはいっている。すなわち「そして、この誤謬が事実に基づいているものと前提するならば、国王と王国とは、断乎(だんこ)として、この権能を死に至るまで、必要とあらば剣をもってしても、適法なものとして擁護している、という異議が頑強に行なわれる理由はどこにあるか、ということである」(Ec・334)。

上の文章も、「博士」の反論の引用である。「……三つの理由……」→「……所与からの・三つの理由……」→「……国王たち……」→「……国王

……」→「……許されてもいなかったし……」→「……所与から帰結するように、許されてもいなかったし……」(Ec・334)。

(62) 「しかし、この誤謬が……」から以下、「……犯してははずである」までについては、前注を参照されたい。

(63) 「このところからさらに……」から以下、このパラグラフの終りまでは、J・W/Ec「第十五章」からの引用であり、前注を付した文章につづくものである。これも、「博士」の反論の引用である。「このところからさらに帰結するのは、頑強にかかる所業に出る国王たちは、……」→「上述したところからさらに推論されるのは、かかる所業に出る・アン

グリアの国王は、……」→「このところから、さらに帰結するのは、資産所有聖職者ですでに述べたところを信じている者は、……」→「そして、まことに、資産所有聖職者でこのすべてを信じている者は、自分から進んで、あるいは断じて、……」。

ヤン・フスはここで、J・Wの論敵の「博士」の反論を引用するに終始しているが、J・W自身は、前出注(60)

にしろした駁論のほか、つぎの二つをもって答えている。第一。「没収のあと、聖職者は、一切は正しい者たちに共有である以上、教会所領の果実を愛の根拠に基づいて手に入れた、という夢想を抱いても、有効ではない。なぜなら、多くの聖職者は、苦い思いで不平たらたらこの没収をうけたからであり、また彼らは、使徒が『自らの財産の略奪をよろこんで甘受した』(ヘブル人への手紙、第十章・第三——第四句)と言っている者たちと、同列にあるものではないからである。いな、なんと試みてみたところで、博士の結論第二に反して帰結するのは、アングリアの国王たちは、かかる場合に、自国の・総じて聖職者から教会所領を残らず没収することができる、ということである」(E.c. 335)。第二。「かかる没収に相当することによって、人間は総じて聖職者であることをやめるのである、と言ってみても、有効ではない。なぜなら、聖職者身分のしるしは消え去るものではないのであるから、右は第一の前提にそむくものでもあるし、また、聖職者たる者は、その資格に基づいてこそ特権ないし所有にあやかっただのである、と正しく教えた・資産所有聖職者は、ごく僅かであり、あるいはひとりもないからでもある」(E.c. 336)。

(64) 「……國王としては、……」から以下、「……ふさわしいことでもあったのである」までは、J. W/E.c. 「第十五章」からの引用であり、前注にしろした駁論のあとに述べられている。「さらにまた。皇帝ないし國王としては、……」→「上述のところから、第二に明らかにされるのは、國王としては、……ふさわしいことでもあった、ということである」(E.c. 336)。

(65) 「上述したところから、……」から以下、このパラグラフの終りまでは、J. W/E.c. 「第十五章」からの引用であり、前注を付した文章の・つぎのパラグラフに見える。両者の間に、——かつてプリトン人、サクスン人が、教会に寄進を行なったさい、後らはその寄進に、「喜捨を受ける者は、國王に反抗してこれを蔑視し、國王の民の損失を招くことをしなさい、という・正当な条件を付する」ことができた——という文章がしるされている。「上の文言」とは、これを指す。「……」

皇帝ないし国王……」→すべて「アングリアの国王……」 「……アラハ教会……」→「わが国の教会……」

「……王国の損失を招き国王を蔑視する結果を招き福音の宣教が排除される結果を招いた……」→「……国王を蔑視する結果を招いた……」 「しかるに、皇帝ないし国王としては、……できたのであるから、……」→「……わが国の君主たちは自ら、……」→すべて「わが国の君主たちは、……」 「……まったく避けられぬ……」→すべて「……絶対に避けられぬ……」 「……明らかなのは、……」→「……(しばしば私が言ったように)明らかなのは、……」(E c・337)。

(66)

「国王ないし……」から以下、「……切り離されてしまったからである」までは、J・W/E c「第十五章」からの引用であり、前注を付した文章が見えるパラグラフから、つぎのパラグラフにわたって、以下のようにしるされている。「しかるに、あの権能を絶対に不可欠のものとして前提し、かつ許可と義務とに照して、私は、上にしるした条件の合理性を、証明する。なぜなら、アングリアの国王としては、自国の教会に……」 「……わが国の国王もチェヒ全体の国王……」→「……わが国の国王もアングリア全体の国王……」 「……四分の一以上が、聖職者のために永代土地保有として……」→「……四分の一以上が、永代土地保有として……」(E c・338)。

(67) 「なぜなら、聖職者の……」から以下、「……服従している者である、というところにある」までは、J・W/E c「第十章」からの引用であり、前注を施した文章のつぎのパラグラフに見える(E c・339)。

両者の間に、こうしるされている。「なぜなら、相当な部分が、王国の中にあつてしかも王国には属さない、ということが動かしがなくなるからであるが、このことは、総じてアングリアの聖職者の全所領が、国王の統治のもとにはなく、教皇の統治のもとにある、ということによる以上に明快に、どうして出てきたであろうか。その証拠に、聖職者は、教皇は市民生活の上でも支配を行なう、と言ふ。しかし、ふたつの・明確に区分された人格がひとしく同時に、聖職者の上に市民生活の上でも支配を行なう、というこ



とは、可能ではないのであるから、言い分として残るのは、わが国の国王は、わが王国の永代土地保有にかんしては、まったく排除されているか、ないしは、国王は教皇に服従している者である、ということか、そのいづれかである」(E c . 3 3 )。

(68) 「聖グレゴリウスの決定……」から以下、このパラグラフの終りまでは、J . W / E c 「第十五章」からの引用である(E c . 3 4 1 — 3 4 2 )。これに先立って、つぎのように述べられている。「ゆえに国王は、自分自身で、あるいは自らの行政顧問官をつうじて、なにが自らと王国とに大きな危険をもたらすかを、承知する義務がある。疑いもなく、矯正をおろそかにすることが、これであった。なぜなら、聖グレゴリウスとある限りの律法にしたがえば、『非をあらためさせやることができないのにも拘らず、これを怠る者は、疑いもなく自らを、その罪の共犯者とするものである』からである。それゆえ、総じて聖職者の罪については、国王ないし国王の顧問官は、聖職者が、国王が統治を受け取った・その王国の破壊者である、という根拠にしたがって、吟味を行なわなければならなかったのである。これは、聖グレゴリウスが、(上に援用したとおり)記録、第十一編・第二十九章、で教えているとおりである。(パラグラフをあらためて)このことは、三つの方法によって、追証される。第一は、〔教会法、論点〕第十一、問題、第三、特権を、におかれた・グレゴリウスの決定によつて、である。……」(E c . 3 4 1 )。右の・グレゴリウス「記録。第十一編・第二十九章」とは、前出注(26)・グレゴリウス「書簡記録」第十一編・第六十九のことである、と思われる。Fr . I . 6 6 0 . 「論点、第十

一、問題・第三。第六十三章。特権を悪用する者は、特権を剝奪されてしかるべきである。同じ〔グレゴリウス〕、記録、の中で。自らに託された権能を悪用する者は、総じて特権を放棄するべきである。同じ〔グレゴリウス〕、記録、このことの追証は、国王は(国王である限り)、神から許与され、統治を行なうため国民から受け取った特権をもっている、ということによって、行なわれる。ゆえに、国王が、国王の職分の第一に位する矯正をなおざりにして自らの権能を悪用する

場合には、国王は、前提した律法にしたがって、自らの王国を放棄せねばならぬ、ということに誰が疑うであろうか」(E c・342)。

(69) 「上のことは、また、……」から以下、「……効力は取り消される」までは、J・W/E c「第十五章」からの引用である。「上のことは、また、……」→「上のことは、第三に、……」。 「上のことは、第三に」とは、前出注(60)の「第一に」、「第二に」をうけているのである。 「なぜなら国王は、神の定めた法によっても……」→「なぜなら国王は、(上述の論文、特権について、に明らかないように)、神の定めた法によっても……」 「このことについていえば、……損害をこうむる聖職者は、……」→「このことについていえば、……損害をこうむる者は、……」(E c・343)。

(70) 「それゆえ、喜捨を受ける……」から以下、つぎのパラグラフの終りまでは、J・W/E c「第十五章」からの引用である。「それゆえ、喜捨を受ける聖職者が要求するように、もし世俗の……」→「それゆえ、(喜捨を受ける者が要求するように)もし世俗の……」 「……喜捨そのものを施し……」→「……喜捨を喜捨たらしめ……」 「ゆえに、国王と世俗の支配者とは、……」→「ゆえに、アングリアの国王たちは、……」 「国王と世俗の支配者ともまた、……」→「アングリアの国王たちは、第三に、……」。 「明らかなのは、……」以下は、J・Wでは、新しいパラグラフではない。

「このことについていえば、上述の……」→「それゆえ、私はあえて主張するのであるが、上述の……」 「いな逆である。われわれが……心すれば、知ることができるのは、……の中に語られているのは、……」→「いな逆である。われわれが、……心すれば、そして……の中に語られているのは、……」(E c・344—345)。

(71) 「国王、君主、および……」から以下、このパラグラフの終りまでは、J・W/D c d「第二編・第二章」からの引用である。「国王、君主、および……」→「このところから、かかる論拠が推論される。国王、君主、および……」 「……クリースツスの律法の実行を拒むべきであり、あるいは妨げるべきであり、また、世俗の支配者が教会の……行なうのを妨害

するべきである、という趣旨の決定を下す……」↓「……クリスツスの律法の実行を拒むべきであり、あるいは妨げるべきである、という趣旨の決定を、また、世俗の支配者は、かかる推定に基づいて、その決定に同意すべきである、という趣旨の決定を下す……」 「いうまでもなく、いかなる人間にも、……」↓「それゆえ、いかなる人間にも、……」(Dc d. II・16——17)。

(72) 前出注(へい)への注(23)(・ペルナルツス『省察から、五編。エウゲーニウス三世に与える』第三編・第四章・第十八節)の中に見える。 「……教会を破壊するためのものではない」↓「……教会を破壊するためのものではない(コリ

ント人への・第二の手紙、第十三章・第十句)」「……信仰深い者と見られることである」↓「……信仰深い者と見られることである(コリント人への・第一の手紙、第四章・第二句)」「(P L・182・769)」。この「手紙」の句は、『一。このようにしてひとは、わたしたちを、クリスツスに仕える者、神の奥儀を分与する者(dispensatoris mysterium Dei)と、見るがいい。二。この場合、分与者に要求されるのは、信仰深い者と見られることである』。

(73) Fr・I・920。「論点・第二十三、問題・第四。第四十章。教会が異端の者を迫害するのには、根拠がある。同じ(ア

クグスチヌス)、ベチリアーヌスにたいする反論(第二編。第七十九章)」の中に見える。 前出注(16)アウグスチヌス「ドナチスタ・ベチリアーヌスの書面にたいする反論」(第二編・第七十九章・第七十五節)の中に見える。「ベチリアーヌスが、「迫害の根拠とは、なにか」と問い、「なんじはおそらく、律法の・ある権威に基づいて罪を犯す、と考えているのではないか」と述べるのにたいして、アウグスチヌスが答える言葉である。 この文章のあとには、「なぜなら、なんじは、迫害の根拠はなんであるか、と問うているからである。私は逆に問う、『ひそかに隣人をそしめる者、この者をわれは迫害す』(詩篇・第五章)と言っているのは、誰の声であるのか、と」となっている(P L・33・313)。

(74) 「教会所領の追加は、……」から以下、「……正義にならなっているからである」までは、J・W/E c「第十五章」からの

引用である。「さらにまた。教会所領の追加は、……」→「ところで、教会所領の追加は、……」「……前者は正当であるか……」→「……前者は常に正当であるか……」。この文章のあとは、「そして、『教会法、論点』第二十三、問題・第四。『余りに』〔第三十七章〕、および『敬神の念そのもの』〔第二十四章〕、『なにをなそうとも』〔第二十五章〕、に語られている・アウグスチヌスの言葉から本書の上述第十一章、に援用したように、これを承認する・いくたの教会法がある。また、それは、『教会法、論点』第五、問題・第五。〔第二章〕、に明らかであるが、そこには、アウグスチヌスの權威のもとに、つぎのようにしるされている。『……いうまでもなく、なんじの兄弟の罪をあばいて矯正することができるのに、罪について口をつぐんで滅びるにまかせるよりは、罪をあばかぬほうが、人に害を与えること大であるからである』となつてゐる(Ecc. 345—346)。

(75) Fr. I. 549。「論点・第五、問題・第五。第二章。甘言を呈する者が、友人であるとは限らず、苦言を呈する者が、敵であるとは限らない。同じ〔アウグスチヌス〕、ドナツス派およびドナツス派のウィンケンチュウスにあてて」の中に見える。前出注(20)・アウグスチヌス『書簡・分類・第三』『書簡・第九十三。ウィンケンチュウスにあてて。第二章・第四節』の中に見える。「……友人の拳骨のほうが、身のためになる」→「……友人の拳骨のほうが、身のためになる」(箴言、第二十七章〔第六句〕『愛する者が傷つけるのは、まことからであり、敵が口づけするのは、偽りからである』)(P L. 33. 323)。

(76) このことについていえば、……「から以下、』……、助力を与えているのであるからである。』「までは、J. W/Ec「第十五章」からの引用である。「……わがチヒ王国の……」→「……わが王国の……」「……地位高きひとびとについて格段におそれなければならぬ罪の……」→「……地位高きひとびとについて私が格段におそれる罪の……」。「……これが最もおそれるべきものであるが、……」→「……、(これが最もおそれるべきものであるが)……」。

売買され、クリースツスの敵が擁護されるといふ不正が……」→「……クリースツスの敵がクリースツスの財産によって擁護される、という不正と裏切りとが……」(Ec・347)。

(77) 前出注(19)・アウグスチヌス『書簡・分類・第三』「書簡・第百五十三。マケドニウウスに与える。第六章・第二十一節」の中に見える(PL・33・662—663)。アウグスチヌスは、この第六章の冒頭(第十六節)で、まず、

「それゆえ、国王の権能、裁判官の剣の権利、拷問具、軍隊、支配者の紀律、またよき元老院の厳正は、いたずらに定められるのではない」とし(PL・33・660)、さらに第十九節で、ローマ人への手紙、第十三章・第一——第八句の・パウロの言葉、『すべての魂は、上に立つ権能に服従するべきである。なぜなら、神から出るものでない権能はないからである。しかるに、上に立つ権能は、神によって定められたものである。それゆえに、権能に抵抗する者は、神の定めに抵抗するものである。……』を引き(PL・33・661)、ついで第二十節で、マケドニウウスからの書面にふれて、他人の財を悪意をもって盗んだ者は、悔いあらためるばかりでなく、盗んだ財を返却するのでなければ、罪は許されないとしたあとで、「第二十一節。しかしまことに心から私は言いたかった、他人のために、盗んだ財を返却させまいとして介入する者、保護を求めてきた者にたいし、誠意の限りを尽して返却を強制しない者は、悪事と罪との仲間である、と」として、この文章をしるすのである。「かかる者」とは、他人の財を盗んだ者を指す。なお、J・Wでは、「マケドニウウスに与える書簡・第三十七、で」となっている(Ec・347)。

(78) アムプロシウウスには、『地上の蔑視にひびいて(De contemptu mundi)』という著述はない。『現世からの逃避にうつらうつら(De fuga saeculi)』(PL・14・597—624)の中には、この文章は見られない。

(79) 「神が存在することが……」から以下、「……処罰させただけである」までは、J・W・Dcd「第二編・第一章」からの引用である。前出注(4)に示したようにJ・Wは、Dcd「第二編・第一章」の初めで、Dcd「第一編・第三十七

章」で立てた命題の基礎づけを行なう旨を、述べるのであるが、まず、「私は、上で、提出した結論のため、命題の形でその明証を示した」として、この文章を書いているのである。この文章の意味は、前出注(29)に見るところと同じである(D・d・II・2)。

(79 a) 本稿前出、四、一〇、一三、二九ページを参照されたい。

(80) 前出注(23、72)・ベルナルツス『省察から、五編。エウゲーニウス三世に与える』「第二編。第六章。教会の・主要な努力は、なにであるべきか。第十節」の中に見える。ベルナルツスはここで、まず、つぎのように述べる。——教会には、奢侈・逸楽にふけることも、豪奢におごることも、見られてはならない。司教の名称が孜々として心を配らねばならぬ時に、閑暇のあるのではない。得意がることは、閑暇が許されてこそ生ずるが、しかし全教会が孜々として心を配らねばならぬ時に、閑暇のあるのではなく、必要に応じて使用するのでなくてはならぬ。こうしてこそ、使いながら使わない、ということがあれば、濫費するのではなく、必要に依りて使用するのでなくてはならぬ。こうしてこそ、使いながら使わない、ということが、できるのである。魂の益とのかかわりでは、金と銀とは、善でもなく悪でもない——。そして、つぎのようにしるすのである。「しかし、それを使用することが善であり、悪用が悪であり、それに心を勞することはさらに悪く、追い求めることは不潔であります。貴下が、どのような根拠にせよ別の根拠でこれを要求するのは、自由であります。しかし、使徒の権利によっては要求してはなりません。なぜなら、使徒は、自らが持っているもので、貴下に与えるわけにはいかなかったからであります。使徒が、自らに持っていたもので貴下に与えたもの、それは、すでに申し述べたとおり、教会の上に心を勞することではありません。支配の権力は、使徒がこれを貴下に与えましたでしょうか。主自身に聞かれるがよろしい。『われらは、総じて聖職者にたいていして支配を行なう者ではなく』、と主は言っております、『群れの手本となった者である』(ペテロの・第一の手紙、第五章・第三句)。そして、貴下がこの言葉を、ひとりへり下りによるものと考えず、また真理によるものであるとも考えるために、

主の声は福音書の中にあるのであります。『異邦人の王は、その民を支配し、民の上に権能をふるう者は、恵み深い者と呼ばれている。』しかし、そのあとで、『しかしながら、なんじらは、かかる者であってはならぬ』(ルカによる福音書、第二十二章・第二十五句)。明快であります。使徒は、支配者となることを禁じられているのであります。(バラグラフをあらためて) 第十一節。それゆえ、貴下もまた同じであり、支配者でありながら、使徒の資格をわが手に横領するか、でなければ、使徒でありながら、支配者の資格をわが手に横領するか、あえてやってみられるがよろしい。明らかに、貴下は、二つの資格のうち一つは拒否したはずであります。貴下が二つとも手に入れようと願うのであれば、二つとも失うではありません。ひろく申して貴下は、自分が神がつぎのように不満をもらしている者の数の中から除外されている、と考へてはなりません。『彼らは治めたがしかし私によってではなかった。君主たちはいたが、しかし私は彼らを見とめはしなかった』(ホセア書、第八章・第四句)(P.L. 182・748)。ベルナルズスからの・この引用の一部は、ヤン・フスの『ズノイモのスタニスラフにたゞする反論』(『Contra Stanislaum de Znojma.』)(成立は、一四一二年。B・88)(『全集』・第二十二卷) 二九一ページ、にも見える。

(81) グレゴリーウス『書簡』第五編。書簡・第四十。皇帝マウリーキウスにあてて(『Epistola Mauricio Augusto.』)の中に見える。グレゴリーウスは、コンスタンチヌス帝の・司教にたいする・残酷な所業をしるしたあと、真実の神を知らず、木石を神として崇拜する・異教徒の君主たちですら、自分たちの祭司には最大の敬意を捧げたのに、「クリスト教徒の皇帝とあろうかたが、真実の神の伝道者を尊敬したまわぬのは、なんと驚きであることか」と述べ、「それゆえこの言葉を私は、私のためにではなく、伝道者すべてのために、支配者たるかたがたの・敬神の念に捧げるものです」として、つぎのようにしるすのである。「もとより私は罪人てんなんであります。私は、全能な神にたいして絶えず日々ひび罪を犯しているのですから、日々絶えることのない災厄をこうむる場合に、私は、神の・おそるべき試験のもとにあっても、ある救いの手段てだてが

ヤン・フス『[「ジョン」ウィタリフの諸条項の弁護]』……(八二)

私にあるもの、と考えるのです。すなわち、貴下が私に、神への仕えかたが悪いと、苦しみを与えれば与えるほど、……」。なお、これのあとに。「なぜなら、支配者たるかたがたの・寝耳に水の命令によってすでに数々の災厄をこうむったとは申せ、思いもよらなかった慰めを見いだしたからであります」(PL・77・766—767)。

- (82) Fr・I・496。「論点・第二、問題・第七。第四十章。教皇も、会衆にたいして不法を犯した場合には、皇帝の裁判によって非をあらためさせられることを、約している。……皇帝ロドウィークスにたいする・レオ四世の言葉は、この・へり下りの掟てからも、理解される」の中に見える。 教皇ラーオ四世 (Leo IV, 7—855) 『書簡と教令 (Epistolae et Decretal.)』第三十。皇帝ロドウィークスにあてて。断簡。(Ad Ludovicum Augustum. Fragmentum.)」の中に見える。

「……非を正したい、と存じております」のあとは、「それゆえ、上に申し述べましたことを詳しく問いただすため、ひとを当地につかわされたく存じます。ただし、その人物は、万事につけ神をおそれるかたであり、陛下が皇帝としてのご威光のもとに直接に臨席になられるのと同ように、綿密に調査するかたであっていただきたいのであります」となっている (PL・115・674)。

- (83) Fr・I・21。「第十節。第九章。皇帝の法は、遵守しなければならぬ。同じくレオ四世、皇帝ロターリウスにあてて」の中に見える。 前注・教皇ラーオ四世の『書簡と教令』第十六。皇帝ロターリウスにあてて。断簡(Ad Lotharium Augustum. Fragmentum.)」の中に見える。 「……遵守するべき……」→「……守るべき……」(PL・115・671)。

なお「陛下ならびに陛下の先任者たる大主教」の「大主教」は、『教会法・注解』にいう「大主教として塗油された皇帝」の意である。

- (84) 『ヒルデガルトの・未来の出来事の予言』(ブラハ聖堂参事会図書館所蔵・稿本) (Prophetiae Hildegardis de futuris evenibus. Codex bibliothecae capituli Pragensis. D 12.) 二一六葉。



(85) サン・ヴィクトワールのフーテ (Hugo de S. Victor, ?—1141) 『クリスト教信仰の聖餐について』 (De sacramentis christiane fidei) 『第二編・第二部・教会の融合について』第三章。教会の「二本の柱、聖職者と俗人とについて」の中に見える。「第三章。ところで、いわば世界は、二つの身分、すなわち俗人と聖職者をつつむ。それは、一つの体の二つの側面である。なぜなら、現世の必要に仕える俗人は、いわば左の側面である」につづいて、この文章が下見のようにされる。「俗人は、……地上の財すなわち地上の生活に必要な物を扱うのであるから、……」——「地上の財すなわち地上の生活に必要な物を扱う・クリスツス者の俗人は、……」。「そして、両方の用語の意味を解釈して」とは、つぎのことを指す。フーゴは俗人 (laicus) とは、ギリシャ語の λαός、すなわちラテン語で「民衆」の意味をもつ語からきて「庶民 (populares)」を言ひ、聖職者 (clericus) は、ギリシャ語の κληρικός、すなわちラテン語で「くじ」の意味をもつ語からきて「くじによって神に選ばれて神に仕える者」、あるいは「神がそのくじである者」を言ひ、と述べている (P.L. 176・417)。

(86) 「第七章」は、「どのようにして教会は、地上のものを所有するか」と題されている。フーゴは、前注「第三章」につづく「第四章。生活には二つがあり、二つに応じて二つの民衆がある。……」の中で、つぎのようにしている。——生活には二つがあり、一つは地上の生活、他は天上の生活である。一つは肉の生活、他は靈の生活である。一つは、肉体が魂によって生きる生活、他は魂が神によって生きる生活である。いずれも、生きて行くことができるためには、生かさぬ養われるための財をもつ。地上の生活は、地上の財によって養われ、靈の生活は、靈の財によって養われる。しかし、いずれの生活においても、正義が守られ、有用性が生ずるように、両方の財を必要ないし理性にしたがい努力と労働とによって獲得するひとが、両方に配置されているのである——(P.L. 176・418)。さらに、「第六章。地上の権能について」では、このように述べられる。——地上の権力者は、地上の生活に属する。そして地上の生活に属するものはすべて、地上の権力者に服従す

る。しかし、これらすべてが地上の権力者の権利に属する仕方は、二重である。すなわち、地上の権力者は、地上の生活に属するものを、正義にしたがって分配し、また、攻撃する者たちの不正から防衛する。支配者の義務は、このように、臣下に、所有すべきものを正しく分配することであり、それを不正から防衛することであるが、臣下の義務は、法の定めと理性とに基づく慣行にしたがって、支配者と支配者の代理の者と共に服従することである——(PL・1766・418——419)。

そして「第七章」の叙述についてヤン・フスによって要約されている部分は、つぎのとおりである。「支配者が臣下において所有するにせよ、臣下が支配者から所有するにせよ、地上の生活に属する・これら地上の財についていえば、クリースツスの教会の・あるものには、信徒の敬神の念によって、これを所有することがみとめられている。ただしそれは、地上の権力者の権利を傷けずに、である。いうまでもなく、このようにして、理性に合致するものはまた、善でもある。なぜなら、われらの神は、平和を愛する者であって、真実の正義に基づいて、秩序の乱れたものをなにごと承認するはずはないからである。……しかしながら、注意するべきは、地上の君主は、臣下において、あるいは臣下をまたずに、所有する・地上の資産の点で、教会にたいし、ある時には使用権のみをみとめることもあり、またある時には使用権と権能とをみとめることもある、ということである。権能を伴わずに使用権のみをみとめるのは、資産の果実を教会の利用に委ねる、と決定する場合である。しかし、地上の君主は、資産について正義を執行する権能が教会の権限に移ることを許さないのである。時にはまた、権能と使用権とを一時にみとめることがある。この場合に充分に注意しなければならぬのであるが、教会は、地上の資産の果実を利用することが許されるけれども、しかし、正義を執行する権能を、僧職者身分をつうじて、あるいは世俗の裁判権をつうじて、行使することはできない。けれども教会は、俗人役員をもつことができ、これをつうじて、地上の権力者に属する権利と裁判権とを、法の内容と地上の権利に基づく義務とにしたがって、行使するのである」(PL・1766・419——420)。

このあとにヤン・フス引用の文章がつづく。「……ということ自体、地上の君主に……」——「……ということ、このこと自体

もまた、地上の君主に……」 「ちらり、……」 → なし。 ここは、つぎのようになっている。「……みとめなければならず、また、根拠ならびに必要に基づく要求があった場合には、自分の資産は決して国王の権能から引き離されえないことを、理解しなければならぬ。すなわち、権能自身、資産にたいして守護の義務を負わなければならないが、また資産自体も、必要な時には、権能に服従する義務を負わなければならないのである。なぜなら、国王の権能をもってしても、教会にたいして負っている・守護の義務を〔他に〕与えることはできないのであるが、それと同じく、僧職者身分の手にあるとはいえこの資産自体も、守護を理由に国王の権能にたいして負っている・服従の義務を拒むことは、正当にはできないからである」(D 1・176・420)。

索引 (( ) 内の数字は、本稿のページを示す)

聖書からの出典 創世記, 2, 7 (1) 出エジプト記, 12, 4 (2); 23, 4—5 (27) 申命記, 12, 17 (7) サムエル記, 上, 15, 22 (38); 21, 3—6 (7) 列王記, 上, 1, 5, 8 (4); 2 (53); 2, 26—27 (5); 2, 27 (4) 下, 12, 18 (6); 18, 15—16 (6); 24, 13 (83); 25 (53); 25, 1—21 (5) 歴代志, 下, 32, 25 (6) 詩篇, 104, 44 (12, 63) 箴言, 13, 22 (66); 14, 34 (14); 27, 6 (92) 伝道の書, 11 [詩篇, 104, 44] (12) イザヤ書, 24, 2 (2) エレミヤ書, 22, 3 (77) ザクariah書, 2, 37—38 (9) ホセヤ書, 8, 4 (95) ヲタヤによる福音書, 3, 9 (16); 12, 1—4 (6); 13, 12 (35); 15, 3—6 (7); 17, 24—25, 27 (8); 17, 26—27 (61); 17, 27 (8); 21, 43 (12, 21, 63, 64); 22, 17—21 (8, 9); 25, 29 (35) ルカによる福音書, 5 (60); 5, 4 (8); 8, 7, 11 (25); 19, 41—44 (56, 59); 20, 24 (9); 22, 25 (95); 22, 25—26 (43) ヨハネによる福音書, 1, 32—33 (61); 11, 1—54 (55); 11, 47—53 (56) 使徒行伝, 3, 6 (94); 6, 2 (24); 25, 10 (9) ローマ人への手紙, 13, 1 (60, 80); 13, 1—3 (21); 13, 1—8 (93); 13, 4 (27) コリント人への第一の手紙, 3, 22 (13); 4, 2 (91); 9, 4—

14 (20); 16, 14 (32) 第二の手紙, 4—7 (83); 13, 10 (91) テサロニケ人への・第二の手紙, 3, 10 (17) ヘル人への手紙, 5, 1—3 (58); 10, 34 (41); ペテロの・第一の手紙, 2, 13 (60); 2, 13—15 (44); 2, 17 (10, 61); 5, 3 (95)

**教会法からの出典** 第八節, 第一章 (9, 10, 61) 第十節, 第九章 (45, 96) 第十七節, 第四章 (14, 67) 第六十八節, 第五章 (1, 50) 第九十六節, 第一章 (31, 83) 論点・第一, 問題・第七。第二十七章 (14, 66) 論点・第二, 問題・第七。第四十章 (44, 96) 論点・第三, 問題・第二。第八章 (26, 78) 論点・第五, 問題・第五。第二章 (40, 92) 論点・第十一, 問題・第一。第一章 (9, 61) 第二十六章 (13, 66) 第二十七章 (10, 62) 第二十八章 (10) 問題・第三。第六十三章 (90) 論点・第十二, 問題・第二。第四十九章 (31, 83) 論点・第十四, 問題・第四。第十一章 (12, 46) 論点・第十六, 問題・第七。第三章 (44, 77) 第三十一章 (18, 71, 72) 論点・第十七, 問題・第四。第四十三章 (22, 73) 論点・第二十三, 問題・第四・第二十四章 (92) 第二十五章 (92) 第三十七章 (92) 問題・第四。第四十章 (39, 91) 問題・第五。第二十章 (14, 19, 25, 67) 第二十三章 (25, 77) 第四十章 (26, 77) 問題・第七。第一章 (13, 65) 第二章 (11, 62, 63) 論点・第二十四, 問題・第一。第八章 (60) 注解 (論点・第一, 問題・第七。第二十七章) (14, 67)

**人名および著作, その他** アムブローシウス (?—397) 『ルカによる福音書について』〔『ルカによる福音書講解, 十編』〕。第四編, 第七十三節 (8, 60) 第九編, 第三十五節 (9, 61) 『職分について』第二編〔『牧師の職分について, 三編』〕。第二編, 第二十八章・第百四〇, 第百四一節 (31, 83) 『地上の蔑視について』 (42) 『現世からの逃避について』 (94) 『書簡・第二十一。皇帝ヴァレンチニアーヌスにあてて』。第三十三節 (10, 62) ( → アウグスチーヌス ) (42) (61) アンセルムス (52) アウグスチーヌス 『ヨハネによる福音書についての論文, 百二十四』。論文・第四十九, 第二十六節 (55, 56) 論文・第六, 第二十五節, 第二十六節 (61) 『ベチリアーヌスの書面にたいする反論』。第二編, 第四十三章。第百一, 第百二節 (11, 63) 第五十九章・第百三十三, 第百三十四節 (12, 63) 第七十九章・第百七十五節 (39, 91) 『ボニファーキウスにあてて』

書簡。第三十三』〔『書簡。分類・第三。ドナツス派矯正についての書。別名。書簡・第百八十五。ボニファーキュウスにあてる書簡』〕。第四章，第二十節（10, 62, 75）『書簡。分類・第三。書簡・第百五十三。マケドニュウスに与える』。第六章，第十六，第十九，第二十，第二十一節（41, 93）第二十五，第二十六節（12, 64）『書簡。分類・第三。書簡・第九十三。ウィンケンチュウスにあてて』。第二章，第四節（40, 92）第十二章，第五十節（65）『説教。分類・第四。雑項説教。説教・第三百五十五。第四章（23, 73）『クリスト教の教説について』（29, 82）；（10）（12）（28）（58）（81）アウレーリュウス，カルタゴの司教（23, 73）クレールヴォーのベルナルツス『教皇エウゲーニュウスに与える書』。第三編〔『省察から，五編。エウゲーニュウス三世に与える』〕。第二編，第六章・第十節（43, 94）第三編，第四章・第十八節（38, 91）（46）ボニファーキュウス→アウグステヌス（11）ブルニキルド，フランク人の女王（534—613）（14, 68）→教皇グレゴリーユウス一世 キュプリアーヌス（200?—258）『当代の悪徳十二について』。第九章（77）教皇ダーマス（305—384/385）『書簡・第三。アフリカの司教に与える』（1, 50）教皇エウゲーニュウス→ベルナルツス（43, 94；38, 91）（45）教皇グレゴリーユウス一世『記録。第七編，第九章』（『書簡記録。第十一編。書簡・第六十九。フランク人の女王ブルニキルドにあてて』（14, 68, 89）『記録。第七編，第十章』（『書簡記録。第十一編。書簡・第五十九。フランク人の王テオドリック二世にあてて』（15, 16, 69）『皇帝マウリーキュウスにあてて』（『書簡記録。第五編。書簡・第四十。皇帝マウリーキュウスにあてて』（43, 95）（16）（26→教皇グレゴリーユウス七世）グレゴリーユウス七世（?—1085）『書簡記録，十編』（78）『書簡記録，十編』。第六編，第七章（78）ロバート・グロウステスト，リンカンの司教（c. 1175—1253）（27, 79）『書簡・第七十一』（27, 79）『書簡』（ルード編）（79）『哲学上の著作』（パウアー編）（80）ヒエローニムス『預言者エレミア注解，六編』。第四編，第三十五節（77）『ヒルデガルトの予言』（『ヒルデガルトの・未来の出来事の予言』（45, 97）ホステンシス（ヘンリクス・デー・セグシアー）『教会十分の一税，……』。第三編〔『グレゴリーユウス九世の教令講義』〕。第三編（22, 72）サン・

ヴィクトワールのフーゴ (?—1141) 『聖餐<sup>せいさん</sup>について』。第二編，第二部〔『クリスト教信仰の聖餐<sup>せいさん</sup>について』〕。第二編，第二部。第三章 (47, 97) 第七章 (47, 97) インノケンチウス一世 (?—418) 『書簡・第二。ルーアンのウィクトリキュウスにあてて』。第三章，第二部，第一節 (66) インドールス 『語源論』。第三十編，第五十三章〔『命題集，三編』。第三編，第五十一章，第四節〕 (19, 67, 77) ヤン・フス 『ヨハン・ヒューブナーあて書簡』 (66, 68) 『人の目にかくれた論敵にたいする反論』 (56, 66, 69, 83) 『ズノイモのスタンスラフにたいする反論』 (95) 『〔八博士にたいする反論〕』 (68, 69) 『六つの過ちについて』 (78) 『一四一一年八月十六日の説教』 (56) ヴァーツラフ・フライシュハンス編 『一四一〇年——一四一一年，ヤン・フス師の・ベツレヘム説教堂における説教。四。一四一一年四月十二日——八月二十三日』 (57, 78) ポフミル・リバ編 『一四一一年一月，プラハ，文芸学部で行なわれた研究討論についての討論提要』 (59, 60) ポフミル・リバ編 『ベツレヘム・テクスト』 (78) ヴァーツラフ・ノヴォトニー編 『ヤン・フス師の往復書簡集と文書集』 (66, 68) クラロヴィッツのヤン (59) ジョン・ウィクリフ 『条項・第十七』 (4, 51) 『市民生活上の支配について』 (プール編)。第一編，第二編，第三編 (51) 第一編・第十五章 (75) 第二十六章 (74) 第三十七章 (51, 52, 69, 74) 第四十二章 (52) 第二編・第一章 (52, 94) 第二章 (91) 第四章 (53, 54) 第十一章 (52) 第十二章 (78, 80, 81) 第十九章 (72) 『教会について』 (ローゼルト編)。 (55) 第十五章 (73, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 92, 93) 『結論三十三。別名，クリスツスの貧しさについて』 (ローゼルト編)。 (76) 結論・第十七 (76) 結論・第十九 (71) 結論・第二十八，第二十九 (72) 結論・第二十九 (72) 『説教』 (ローゼルト編)。 (81) 説教・第四十三 (81) 『国王リチャード二世の議会上，教会の現状にたいする反論として提出した・ジョン・ウィクリフ師の小著』。 (70) ユウェナーリス (『諷刺詩』。第二編，第一——第十四行) (3, 50) ラウレンチウス，殉教者 (83) レーオ四世 (?—855) 『皇帝ロドウィークスにあてる書簡』〔『書簡と教令』。第三十。皇帝ロドウィークスにあてる書簡〕 (44, 96) 『皇帝にあてる書簡』〔『書簡と教令』。第十六。皇帝ロターリュウスにあてる書簡〕 (45, 96) 皇帝ロドウィークス→レーオ四世

皇帝ロターリウヌ→レーオ四世    ヲケドニウヌ→アウグスチヌス (12, 64; 41, 93)    皇帝アウリーキウヌ→  
 教皇グレゴリウヌ一世 (43, 95)    教皇パンスカリス (?—692) 『ミラーノの大司教に与える誓願』 (14, 66)    教皇パンス  
 カーシュウヌ→教皇パンスカリス (14, 66)    フラン大学 (1)    ルダテチユカ・マシューク (58)    ウォールデンのトヤ  
 ス・ネッター 『ジョン・ウイクリフ師の毒妻と小妻との束』 (70)    トマス・ウォールツンガム 『アングリア教会史』 (70, 86)  
 テオドーリクス二世 (587—613), フランク人の王→教皇グレゴリウヌ一世 (15, 16, 69)    ザイレム 『哲学』 (1, 50)

「表題」への注

『ジョン・ウイクリフの四十五条項』と、ギョマン・フスによる、その『弁護』との成立の経緯とは、概略次のようである。

(一)。後記ウォールデンのトマス・ネッター 『ジョン・ウイクリフ師の毒妻と小妻との束』の編集者でありジョン・ウイクリフの研究者であったW・W・シャリーが、右刊本への序文中に示した『ジョン・ウイクリフの生涯』と、『イギリス人名辞典 (National Biography)』中の『ウィットリン』の項の記述とを併せて、以下述べれば、ジョン・ウイクリフ (John Wycliffe/Wyolif, c. 1324—1384. 以下、J・Wと略記) は、ヨークシャーのウイクリフに近い寒村に生まれた。オクスフォード大学のペリオル・カレッジで神学を学び、神学の学殖と聖書の知識とをもち、"福音書の博士 (doctor evangelicus)"と尊称された。彼は、ひたすらクリスツスの律法によって身を持すると同時に、宗教者の多くが、あるいは隠遁しあるいは修道院に身をひそめた中にあって、聖書の掟てによる、教会の道徳的改革と公共生活の構築とを志した。托鉢修道士修道会からの攻撃によって大学を追われ、リンカン教区ランタートワースの牧師となった。しかし、一三六六年、アングリア王国の議会が、アヴィニョン教皇

ウルバーヌス五世から請求された貢納金を拒否したにかかわって、国王付特任牧師であったJ・Wは、ある論文を公表したことを機縁に、公的生活の中に登場する。この論文は、世俗の支配者は、罪を犯している僧職者からその教会所領を剝奪することが合法的にできるか否か、という問題を扱ったものであった、と言われる。一三七一年、アングリアとフランクとの間に戦争再開の危機が迫った。国家財政は底をつき、国民の租税負担も限界に達した。しかるに、教会だけは、巨大な富をかかえながら、租税を払おうとはしなかった。J・Wは、のちにあげる『市民生活上の支配について』「第一編・第三十七章」で、——

世俗の支配者は、罪を犯している教会から、寺領を没収することができ、またそれは適法でありかつ正当である——という「結論」を立てたあと、『第二編』「第一章」でこの結論を根拠づけるにあたり、オクスファド大学のある修道会の反論者の意見を紹介しながら、つぎのように述べている。「この人物〔反論者の修道士〕は、アングリアの宗教者はひとりも、自らが寺領を予めどれほど寄進されていようと、また、王国の危険がどれほどさし迫っていようと、国王にたいし、十分の一税、十五分の一税、通行税を払うべきではない、ということをはめかそうとしているようである。しかし、この免除は抵抗を含むものであるから、それが適法であると信ずるのは、正統信仰であるべきではない。このことについていえば、私の耳にしたところでは、有産修道士たちがロンドンの・ある時の議会で免除を請願し、事情に精通した一人物がある比喩を用いてこれに答えた、という。……『このように』、とその人物は言っている、『わが国民に戦火が迫っているとすれば、有産聖職者から寺領を、わが国民と王国とに共有のものとして、取り戻さなければならず、そして、わが王国を、きわめて潤沢な・固有の富とともに、防衛しなければならぬ』(後記刊本『市民生活上の支配について』、第二卷、七ページ)。

J・Wは、一三七四年、アングリア教会と教皇庁との間に懸案となっていた問題を解決するため、アングリアの外交使節団の一員を命じられ、ゲントでアヴィニョン教皇グレゴリウス十一世の使節と、協議を行なったが、このさい、彼は、聖職者身分の世俗化に反対し、世俗権力者の権利の高揚をはかる点で、政界の実力者ランカスター公と接近した。



『ある・聖アルバヌスの修道士を著者とするアングリア編年史。主の二三二八年から一三八八年に至る』が、一三七七年の記事として伝えるところによれば、J・Wは、「すでに多年にわたり、大学の学内で事あるごとに教会に吠えかかり」、教会権力にたいする・世俗権力の優位についての教説を、「ひとりオクスフォードの学内で扱ったのみではなく、またロンドン市中で公然と宣教し、ためにここは公とその他のひとびとの好意を獲得し」、「ひとり貴族らのみでなく、下層の・さくらかのロンドン市民をも信奉者にして誤謬の深淵にきとせられ」、「教会から教会を駆け回って、ききたしいひとびとの耳に、自らの・虚偽の狂説を吹きわたす」(Chronicon Angliæ ab anno Domini 1328 usque ad annum 1388. Auctore monacho quodam Sancti Albani. Edited by Edward Munde Thompson. [Reprint 1965]. lxxxiii+449. 《Rerum Britannicarum mediævi scriptores》一一五—一三二頁)。

J・Wが、自らの『神学大全 (Summa in theologia.)』(全十一部)の第一部にあたる『神の命令とてらふ』(De mandatis divinis.)』(キヤム第二巻『経義の狀態とてらふ』(De statu innocencie.)』(一三二七年ならん同)や六年と (Johannis Wyclif Tractatus de mandatis divinis. Accedit Tractatus De statu innocencie. Now first edited from the manuscripts with critical and historical notes and with an appendix De differentia inter peccatum mortale et veniale, by Johann Loersch and F. D. Matthew. London, 1922; The Wyclif Society; xxxii+568.)』(キヤム『神の命令とてらふ』(De domino divino.)』(キヤム第三巻『聖書の解釋』(一三二六年版)の) (Johannis Wycliffe De dominio divino libri tres. To which are added the first four books of the Treatise De pauperie Salvatoris by Richard Fitzralph Archbishop of Armagh, by Reginald Lane Poole. London, 1890; The W. S.; xlix+492.)』(キヤム『神学大全』の第三巻、第四巻、第五巻)と、『聖書の解釋』(De scripturis)とてらふ (De civili dominio.)』(第一編。第二編。第三編)』(キヤム第三巻)と (Johannis Wycliffe Tractatus de civili dominio liber primus. Now first edited from the unique manuscript at Vienna, by Reginald Lane Poole. Vol.

I. London, 1885; The W. S.; xxxiv+460. ——Liber secundus. With critical and historical notes, by Johann Loserth. Vol. II. London, 1900; The W. S.; 283. ——Liber tertius……, by J. L. Vol. III. London, 1903; The W. S.; 376.)  
 やさやを制作した。

『神学大全』の第4巻をなす『聖なる書』の真題はドイツ語で「De veritate sacrae scripturae」だ。1342年4月10日に  
 なした（John Wyclif's De veritate sacrae scripturae. Now first edited from the manuscripts with critical and historical  
 notes, by Rudolf Biddensieg. Vol. I. London, 1905; The W. S.; lxxi+408.; Vol. II. London, 1906; The W. S.;  
 271.; Vol. III. London, 1907; The W. S.; 377.) 同書は第2巻をなす『教会のドイツ語』だ。1342年12  
 (Johannis Wyclif Tractatus de ecclesia. Now first edited from the manuscripts with critical and historical notes, by  
 Johann Loserth. London, 1886; The W. S.; xxxii+600.) やさやの著作は『結集三十三』。別名「マートン」の食卓で  
 議論した（Conclusions trinitates, sive de Pauperitate Christi.）だ。1348年の公表された（Johannis Wyclif Opera  
 minor. Now first edited from the manuscripts with critical and historical notes, by Johann Loserth. London, 1913;  
 The W. S.; lx+462. (‘Conclusions’, pp. 19-73.)。だが、マートン語は多量の『説教』だ。1341年4  
 月18日になした（Johannis Wyclif Sermones. Now first edited from the manuscripts with critical and his-  
 torical notes, by Johann Loserth. Vol. I. ‘Super evangelia dominicalia.’ London, 1887; The W. S.; xl+417; ——Vol. II  
 ‘Super evangelia de sanctis.’ London, 1888; The W. S.; xxii+476; ——Vol. III. ‘Super epistolae.’ London, 1889; The  
 W. S.; v+533; ——Vol. IV. ‘Sermones miscellanei (Quindraginta sermones de tempore. Sermones mixti xxiv.)’ London,  
 1890; The W. S.; xv+529.)。以下は「マートン」の『神学大全』の中で採用された12の語彙をドイツ語で  
 示す。なかで「右に属するものは『神学大全』の最終第十一部にわたる『神学』のドイツ語（De apostasia.）だ。成立年代

は不明である (Johannis Wyclif Tractatus de apostasia. Now first edited from the Vienna MSS. 1343 and 3935, by Michael Henry Dzewicki. London, 1889; The W. S.; xxxvi+259.)。

J. W. が、上記ならびにその他のエッチング語語著作<sup>1)</sup>ならびに、マンタリヤ語語著作 (The English works of Wyclif hitherto unprinted. Edited by F. D. Matthew. London, 1880, [Revised 1902]: lix+572. 譯者註、各著作の成立年を推定してある。)未刊の、エッチング語著述ならびにマンタリヤ語による『説教』の中で語った、教会権力から敵視された教説を伝えるものとして、かいつい間マンタリヤ修道院の修道士が書いたエッセイ・マキーンマンタリヤ (Thomas Walsingham, ?—1422?) が集めた『マンタリヤ年表』(Chronica Monasterii S. Albani. Thome Walsingham, quondam monachi S. Albani, Historia Anglicana. Edited by Henry Thomas Riley. Vol. I. A. D. 1272—1381. London, 1863; xxvi+484.; ——Vol. II. A. D. 1381—1422. London, 1864; xxiv+535. 《Rerum Britannicasum mediæ ævi scriptores》)』(以下、M・I・M・H・J 略記)と、マンタリヤ王国の宗教裁判所長の職に就いたマキーンマンタリヤのエッセイ・ネッター (Thomas Netter of Walden, c. 1380—1430) が、J・W・エッセイ・派・ローヤル (Lollards) と呼ぶところの記録を集めた『マキーン・エッセイ・派の毒妻と小麦と』(Fasciculi zizaniorum magistri Johannis Wyclif cum tritico. Ascribed to Thomas Netter of Walden. Edited by Walken Waddington Shirley. London 1858; lxxxvii+553. 《Rerum Britannicasum mediæ ævi scriptores》)』(以下、N・J 略記)とがある。

N は、『マンタリヤ国王リチャード二世がよびよされた顧問官にまつジョン・ウィクリン師に質問された、上記の疑いに対するその回答』(国王統治第一年〔1377年〕) (Responsio magistri Johannis Wycliff ad dubium infra scriptum, questum ab eo per Dominum Regem Angliæ Ricardum secundum, et magnum suum Consilium anno regni sui primo.)』を記録している。「疑いとは、マンタリヤの王国は、自国の防衛の緊急の必要に基き、王国の富が外国人の手に渡ら

ヤン・フス『[[ウィク]]ウィクリンの諸条項の弁護』……(二)

ぬよう、たとえ教皇陛下が、譴責の罰の脅威と服従の力とによってこれを求めても、保留することができ、またそれが適法であるかいなか」であり、これにたいして「保留することができし、またそれは適法である」とするJ・Wの回答は、つぎのとおりである。「第一に、哲学者たちが知っていたように、すべての・自然の物体は、神から、自己の敵対者に抵抗する力、定められた存在の中で自己を保存する力を、与えられている。アングリアの王国は、一つの体であるべきであり、聖職者、支配者および平民は、その手足であるべきであるから、明らかなのは、この王国が、神から、上記の力を与えられている、ということであり、また、その体が神により貴重な徳と知とによって念入りに飾られているだけに、ますますこれは明らかである」。

「第二に、福音書の律法によれば、教皇陛下にも、喜捨の権利によらなくては、かかる富を要求することはできない。そしてそのの帰結として、愛の掟てにしたがう・慈悲の心に発する奉仕の形式のものではなくては、かかる富を要求することはできない。しかるに、上の場合には、喜捨の権利はすべて、やまざるをえない。ゆえに、かかる必要のさいには、王国の富を要求する権利もまた、やまざるをえない。なぜなら、すべての愛は自分自身から始まるのであるから、王国の喜捨を外国人にたいして命ずることは、愛の行ないではなく、無慮慮の行ないであったであろう」。

「第三に、王国ないし所領の統治の重荷を負った国王も支配者も、良心と律法とによって、王国の繁栄と、国境とを防衛し、自らの祖先が残した・父の喜捨をつづける以外のことはしてはならぬ、という・敬虔な手本を守る責務を課せられているからである」(N・258——261)。

さらにJ・Wは、右の・三つの根拠に基づいた・上記の結論が実行された場合に生ずると懸念される・三つの「危険」についても、述べている。第一の危険は、「教皇が、わが王国の主要人物を破門するのみでなく、王国全体にたいして聖務を停止し、アングリアを滅ぼすために十字軍を挙げ、また、アングリア人にたいして、他の譴責による抑圧を加えるであろう」とするものであり、第二は、「教皇庁によって徴収されていた・アングリア教会の寺領が、アングリアに保留されたとすれば、容易に、わが国民にとつて、輕佻・浮薄・貪欲の機縁になるであろう」とするものであり、第三は、「わが国民の脆弱さ」であり、

「不屈の力」の欠如にある。「今日あの喜捨の剝奪を始めることは、眠っている犬を起すことにほかならず、教会の柱たるひとびとに抑圧を加える・教皇庁の過ちを喚び起こすことにほかならず、さらに憂慮されるのは、国民が二つの敵对党派に分裂し、内戦によって王国を崩壊させることにほかならないであろう」とするものである（N・264—270）。第一の危険にたいする・J・Wの見解は、つぎのとおりである。——わが至聖なる父〔教皇〕が、かほどの緊急時に公正に行なわれた・喜捨の拒否だけで、かくも信仰深い国民にたいしかかる誹責を行なうことは、容易に想定するべきではない。なぜなら、敬虔なる父は、かかるさいに、子らにたいし、物質上、精神上の助力を与えるはずであるからである。さもなければ教皇は、愛の掟でそむいて、われわれを愛さず、われわれの財物を愛したことになるからである。喜捨の拒否によって無となる愛は、福音の愛ではなく、地上の愛である——（N・265）。第二の懸念にたいしては、J・Wはつぎのように述べる。——対策は、高位聖職者と司教との金銭欲はこれを拒絶して、教会資産を神の栄光のために配分し、教会への寄付者の喜捨を、返却し、残余は、教会の・真の平和を支えるために備蓄するのが賢明である——（N・268）。第三の危険にたいしては、J・Wは、——この措置をとるに先立って、わが国民全体が一体となって断乎たる心を強め、不屈の力を増強するように鼓舞するほかない——、とする（N・270）。

右に関連する記録として、W・IIは、『ジョン・ウィクリフ師の・七つの解明。アングリア王国の守護のために、その代言人をうじて陳述されるべきもの』(Magistri Johannis Wyclif Septem interpretationes, ad tutelam regni Angliae per ejus proceres exequenda.)を、収録してゐる。第一。国王ないし王国は、もっぱら聖書への信仰に基づき、イニス・クリスツスにたいする服従にもとらぬ限り、教皇座ないし高位聖職者に服従するべきではない。第二。聖なる書に基づく義務であることが判明しているのでなければ、ローマ教皇庁にも、アヴィニオン教皇庁にも、いかなる外国にも、王国の貨幣を送付してはならぬ。第三。枢機卿も、他の者も、正当な手続きによって居住し、ないしは、領主によって公正に承

認められた・王国のための理由に基づいて適法に所有するのでない限り、教会の果実、すなわちアングリヤの聖職祿を所有してはならぬ」(「教皇庁が、外国人とりわけイタリア人に、アングリヤの聖職を売ったことへの対抗措置」)。

「第五。総じて聖職者に寄進は、王国の裏切り者を滅ぼし、自国の国民を凶悪な敵から防衛する責務を課せられている」。

「第六。いかなる司教ないされる寄付が不足をきたさぬうちは、王国の平民は、臨時租税の重荷を負わされてはならぬ」。

「第七。国王は、司教ないし教区牧師かし教区牧師であれ、アングリヤから寄進を受けながら、公然と神の蔑視におちいることがあれば、国王は、教会所領を没収することを許されるべきであるばかりでなく、その責務を課せられなければならぬ」。

「第七。国王は、司教ないし教区牧師から、世俗の奉仕を受けてはならぬ」(W・II・511-52)。

W・Iが、一三七七年の記録のうちに、「この間」としてしるしているところによれば、J・Wの「誤謬の説と異端の説とをなす結論」は、「とりわけ」つぎのものである。「祭壇の聖餅は、聖別ののちには、真実の・クリスツスの体ではなく、それのしるしである。ローマ教会は、一つの教会以上に、すべての教会の首であるのではなく、ペテロには、他の使徒以上の権能

が与えられたのではない。ローマ教皇は、教会の鍵にたいして、誰であれ他の・聖職叙任された者がもつ以上の権能をもつものではない。

神が存在するとすれば、世俗の支配者は、罪を犯している教会から、教会所領を没収することができ、またそれは適法かつ正当である(『市民生活上の支配について。第一編』『第三十七章』)にしるされた結論。これは、後記するように、

のちに「誤謬」とされる条項の中に含まれ、ヤン・フスの『弁護』(第二部)の対象の一つとなる。世俗の支配者は、教会が罪を犯していることを知った場合には、呪いの箭の脅威のもとに、教会から寺領を没収する責務を課せられている。

福音書は、現世の生活にあつてはいかなるクリスツス者を規制するにも充分な力をそなえている。また、教多くの修道士がそれを厳守して生活している・聖者たちの・他の戒律が、福音書に完全さを加えないのは、白い色が壁に完全さを加えないにひとしい。教皇も、教会の・他のいかなる高位聖職者も、犯罪者を罰するための牢獄をそなえてはならぬ。犯罪者は誰にせよ、

なにごとにもあれ自らの欲するところを自由に行なうことができ、自らの好むところへ移り、自らの好むところを行なうことができる」(W・I・324—325)。

アヴィニョン教皇グレゴリーウス十一世は、「これらの結論と狂気の言とを通読し、うち二十三を異端の説かつ妄言として自ら有罪判定を下し、回勅をカンタベリー大司教(シモン・サドベリー(Simon Sudbury))とロンドン司教(ウィリアム・カートニイ(William Cartney))とに送って、大司教と司教との指示により上記シモンを逮捕せしめ、上記結論を詳細に吟味せしめることにした」。「これに基づき」大司教は、J・Wその他の者にたいし、「沈黙を命じ、以後どのような仕方であれ、本件に触れ、ないしはこれを扱うことを、禁止し、これを語ることを許さざるよう禁止した」(W・I・325)。

さらにW・IIが記録している『ジョン・ウィクリフの結論(Conclusions Johannis Wiclif)』は、「べきのとおりである。

「第一の結論。人間による破門をおそれて、神の言葉と宣べ伝えられた福音とを聴くことを放棄する人間は、すでに破門された者であり、審判の日に神の謀叛人とされるであろう、かかる破門をおそれて宣教を放棄する者もまた、同じ」(のちに「誤謬」とされ、ヤン・フスの『弁護』(第一部)の対象となる)。「第二。人間が神の言葉を聴くのを妨げるために行なわれた破門

は、反クリスツスによる破門であつて、クリスツスによる破門ではない」。

「第三。高位聖職者は、あらかじめその者が

が神によって破門されたことを知らぬ限り、なにびとをも破門してはならぬ。しからざる場合に、ある者を破門する者は、自らが破門された者であり、異端の者である」(のちに「誤謬」とされる結論)。「第四。愛に基づき、その者の魂の救済のため

にするのでなければ、なにびとをも破門してはならぬ」。

「第五。国王と王国の顧問官とに訴願する聖職者を破門する高位

聖職者は、そのこと自体により神と国王と王国の謀叛人である」(のちに「誤謬」とされる結論)。

「第六。教会の高位聖

職者が、自らの僧祿を黄金で取得するとすれば、これは聖物売買者であり異端の者である」。

「第七。僧職の者が現世の資

産を所持することは、旧約にそむき、また新約にそむく」(のちに「異端の説」とされる結論)。

「第八。かかる教会所領が

僧職の者から没収されるまで、その王国によりき平和と充溢した平和とがあるであろうか。」第九。僧職の者は、現在のよ

うに、富と逸楽との中に生きてゐる限り、民衆のために祈ることはできない。彼らは、なかならず民衆のために祈るように、聖職に叙任されたのである。」

第十。国王が自らの手に僧職者の教会所領を握ったのであれば、その場合には国王は、租税を徴収する必要はなく、王国の平民を略奪する必要もなかったはずである。」

第十一。聖パウロは、自分と自分の弟子とは、生計の資を、自分の手で獲得した。同じようにして、修道士は、自分の手で労働するべきであり、公けに乞食こじまを求めるべきではなかったであろう。」

第十二。いわば昨日きた・新しい分派は、クリスツスと使徒たちとの・すべての修道会よりも完全な生きかたを主張し、こうしてクリスツスを愚か者にしようとしてゐる。」

第十三。聖餐せいさんは、聖別のあとは、真実のパンであり、クリスツスの・真実の体かたである〔ではない〕。目に見える丸さ、白さ、その他のものが、パンである。……。」

第十四。宣教を行なう修道士で、この・聖餐せいさんの定義を民衆に語ろうとせず筆にしようとしぬい者は、すでに破門された者であり異端の者である。そして、かかる修道士に喜捨を施した者は、彼らの後援者であり、彼らとともにすでに破門された者である。……」(W・II・53—55)。

かきかてW・IIは、『聖金曜日せいこんりうの結論』(Conclusions in Die Parasceus.)を記録してゐる。「第一。教区民は、自分たちの教区牧師が不十分であり悪しき者であることを知った場合には、その教区牧師から教会十分の一税を剝奪するべきである。さもなければ、教区民も罪の後援者であり、教区牧師の悪業に同意する者である。」

「第二。教会十分の一税は、純粹な喜捨であり、そして、教区牧師が悪しき者である場合には、〔教区民は〕教会十分の一税を他の者に寄付することができるべきであり、またそれは、合法である。〔前半は、のちに『誤謬』とされ、ヤン・フスの『弁護』(第三部)の対象となる。〕」

「第三。人間は、愛に基づく義務を要求することができるが、義務のゆえにならざるにびとをも投獄することはできない。」

「第四。悪しき教区牧師で、会衆を、教会十分の一税保留のゆえに破門する者は、会衆から貨幣を不当に搾り取る悪業をはたらくものにはかなら



ぬ」。

「第五。ある司祭、ないし幼児の教父あるいは教母の役目をつとめた者が、ある・致命の罪にとらわれた場合、その

幼児ないし小児は、洗礼を施された者ではなく、その時に洗礼の聖餐をうけた者ではない」。

「第六。いかなる司教にせよ、

ある者に司祭の資格の聖身分を寄付するとすれば、このようにして聖職叙任された人物は、神によって選ばれぬ限り、自らに与えられた寄付ゆえに司祭であるのではない」。

「第七。神は、彌撒が行なわれるべきである、と定めてはいない」(のちに

「異端の説」とされる結論)。

「第八。いかなる教区民にせよ、自らの教区牧師が致命の罪を犯していること、あるいは、

ある・いかがわしい婦人を公衆の面前であるいは人目にかくれて手に入れていることを知りながら、これに教会十分の一税を与えた者は、自らが自らの教区牧師にこのようにして教会十分の一税を寄付したゆえに、教区牧師の・かかる罪を支持しているのであり、その罪の共犯者である」。

「第九。聖なる教会法は、人間の言い伝えである」(W・II・55—56)。

W・IIはまた、『ジョン・ウィクリフの・他の命題(Alia propositiones Johannis Wiclif)』を、収録している。「國王は、破門時の滞在が神の律法によって不法であることが判明しないうちは、その滞在のゆえになにびとをも投獄してはならない」。

「パンの実体は、聖別のあとにも残存する。聖別のあとと・パンの実体は、クリスツスの体である(ではない)」

「神は、自らの・絶対の力をもってしても、聖餐において偶有性を基体なしに存在させることはできない」(上記二条項は、後記のように、のちに「異端の説」とされる命題のうちに含まれる)。

「ジョン・ウィクリフ師の全教説の中には、異端の説ないし虚偽は、証明されえないであろう」。

「神は、悪魔に服従するべきである」(のちに「異端の説」とされる)。

「教皇は、皇帝に服従するべきであつて、その逆ではない」。

「聖ベネジクツス修道会の修道士すべては、手の労働によつて生計の資をえようと欲しないならば、聖ベネジクツス修道会にそむくのみでなく、クリスツスの弟子の資格にそむくものである」。

「致命の罪を犯している限り、なにびとも市民生活上の支配者でなく、なにびとも司教でなく、なにびとも高位聖職者でない」(上記二条項は、のちに「誤謬」とされる命題のうちに含まれる)。

「修道士の修道会が確信をもちクリス

ツスに基礎をおいていたのであれば、教皇に追認を求めるはずはなかったであろう。「人間の定めた律法が、聖なる書に基礎をもっていなければ、臣従者は、服従の責務を課せられない」(W・II・52—53)。

W・Iによれば、一三七七年十二月(Nによれば、一三七六年五月三十一日)、教皇は、オクスファド大学にたいし回勅を発し、大学がJ・Wの結論の流布を禁止し、J・Wの身柄を逮捕するように、命じた。その回勅は、つぎのとおりである。

「いうまでもなく信仰において価値高く・まことに心を悩ませている・数多くのひとびとからの通報によって、余の耳に達しているのは、ウィクリフのジョン、リンカン教区ラッターワースの教会牧師、聖なる書の教授、願わくは誤謬の師でなからんことを、が、誤謬であり虚偽であり・かつ分派の邪悪を匂わす・数多くの命題と結論との・いまわしき狂気を発している由である。

これらの命題と結論とは、全教会とまた世俗の政治とを顛覆し衰微せんと努めるものであり、それらの・あるものは、言葉をかえれば、呪われた記憶のマルシリオ・デー・バドゥアーおよびヨハンネス・アー・ガンズノーの邪説ならびに無学の教説と見解をともしするもの、と考えられる。……ウィクリフのジョンは、アングリアの王国、すなわち、栄光ある強国にして富豊かであるが、より栄光ある・信仰の敬虔と聖なる書の明知とに輝く……この王国にあって、数多くの・信仰あつきクリスツス者、誤謬と虚偽との命題と結論との濯水によって著しく汚し、そして、上述の・信仰の・正しい軌道から、滅びの奈落へ導くものである。かくまで致命のペストは、その生命力を阻まず、根本から引き裂かず、治療を施すのが手遅れとなったのであれば、かつて汚染によって多数の者を毒したことがあるのであるから、余としては、これを黙許によって看過することを欲するべからざるがゆえに、看過することを欲しない。余が、貴大学にたいし、使徒の書状をもって、聖なる服従の力により、貴大学にたいする・一切の恩寵と特権との剝奪の罰の脅威のもとに、また、上記使徒座からみとめられた者たちからなる貴カレッジにたいし、嚴重に命じて下命するのは、貴大学が以後、良き風俗と信仰との中において、過てる見解の結論と命題とは、よしある文言ないし用語のもとに説教し、錯雑・紛糾によってこれを弁護しようとも、これを主張しないし説教することを許さざることであ

り、上記のジョンを逮捕せしめることであり、身柄を、われらの・尊敬する兄弟カンタベリーの大司教およびロンドンの司教、ないしそのいづれかに、誠実なる警固のもとに送致することである」(W・I・345——347。N・242——244)。

この回勅は、一三七七年五月二十二日に発せられ、八月前にはアングリアに到着していたはずであるが、J・Wが政府にたいしてもっていた・大きな影響力を考慮して、施行されずにいた。この影響力は、J・Wが国王と一三七七年十月に召集された議會とから公式に諮問を受けて制作した・つぎの文書によって察知することができる。

NとW・Iとは、『国王リチャード二世の議會に、教会の現状にたいする反論として提出した・ジョン・ウィクリフ師の小著 (Libellus magistri Johannis Wyclif, quem porrexit Parlamento Regis Ricardi contra statum ecclesie.)』を『記録している』(W・Iによれば、「以下は、ジョン・ウィクリフが公然と説教した諸命題ないし諸結論である」となっている)。これは、要旨つぎのようなものである。第一。「相会する全人類は、クリスツスを除いて、ペテロとその仲間すべてとがした

ように絶対的な統治を行なう権能をもたず、地上を永遠に政治上支配してはならない」。第二。「神は、人間そのひととそれ

の世嗣よつぐとに、永遠に、市民生活上の支配を与えるはずはない」。第三。「人間によって工夫された文書で永遠の相統権よつぐにかんするものは、不可能である」。第四。「最後まで恩寵を与える恩寵をうけている者は誰しも、その事柄にたいする権利をもつ

のみでなく、その期間は、その事柄について神の・すべての恵みをもつ」。第五。「人間は、嫡子にも養子にも、世俗の支配

にせよ、永遠の・暗黙の支配にせよ、ただ奉仕の方法でのみ、これを与えるにすぎない」。第六。「神が存在するとすれば、世俗の支配者は、罪を犯している教会から、現世の財産を没収することができるし、またそれは適法であり正当である」(前記)。

第七。「われわれが知っているのは、クリスツスの代理人(教皇)は、誰をであれ、純粹に回勅により、ないしは、自己あるいは自己の同職者の意向と同意とをもってする回勅によっては、授權し、あるいは奪権することは、不可能である、ということである」。(W・Iは、第七として、しるしている。「教会がかかる状態にあるか否かは、私が審理すべき事柄ではなく、

吟味するのは、世俗の支配者であり、もし該当する場合には、世俗の支配者は、大胆に行動し、永遠の呪いの罰の脅威のもとに、教会の寺領を没収するべきである」。(Nには、この項なし)。

第八。「人間は、第一にそして主として自分自身によって破門されるのでなければ、自らの損失となるような破門を受けることは、可能でない」。

第九。「なにびとも、神のためにでなければ、聖餐の停止、聖務停止、ないし、どのようなものであれ教会による譴責にしたがう処罰をもってする措置を、とるべきではない」。(W・Iは、第十として、つぎのようにしるしている。「なにびとも、神のためにでなければ、自らの損失となる破門を受け、聖餐の停止、ないし他の譴責による苦しみを受けることはない」)。

第十。「呪い<sup>まじ</sup>ない破門は、もっぱらクリスツスの律法の敵にむけられたものでなければ、絶対的に縛るものではない」。

第十一。「クリスツスによりその弟子たちに例示された権能は、なによりも現世の財産の拒否のゆえに会衆を破門するためのものでなく、その逆である」。

第十二。「クリスツスの弟子には、譴責によって現世の財産を要求するため市民生活上の強制を用いる権能はない」。

第十三。「教皇あるいは他のクリスツス者が、どのような方法によるにせよ、解きあるいは縛ることを主張しても、そのことだけで解きあるいは縛ることは、神の・絶対の力をもってしても、不可能である」。

第十四。「われわれが信じなければならぬのは、クリスツスの代理人(教皇)は、クリスツスの律法に合致して行なう場合にのみ、絶対に縛りあるいは解く、ということである」。

第十五。「正統信仰によって信じなければならぬのは、恩寵の律法にしたがって正しく聖職に叙任された伝道者は誰しも、どのような聖餐をも執行する権能をもち、そしてその帰結として、どのような罪についてであれ罪を悔いて自らに告解した者を、赦免する権能をもつ」。

第十六。「法に定めがある場合、国王は、教会寺領を常に悪用している・僧職の者から、教会所領を没収することが許されている」。

第十七。「世俗の支配者にせよ、あるいは他の誰にせよ、教会に寺領を寄進してあった者は、この場合、罪を防ぐための治療の方法として寺領を没収することが許されているが、しかし破門、ないし他の・教会からの譴責はこれを妨害することはない。なぜなら寺領は、必ず暗黙の条件つきで寄進されたのであるからである」(『市民生活上の

支配について。』第一編・第三十七章」に見えるもの。(W・Iでは、第十八として、つぎのようにしるされている。「世俗の支配者であれ、あるいは聖なる教皇であれ、あるいはペテロであれ、あるいは教会の首クリスツスであれ、その者は、教会に現世の財産ないし慈善の財を寄進したにせよ、また教会の所領を没収する者を破門したにせよ、しかし、暗黙の条件ゆえに、罪に応じて教会から寺領を略奪することが許される」。第十八。「僧職者、いなローマの大主教も、会衆によって懲罰を受けることがありうるし、教会の利益のために、聖職者によっても俗人によっても弾劾されることがありうるし、またそれは適法である」。(W・Iでは、第十九として、「僧職者、いなローマの大主教も、会衆と俗人とによって懲罰を受け、また弾劾されることもでき、またそれは適法である」としるされている)(N・245——257。W・I・353——355)。

教皇は、オクスファード大学に前述の回勅を送ったのち、大司教と司教とにたいし、大司教と司教とが、国王ならびに君主、貴族に、J・Wの結論は、信仰において誤謬の説であるのみでなく、「全国政を破壊するもの」であることを、知らしめるように命ずる回勅と、J・Wを逮捕して教皇庁に出頭させよと命ずる回勅と、逮捕し拘留せよと命じた回勅とを、送り(W・I・347——352)、さらに、国王に書簡をしたためて、大司教と司教とに右の措置をとるよう命じた旨を、通告し、これへの援助を依頼している(W・I・352——353)。

オクスファード大学の総会において、J・Wの友人らは、教皇の命令による・アングリアの臣下の投獄に反対し、副学長は、修道士であったにも拘らず、J・Wに盤居ちまどを求めただけで満足しなければならなかった。神学者たちは、J・Wに好意を寄せ、学長も博士たちも、J・Wの結論は、真実であり、聞く者の耳に異様に響くのみである、とした。

一三七八年二月ないし三月、J・Wが、大司教の礼拝堂でのふたりの高位聖職者(大司教と司教)の前に姿を現わした時、王族のいく人かは、書面を高位聖職者に送って、介入を求め、また、J・Wの・ロンドンでの説教の・熱心な聴衆であった市民は、礼拝堂になだれ込んで、審理を妨害した。

J・Wは、大司教と司教のもとに出頭した。その日に、上記の諸命題の二々にわたる・長文の『ジョン・ウィクリフの言明 (Declarations Johannis Wycliff)』を発表した(W・I・357—363)のち、「ロンドンの人々の好意と愛着とをうけ、審問者たちを欺き、司教たちを嘲笑して、姿を消した」(W・I・363)。

しかし、彼は同時に、新たに「つぎの結論を発表した。」「第一。市民生活上の支配は、所有者による支配であり、まったく人間の定めた律法に基づいて財を支配する旅人(たびびと)の業務である。 第二。純粹に聖職者である者は、致命の罪を犯さなくても、市民生活上で支配を行なうことはできない。純粹に聖職者とは、教皇、枢機卿、司教、助祭およびその他の伝道者をいう。 第三。

教皇は、市民生活上で固有なものをもつために、使徒にそむいて赦免を行なうことはできない。 第四。市民生活上の支配は、形式の上からいえば、罪と不可分の匂いがする。 第五。市民生活上の業務は、理性をそなえた被造者が行なう業務であり、人間の定めた律法によってつくられたものである。 第六。神は、市民生活上の業務に従事することはできないし、純潔の状態にある人間もまた、同じである。同じようにして、純粹に聖職者である者は、いかなる・市民生活上の業務にせよ、これに従事することは不法である。 第七。いかなる聖職者団体にせよ、市民生活上を所有するために、現世の財産、地代ないし収入を取得する者は、致命の罪を犯す。 第八。神の・絶対の力をもつても、クリスツスが市民生活の上で統治を行なうことは、不可能である。 第九。修道士は、クリスツスの使徒たちのように、市民生活上ではなに一つ所持してはならなかつたはずである。これは、修道士の戒律と、一致をみた掟とから、明らかに知ることができるとおりである。 第十。

宗教者の手中に蓄積された・現世の財産は、アングリア王国の法が正しく遂行されていたならば、解体されていたはずである。宗教者とは、司教、伝道者、修道士、聖堂参事会員、およびすべての・純粹に聖職者である者をいう」(W・I・363—364)。

一三八一年、エセックス、ケント、サファクの諸州に農民蜂起(ワット・タイラーの乱)があり、大司教サドベリが殺害され

た。当時、「その教説が多数の者を毒した例として、数千の人間が一時に会したブラックヒースでは、こういう言葉が生まれた。『アダムが耕しイヴが織っていた時／そのとき誰が貴人であったのか』と言われた司祭ジョン・ポール (John Paul) が「許し難いジョン・ウィクリフの・破壊的な教説をも教えた」(W・II・32。『司教ジョン・ポールについて』)とされているように、農民蜂起にJ・Wの名が結びつけられた。

時のオクスフォード大学総長ウィリアム・ドゥ・バートン (William de Barton) は、J・Wにたいし敵意をもっていたが、右のところから、一三八一年夏、一団の・神学博士ならびに教会法博士を召集し、J・Wの・聖体拝受についての教説に有罪判定を下し、これが大学で教授されるのを、投獄、停職、停学、大破門の罰のもとに、禁止した。判決は、J・Wの出席のもとに言い渡された。J・Wは、これに反対して国王に提訴したが、成功しなかった。

ついで、サドベリのあとを継いで大司教となったカートニイは、一三八二年五月十七日ないし十九日ないし二十一日に、十名の司教、十六名の・神学博士と得業士、十三名の教会法ならびに市民法の博士、二名の法学得業士を召集して、法廷ないし宗教会議を開催した。これが、J・Wによって「地震宗教会議」と蔑称されたものである。

Nは、この間の消息を、つぎのように伝えている。「それゆえに、ジョン・ウィクリフ師とそれの信奉者たちとの悪事と邪悪とは、破壊を齎らす教説と説教とのいづれによっても、認知された。信奉者たちは、常に不和を揚げ、平民を暴動に駆り立て、彼らのうちに、説教を行なう間、聴衆を相互に闘わしめず、教会分裂を町々に生じさせなかった者はいない。このところから、騎士と、王国と議会との側から参集した・他の者とは、大司教とそれの補佐司教らにたいし、かかる誤謬と異端の説とを終息せしめるよう、要求した。そして国王は、王権をもって、大司教とそれの補佐司教らに法上の援助を約した。このところから、議会同閉会後、教会の・堅き柱カンタベリー大司教は、自らの補佐司教らと、他の・聖なる神学と、教会法と、法学との博士と、有力者とを召集し、ウィクリフとロラードと呼ばれる分派とが宣教した・若干の・異端の説の結論について、評議させた。そして、

後に示す・若干の結論にたいし、同年すなわち一三八二年、聖ダンスタンの聖日（五月十九日）の午後、ロンドン説教者会堂において、有罪判定を下した。しかるに、同日午後二時頃、アングリア全土に地震があった。……ジョン・ウイクリフ師の・若干の結論に詳細な吟味が加えられた結果、大司教ウィリアム（カートニイ）は、ある結論は異端の説であり、あるものは、誤謬の説である、と言明し、決定し、有罪判定を下した。このことは、大司教が、カルメル修道会の・聖なる書の教授・修道士ピーター・ストウクス（Peter Stokes/Jat Petrus Stokes）にあてた・ある書簡に明らかなおりである」（N・272——273）。

一三八二年五月二十八日、大司教は、右のピーター・ストウクスにあてて命令を発し、J・Wの諸条項の有罪判定をオクスファードに公布するよう要求する。

Nが収録する『公会議における・ウイクリフの・異端の説の有罪判定にかんする・カンタベリー大司教ウィリアムの書簡（Epistola Wilhelmi Cantuariensis super condemnatione haeresum Wycliff in synodo.）』によれば、「多数の修道士、自らの補佐司教の勧告と同意とに基づいて、多数の・聖なる神学の博士、教会法および市民法の教授、ならびに他の聖職者を召集し」てえた見解は、「以下にしるす・相当数の命題と結論とが、異端の説であり、誤謬の説であり、かつ虚偽の説であって、かつて教会によって有罪判定を下されたもの、および教会の決定に背馳するものであり、全教会の現状と王国の平穩とを顛覆し衰微させる危険をはらむが、もとより永遠の呪いの子らにして、精神の狂気におちいれる者たちは、大いなる神聖さの蔽いをまとい、教皇庁の力を拒否して、宣教の權威を自らに要求し、わがカンタベリー教区にあって、教会においても街路においても他の・世俗の場所においても、これを主張し、断定し、公けに宣教することをはばからざるもの」ということであった。大司教は、ピーター・ストウクスにたいし、「以後、いかなる身分ないし地位にある者も、前述の・異端の説ないし誤謬の説、あるいはそれらのいかなるものをも、オクスファード大学の学内と学外とにおいて、抱懐し、教授し、宣教し、ないしは弁護することなきやう、あるいは、公衆の面前でないしは人目にかくれて、かかる・異端の説ないし誤謬の説、あるいはそれらのいかなる



ものをも、宣教するのを聞き、ないしはこれに耳傾け、ないし心を寄せ、ないし信奉することなきよう、また、かかる者は直ちに、破滅をもたらす毒を發する蛇として、大破門の罰のもとに、追放し、生命を奪う旨、公けに警告を發し禁止を行なうことを委嘱し、つづいて当該結論を列挙している（N・275——277）。

この書簡に、右のように列挙されて、「異端の結論であり、教会の決定にそむく」とされたものは、以下の・十の結論である。

「第一。パンとぶどう酒との・物質上の実体は、せいざん聖餐における聖別ののちも残存する、と考えられる。 第二。偶有性は、同じせいざん聖餐における聖別ののちは、せいざん聖餐における聖別ののちも残存しない、と考えられる。 第三。せいざん聖餐にあつては、クリスツスは、同一

のまま、真実に、実在の上で、物体上の・固有の現存の中にあるのではない、と考えられる。 第四。司教ないし伝道者は、

致命の罪を犯している場合には、せいざん聖職叙任を行なわず、化体を行なわず、洗礼を行なわない。（ヤン・フスによって『弁護』（第三部）の対象とされるもの」。 第五。人間が正しく悔いあらためたのであれば、外面上の告解はすべて、その者にとり余計

なものであるか、ないしは無益なものである。 第六。クリスツスが彌撒みさを命じた、ということとは福音書に基礎をもたぬ、

と頑強に主張すること。 第七。神は、悪魔に服従するべきである。（J・Wの意は、——神は世界に悪の存在を許した。したがって、神は、世界の支配の中の・悪の存在にたいし、願慮を払わねばならぬ——というところにある。 J・Wの・ある弟子

によれば、これは、——神は、悪魔をも愛さねばならぬが、その愛を、悪魔を罰することによって、示す——という意味である。 第八。教皇が予め有罪判定を受けると定められあ悪しき人間であり、そしてその掃蕩として、悪魔の手足であるならば、教皇は、おそらく皇帝から与えられぬ限り、クリストト教信仰者の上にあつる権能を、なにびとからも与えられない。 第九。ウルバヌス六世以後、なにびとも教皇として承認されるべきではなく、われわれは、ギリシャ人のように、自己の律法のもとに生きるべきである。 第十。僧職の者が現世の資産を所持することは、聖なる書にそむく、と主張していること」。

つぎに、「誤謬の結論であり、教会の決定にそむく」とされたものは、以下の十四の結論である。「第十一。いかなる高位聖職

者も、あらかじめその者が神によって破門されたことを知らぬ限り、なにびとをも破門してはならぬ。第十二。しからずして破門する者は、そのことよって異端の者であり、ないしはすでに破門された者である。第十三。国王ないし国王の顧問官に訴願する聖職者を破門する高位聖職者は、そのこと自体により、神と国王と王国との謀叛人である。第十四。人間による破門をおそれ、神の言葉ないし告知された福音を宣べ伝えることを放棄し、あるいは、これを聴くことを放棄する者たちは、すでに破門された者であり、審判の日に神の謀叛人とされるであろう。〔ヤン・フスによって『弁護』(第一部)の対象とされるもの〕。

第十五。なにびとにも、助祭ないし司祭にも、教皇序ないしは正統信仰の司教の指示、あるいは充分な承認をえているものをまたなくても、神の言葉を宣べ伝えることが許されている、と主張していること。〔ヤン・フスによって『弁護』(第一部)の対象とされるもの〕。第十六。致命の罪を犯している限り、なにびとも市民生活上の支配者でなく、なにびとも司教でなく、なにびとも高位聖職者でない、と主張していること。〔ヤン・フスによって『弁護』(第三部)の対象とされるもの〕。

第十七。世俗の支配者は、常に罪を犯している僧職者から、自らの自由裁量に基づいて、寺領を没収することができなければならぬ。あるいは、大衆は、罪を犯している支配者を、自らの自由裁量に基づいて、矯正することができなければならぬ。〔前半の部分は、ヤン・フスによって『弁護』(第二部)の対象とされるもの〕。第十八。教会十分の一税は、純粋な喜捨にすぎない。および、教区民は、自らの教区牧師が罪を犯していることにより、教会十分の一税を保留し、これを任意に他の者に寄付することができる。〔前半の部分は、ヤン・フスによって『弁護』(第三部)の対象とされるもの〕。第十九。高位聖職者ないし修道士により、ただひとり的人物にたいして行なわれた・特別な祈禱は、他の事情がひとしいとするならば、その人物にたいして行なわれた・一般の祈禱よりも益があるものではない。

第二十。誰であれ、どのようなものにせよ私的な修道会に入会した、ということ自体により、その者は、神の命令を守るのに不適當であり無資格である。第二十一。有産修道士ならびに托鉢修道士の・私的な修道会を創設した聖者は、その創設において罪を犯したものである。第二十二。私的な修道院に生活す

る修道士は、クリスト教に帰依しているものではない。第二十三。修道士は、いじり乞食によってではなく、手の労働により、自

らの生活の資を獲得する責務を課せられている。第二十四。修道士、ないし宣教に従事する修道士に喜捨を寄付する者は、

すでに破門された者であり、これを受け取る者もまた、同じ(N・275—277。W・IIは、『大司教……によって有罪判

定を下された・ジョン・ウィクリフの条項』として収録している。ただし、W・IIには、最終第二十四は、欠けている。W・II・

58—59)。

以上が、ジョン・ウィクリフの「一三八二年の二十四条項」である。

(一)。J・Wの諸著作は、アングリアへの・チェヒ人留學生の手で、ブラハへ持ち帰られた。一説では、すでに一四〇二年、  
ブラハのイェロニム(Jeronym z Praby)が、J・Wの・神学関係、あるいは哲学関係の諸著書を、チェヒにもたらした、とい  
う。エネア・シルヴィオ・ピッコロッチーニ(Enea Silvio Piccolomini/Jat. Aeneas Sylvius, 教皇ユリウス二世、1405—1464)  
は、その『チェヒ史』の「第三十五章。許しがたい・フス派の分派と、有罪判定を下された・フスの信仰箇条とについて」の  
中で、J・Wの教説がチェヒにもたらされた事情を、つぎのように伝えている。「彼らのうち、腐魚(Putridus Piscis (Paul-  
fisch))と呼ばれる家出身の・ある貴族の人物が、アングリアのオクスファードで研學に従事していたが、ジョン・ウィクリフ  
の・普遍の实在者についてと題する諸著書を見つけて、欣喜雀躍し、これの写本を持ち帰った。これらの写本の中には、市民生  
活上の法について「市民生活上の支配について」、および神の法について「神の支配について」、教会について、聖職者に反論す  
る・種々の問題について、があった。これらの著作のほとんどを、この人物は、貴重な宝物のようにして、自分の祖国に持ち帰  
った。この人物は、すでにウィクリフ派の毒をくらっており、進んでひとに害を加えようとし、ついで、家名どおり、腐魚、言  
いかえれば、悪臭紛々たる害毒を、自国の市民の間にまき散らしたのである」(『オロモウツの司教ヨハン・ドゥッブラウィウスの  
チェヒ史』の巻末に付された『枢機卿アエネアス・シルウィウスの・チェヒ人の起源と事跡とについての歴史』(Jo. Duhraavi

*Olomuzensis episcopi, Historia Bohemica, à……Thoma Jordano, ……ordinata……illustrata. [1-879, +Index] Cui in fine adiecta Æneæ Sylviæ, cardinalis, de Bohemorum origine ac gestis. [1-194.] Frankfurt, 1687.)* 六五——六六ページ。

ウィーン王立図書館の所蔵にかかる稿本・番号1294は、J・Wの『聖なる書の真理について』と『教会について』と、および『神の支配について』との各稿本を合本したものであるが、『聖なる書の真理について』の稿本の末尾に注記があり、そこに『聖のよきにするなれ』とある。「主の1407年、聖マリヤ<sup>マリア</sup>の聖日にオタヌフマド<sup>オタヌフマド</sup>に、ニコラウス・フマウル<sup>ニコラウス・フマウル</sup>ニシ<sup>ニコラウス・フマウル</sup> (Nicolaus Faulsch von Hschorlan) のイートシー (Gregorius de Knežehnic/Jiri z Křeznice) とイマール<sup>イマール</sup>、フマウル<sup>フマウル</sup>と訂正を施されたもの」(刊本『神の命令について』の編者ローゼルトの序文、十二ページ。刊本『教会について』の編者ローゼルトの序文、十七ページ)。

この合本稿本は、一時、ヤン・フスの同志であり熱烈なウィクリフ派であったティシヨフのシモン (Simon z Tišnova) に所有されていたようである。のちに1414年——15年、コンスタンツ宗会議への・ヤン・フスの召喚に同行し、その審問、投獄、焚刑に至るまでの経緯を詳細に記録した・トラドニョヴィツのペトル (Petr z Mladonovice) の『コンスタンツ宗会議における・ヤン・フス師の審問について』の報告 (Mag. Petri de Mladonowicz Relatio de mag. Johannis Hus causa in Constantiensi Concilio acta.)』は、その第四部で、比喩を用いて、この事件を述べた。「そのフマウル<sup>フマウル</sup>ニシ<sup>フマウルニシ</sup>が、ウィクリフそのひとの墓石の一片を持ち帰った。これは、のちにブラハで聖遺物として、あがめられ所持された。そして、それをすて、フスは知っていたのである」(フランティシェク・バラツキー編『ヤン・フス師の生涯』教説、コンスタンツ宗会議における審問、および1403年——1418年にチェコで宗教について生じた紛争を照明する文書集。一部はこれまで未刊であり、一部は巻間過って伝えられ、ここに原資料から発掘されたもの (Documenta mag. Ioannis Hus vitam, doctrinam, causam in Constantiensi Concilio actam et controversias de religione in Bohemia annis 1403—1418 motas

illustrantia. Quae partim inedita, partim mendose vulgata, nunc ex ipsis fontis hausta. Editit Franciscus Palacky. Praha, 1869; xv+768. 以下、Dと略記]) 三三三頁。

(三)。右の『文書集』によれば、プラハ大学は、「一四〇三年五月二十八日十七時」プラハ教会の役僧の陳述と要請とを聴取するためと、また同役僧によって提示された・若干の条項の朗読を聴取するためと、聖堂参事会員の名のもとに同役員に答えるためと、最後に、本件について大学の名譽のためにをなすのが有効であるかの結論を下すために、総長ワルター・ハラツサーの命に基づき、「全教師の総会」を開催した。議事の進行を記録した・同日作成の公証人証書は、つぎのように伝えられている。——総長は、プラハ教会の役僧から提示を受けた・二枚綴りの用紙に別箇の文書としてしたためられた・二通の条項を、公証人に朗読させた。

「これら諸条項の『第一部』は、逐条以下のとおりである」。(編者パラツキーは、ここにつきのように注記している。)(以下は、ロンドン説教者会堂において、十三人の司教とカンタベリーの大司教、および三十人の神学学士とによって有罪判定を下されたジョン・ウィクリフ師の条項である。)(以下に記録されている条項『第一部』は、パラツキーの注記のとおり、すでにわれわれが本注(一)でJ・Wについて述べたおりに「一三八二年の条項」としてしるしたものであるから、ここに繰り返すことは省略する。ただし、ここでは、「一三八二年条項」のうち「第十一」と「第十二」とが一つにされているため、以下、条項の順番が一つずつ繰り上がっている。しかし、ヤン・フスは、『弁護』を制作するにあたって、「一三八二年の条項」にしたがったと思われ、条項の順番がそれと一致している。

『第一部』の「第二十四条項」がしるされたあとに、パラツキーは再び注記している。「(さらにまた、他の用紙にしるされた諸条項の『第二部』」。このあとに、公証人証書は、つづけて逐条で下記のように記録している。「第二十五。第一に、教会所領の上で自分を援助する他人のために、祈らざるをえない者はすべて、聖物売買者である、と言う。 第二十六。予め有罪判

定を受けると定められた者の祈禱は、誰にも益とならぬ。 第二十七。一切は、必然によって生ずる。 第二十八。若者の

堅信礼、聖職者の聖職叙任は、世俗の利得と名声との欲望のために、教皇と司教との手に確保されている。 第二十九。大学、

学校、学院、これらにおける得業士の学位授与は、空しい異教ぶりによって導入されたものであり、教会にとっては、悪魔の役を果たすにすぎない。 第三十。教皇あるいはいはずれの司教による破門も、それは反クリスツスによる譴責であるから、心を勞するべきではない。 第三十一。修道院の創設者は、罪を犯しており、これにはいる者は魔性の者である。 第三十二。

総じて聖職者を富ますことは、クリスツスの掟にそむくものである。 第三十三。教皇シルウェステルと皇帝コンスタンチヌスとは、教会に寄進を行なったかどにより、過ちを犯した。(ジョン・ウィクリフは) 国王と世俗の君主とをして、聖職者の

寺領を自らに合併せしめ、聖職者を略奪せしめ、そして俗人すべてが聖職者に敵対する。 第三十四。托鉢修道士の修道会に属する者はすべて、異端の者である、と言ひ、これに喜捨を施す者は、すでに破門された者である、と言ふ。 第三十五。

修道会なしならかの修道団に入会する者は、そのこと自体によって、神の命令を守る上に不適當であり、そしてその帰結として、かかる修道会、修道団にそむくのでなければ、天の王国にいたる上に不適當である。このようにして、背反を説き、他

の・数多くの無法は、彼の對話 (Dialogus) の中に、またあまたの過ちは、彼の鼎談 (Trialogus) の中に、見いだされよう。

第三十六。教皇は、資産所有の聖職者すべてとともに、資産を所有することによって、異端の者であり、これに同意する者、すなわち世俗の支配者<sup>と</sup>他の俗人ともまた、同じ。これゆえに、教皇は、自らが異端の者であることにより、なにびとをも異端をもって裁いてはならぬ。 第三十七。ローマ教会は、悪魔の会堂であり、また教皇は、クリスツスと使徒との・直接の・

最も近い代理人ではない。 第三十八。教令書簡は、典拠のいかがわしいものであり、クリスツスの信仰からひとを感わし離れさせるものであって、これを研究する聖職者は、愚人である。 第三十九。皇帝と世俗の支配者とは、悪魔から感わされ

て、教会に寺領を寄進したのである。 第四十。枢機卿からの教皇選出は、悪魔によって導入されたものである。それゆえ、

〔ジョン・ウイクリフは〕、教皇と枢機卿とから離れ、まったく神に身をゆだねるように、と説く。第四十一。ローマ教会が他の教会に冠たるものである、と信ずることは、救済にとつて必要事ではない。第四十二。教皇と司教とによる贖宥を信ずることは、愚かである。第四十三。人間による契約と市民生活上の取引とを有効ならしめるために行なわれた宣誓は、不法である。第四十四。アウグスティヌス、ベネジクトゥス、ベルナルツスは、資産を所有したこと、修道会を創設したこと、これに入会したことを悔いあらためるのぞなければ、呪のろわれてゐる。同じようにして、教皇から最下位の修道士に至るまで、資産を所有する者は、異端の者である。第四十五。修道会はすべて無差別に、悪魔によつて始められたものである、と言う。

以上を記録したあとに、公証人証書は、つぎのように述べてゐる。「いふまでもなくこれら諸条項の朗読ののち、総長ワルター・ハラツサーは、プラハ大学を代表する・出席の教師すべてひとりひとりの意向をたずね、最後に、多数決により、同大学によつて結論されたのは、プラハ教会役僧たる……によつて提示された・上記の諸条項は、なにびともこれを、宣誓遂行の罰の脅威のもとに、公衆の面前であれ人目にかくれてであれ、陳述し、宣教し、ないし主張することがあつてはならぬ、ということであつた」(P. 327—333)。

右に記録された諸条項が、ヤン・フスが弁護に立つた「ウイクリフの四十五条項」である。

四。ヴァーツラフ・ノヴォトニー、ヴラスティミル・キバル共著の『ヤン・フス師。生涯と教説』二編・五部 (Novotný, Václav; Kybal, Vlastimil: M. Jan Hus. Život a učení. Díl I. Část 1, 2; Díl II. Část 1, 2, 3; Praha, 1919—1931) の・第一編『生涯と活動』(Díl I. Život a dílo. Část 1. Praha, 1919; 505; Část 2. Praha, 1921; 552.) (以下、V・IおよびV・IIと略記) にしたがえば、上記のような「結論」が下された背後には、シユレジア出身のドイツ人のプラハ大学教師ヨハン・ヒューブナー (Johann Hübnér) が、「一三二二年の条項」のほかに、自分でJ・Wの諸著書から抜き出したと言われる・前見の付加「二十一条項」を、聖堂参事会員に提出していたこと、プラハ大司教付役僧その他が、聖堂参事会の名で大学にはた

らきかけ、大学側に、J・Wにたいし断乎たる立場をとる動きがあったこと、があげられている。チェヒ人教師の多数は、まだJ・Wの哲学上の著作しか知らなかったところから、これの正統信仰性を論証するすがなかった。彼らは、これらの条項が真実にJ・Wのものであるとは信ぜず、ヒューブナーにたいし、その欺瞞をなじった者もあり、また、これらが、誤謬、異端の説として有罪判定を下さるべきでない、と発言したが、それも議事の引き伸ばしと解され、ドイツ人教師の多数の賛成によって、上記の結論が下された(V・I・109——110)。

以下、ヤン・フスが、『ウィクリフの諸条項の弁護』を制作するまでの経緯を、上記PとVとによって、しるす。

ブラハ大司教ザイツ・ス・ハズムブルカ(あるいはハセンブルカ)のズベニェク(Zbynek/lat. Sbyncus/Zajic z Hazmburka (Hasenburka))は、一四〇五年から同の六年にわたり、J・Wの教説のうちとくに聖餐ホストについての結論を否定した声明を発し、宣教師の中でこの声明に反するところを「述べ、宣教し、陳述する」者については、「異端の者」としてこれを大司教に通報するよう、命令を下した(P・332——335)。

この間ブラハ大学では、大学の・諸般の運営の票決権をめぐり、ドイツ人教師団、フランス人教師団、イタリア人教師団に各一、計三票が与えられ、チェヒ人教師団には一票しか与えられていないことについて、争いがつづいていた。ヤン・フスは、チェヒ人教師団の中心となつて、チェヒ人にも三票を獲得する運動を進めていた。

ヤン・フス(Jan Hus, 正しくはフシネツのヤン(Jan z Husince/lat. Johannes de Hussinecz))は、一三六九年に南チエヒのフシネツ(Husinec)に生まれ、ブラハ大学・学芸学部で哲学を修め、一三九三年に自由学芸の学士となり、一三九六年、師士(Mistr/magister)の試験に合格した(V・I・11——12)。その後、神学を研究し、一四〇一年十月十五日、学芸部長の学部長となり(V・I・65)。一四〇四年に神学の学士の資格をえた(V・I・121)。一四〇三年四月一日作成のある公証人証書の文面によれば、この年には、ヤン・フスがブラハ大学の総長であつたようにも読めるが、(et Johannes de



Hussinec, similiter magister in artibus, universitatis studii Pragensis rector et predicator cappelle dicte Bethlem, 「そして同じく学芸師」 プラハ大学の総長であり、上記ハットレム説教堂の宣教師たる・フシネツのヤン」(ヴァーティマン・ノヴォトニー編『ヤン・フスの往復書簡集ならびに文書集 (Ml. Jana Husi Korespondence a Dokumenty. Vydal Václav Novotný. Praha, 1920; Ivi 381.) 五ページ) しかし、同じ公証人証書の・のちの文言では、Johannes de Hussynec, rector capelle prenominate (「前記説教堂の牧師たる・フシネツのヤン」八ページ) となっており、したがって、前出の箇所も、「プラハ大学の」は、「学芸師」にのみかかるべきであり、rector は「説教堂の」にかかるべきであらうし、また、大学側の公式記録は、ヤン・フスの総長就任については、学部長就任の時と異なって、存在しない。こうして、一四〇九年ないし同一〇年頃、ヤン・フスは、「プラハ大学自由学芸師、神学学士、ハツレム説教堂牧師かつ宣教師」であった。(P・354, 387)。

国王ヴァーツラフ四世 (Václav IV.) は、ヤン・フスらに動かされて、チェヒ人教師団に三票を与える命令を下し、これを機にドイツ人教師および学生は、プラハ大学を去る (のちにライプツィヒ大学を創設) (P・347—363)。

おそらく一四〇九年、大司教ズビニェクは、大学関係者、市民全般にたいし、所持する J・W の諸著作の・期限つき提出を求めた。しかし、これに応じなかった大学関係者のうちに、教皇庁にたいし、大司教を教皇庁に召喚するよう提訴する者があった (P・374—375)。

一四〇九年十二月二十日、ローマ教皇アレクサンデル五世は、J・W の教説の流布をおそれ、プラハ大司教にたいし、民衆にたいする宣教ないし説教を行なう場所を、聖堂、教区教会堂ないし修道院教会堂に限定すること、神学教師四名、教会法博士二名の勧告をえて、教会ないし学校においてこれらの条項を教授し、弁護し、ないし承認する者なきよう、禁止すること、かつ J・W の条項を含む著作の提出と、これを「信仰者の目からかくすこと」、「この措置に反する者は提訴を却下し拘留すること」、

ヤン・フス『〔ジョン〕ウィクリフの諸条項の弁護』……(II)

これのために「必要とあらば、世俗の権力の援助に訴えることを、命じた」(P・374—376)。

そこで大司教は、教皇が大司教にたいし、「ジョン・ウイクリフの・異端の説と誤謬の説との根絶のために、さらに進んだ措置を講ずるよう命じた」と称し、四名の神学教師、二名の教会法博士を選んで、J・Wの言説と諸著作とを吟味させた結果、大司教は、諸著作、とくにクリスツスの体からだについてのそれが「明白な・異端の説を含む」ことを見だし、これに有罪判定を下した。そして、これに基づき大司教は、一四一〇年六月十六日、著作十七を列挙して、これらが「明白に異端の説と誤謬とを含み、有罪判定を下されるべきものであったし、本布告によって有罪判定を下すものであり、信仰者の目からかくされるに相当な方法として、焚書に付されるべきことを決定したし、かつ決定する」との「判決」を下した(P・378—380)。

しかし、ブラハ大学は、すでに同一四一〇年六月十五日に総会を開いてJ・Wの焚書の判決には「同意しない」との結論を下しており、これを「おごそかに公表する」との声明を、同月二十一日に発表する(P・386)。

とりわけ、ヤン・フスと同僚六名とは、四日後の六月二十五日、教皇庁にたいし、大学全体と全チェヒ人との名をもって、——われわれは、教皇庁から特権を付与されており、すべての通常裁判官から、教皇の使節たる大司教からも、市民生活上、刑事上の・あらゆる訴因、裁判、訴訟について、特免を受けている、という理由と、J・Wの諸著作は、われわれが市民として所持、所有しているものであり、かつ多大の労苦と金銭と費用とをかけてわれわれ自身が購入、制作したものである、という理由と、聖なる教会は、アリストステレス、アウエロイスら異教徒の著作を焚書に付していない、という理由と、アレクサンデル五世自ら、チェヒと辺境領モラヴァとは、正統信仰のうちに教会分裂と異端の説とを生ぜしめる・誤謬の条項はなにない、と報告している、という理由とに基づいて——、大司教の措置と判決とは無意味、邪悪、不正なものであり、かつ数々の誤謬と多大の抑圧とをうちに含むものであって、教皇庁が事情をつまびらかに説明するまでは、これに「服従するつもりはない」、と通告する(P・387—393)。

このことを知った大司教は、同一一〇年七月十八日、ヤン・フスら関係者七名を、「反逆者、非服従者、正統信仰への攻撃者として破門」し、つぎの日曜日、および以後の日曜日、聖日に、教区教会堂、修道院、その他の場所では説教を行なうことを、禁止する（P・397—399）。

しかし、これを無視してヤン・フスと、やがてプラハ大学の総長となるティシュニョフのシモンら新しい同志は、分担して、七月二十七日、同二十八日、同二十九日、八月六日にわたり、大司教をはじめとする有罪判定者にたいし、J・Wの諸著作を、弁護する」と公表する（P・399—400）。

教皇ヨハンネス二十三世にあてた・大司教の書簡によれば、この時ヤン・フスは、ベツレヘム説教堂でJ・Wの教説を「民衆に宣教し」、「おびただしい数の民衆」をこの教説の「信奉者」として獲得した。

右の書簡の文面は、ポローニヤにあった枢機卿オッド・デー・コルムナーが、右書簡を引用しつつ、大司教にしたためた書簡（一四一〇年八月二十五日）によって知られるところであるが、この書面においてオッドは、大司教にたいし、大司教が前教皇の委嘱を踏襲して、「さらに進んだ措置をとり、有効とあらば、さらに措置を重くし、必要とあらば、世俗の権力の援助に訴える」ことを、「厳命」している（P・401—407）。

一四一〇年九月十二日、国王は、教皇に書を送り、前教皇による・宣教の場所の制限の判決は、福音の宣教の本旨に照らして不当である、とし、判決が、J・Wの諸著作の焚書を命ずる理由として、チェヒ王国の人心がこれらにより異端の説の毒に侵されている、と付け加えているのは、「許しがたい名譽毀損」である、と述べて、この判決の「撤回を求め」、ついで王妃および王国の有力者らも、同月十六日までの間に、同趣旨の書簡を教皇にしたためている（P・409—415）。

その後ヤン・フスが教皇庁に召喚を命じられたことは、国王が、一四一〇年九月三十日に教皇に、十月二日に枢機卿オッドにあてて、それぞれ書簡を送り、「神の栄光と民衆の救いとのため、福音の宣教のため国王が保証を与えたベツレヘム説教堂が活

力を保持すること、説教堂の被聖職叙任者が、聖職叙任を剝奪されぬこと、信仰深く・敬虔な・愛する宣教者ヤン・フス師が、平穩に神の言葉の宣教に励むことを、望み、「同上師の召喚出頭命令が破棄されることを望む」と述べ、王妃もまた同趣旨の書面を、両者にしたためてことによって、知られる (P・422——425)。

このようなヤン・フスを擁護する世俗権力の抵抗に直面した大司教は、一四一一年五月二日、プラハ市にたいし破門と聖務停止との判決を下す (P・429——432)。

これにたいし、ヤン・フスの師であるパーレチュのシュチエバン (Štěpán z Pačče、のちにヤン・フスの論敵となる) は、一四一一年の六月半ば頃、「大司教による聖務停止は、自称のものであって、真実のものではない、とする声明」を公表した (P・432——433)。

ヤン・フスをめぐる・大学と大司教との紛争は、ついに、ヤン・フスを含む大学側の申し出により、一四一一年六月三日、国王と顧問官とによる決裁にゆだねられるに至り (P・434——437)、その結果、決裁は、つぎのように命じた (チェヒ語文)。「両者は、一切の紛争について国王とその顧問官としたがうこと」、「大司教は、自己の支配者としての国王に恭順を示すこと」、「また大司教は、教皇にたいし、この国には一切の・誤謬の説は見られぬ旨を、書き送ること」、「聖職者ないし俗人が教皇から破門される場合には、大司教は教皇にたいし、かかる者すべてが贖宥されるよう、書き送ること」、「さらにまた。大司教によって破門される者がいる場合には、大司教はこの者を贖宥し、聖務停止を廢すること」、「その他である (P・437——439)。

この決裁に基づいて大司教は、教皇にあてて、「私は、全チェヒとプラハ市および辺境領モラヴァとに「異端の誤謬の説を、知らぬ」とし、「私とヤン・フス師」および大学関係者とは国王により「まったく和解した」と述べ、「破門と誣責とを破棄し無効とする」こと、および「ヤン・フスの出頭を解く」ことを願った書面を用意した (ラテン語・チェヒ語両文) (P・441——

しかしながら、J・Wの教説を憎みヤン・フスに敵意をもつ八人の・大学の神学博士が、神学部を動かしてこれに、J・Wの諸条項の「抱懐、主張、宣教、ないし陳述」を破門の罰の脅威のもとに禁止する決定を下させ、同時に、ヤン・フスとこれらの教授との間の和解を欲した国王が、彼らを招いて和解の方策を諮問した機会を利用して、「国王の名誉と王国と聖職者と民衆との利益とのために」と称して、進言するところがあった(V・II・113)。その結果、一四一二年七月十日、オロモウツの司教をはじめとする「聖職者の総会」が、同司教の館に、国王の顧問官を迎えて、開催され、一四〇三年五月の・あの「四十五条項」に、下記の九条項を加えたものを、朗読させたのち、国王の命令によってブラハ市庁で、つぎの文言のもとに、これを朗読し、禁止の命令を下した(P・456)。その文言とは、つぎのとおりである。——「国王の名誉と王国と全聖職者と全民衆との利益とのために」、大司教が、「国王の命令に基づき」、ブラハの高位聖職者と大学全体との「同意をえて」、一四〇三年五月の「結論」を、四十五の条項を付して、「あらためて公表せしめ、この経緯すべてにかんし、破門の罰と、わが国王とその顧問官とが課することを欲する・他の罰との脅威のもとに、これを抱懐せしめる」ことを、一方法と考える——。そして、「第四十五条項」のあとに、「さらにまた。われわれに明らかなのは、同じ・聖職者の総会において、同意と命令とに基づき上記の罰の脅威のもとに、公表にあたり下記のものが付加された、ということである」と述べて、以下、計九つの条項をしるしている。その九条項は、以下のとおりである。「第一。聖餐と教会の鍵とについて、聖なるローマ教会と見解を異にする者は、『異端の者として誹責される』。第二。教会の信仰と、聖なる書と聖なる博士たちとしたがえば、世の終りにくる・かの・大いなる反クリスツスが、いま存在し、力をふるっている、とするのは、『経験にしたがって明白な誤謬である』。第三。聖なる教父らの定めと、教会における・ほむべき慣行とを、これは聖書に含まれていないゆえに、堅持するべきでない、と言うのは、『誤謬である』。第四。聖者の聖遺物および聖遺骨、同じく着衣を、クリスト教信仰者は、尊崇するべきでなく、

またこれらが尊崇されていない、というのは、『誤謬である』。第五。伝道者が、職分の力によって、悔いあらためたための聖餐せいさんを

与え用いても、罪からひとを解くものでなく、また罪を免ずるものではなく、ただ、告解者が解かれたことを通告するにすぎない、とするのは、『誤謬である』。第六。教皇は、必要時にも、クリスト教信仰者の身柄を召喚することはできず、ないしは、

教皇座、聖なるローマ教会とローマ市とを防衛するため、またクリスツス者である敵を制圧し・退去させるため、信仰深く援助し・まことに悔いあらため・告解し・罪を悔いているクリスト教信仰者にたいし、あらゆる罪の・完全な赦しを与えることによって、これらの者から一時援助金を取り立てることは、できない、と考へるのは、『誤謬である』。第七。なにびとも、宣

教者を非難してはならず、教皇の回勅をも非難してはならぬ、ということについての・わが国王と市民との命令は、正当・公正かつ神聖であり、またあった。第八。師士らは、その者たちのゆえに、憂慮されていごとく、民衆の中に暴行、不和、分

裂が生じている・ある宣教者らには宣教を停止せしめるべきである、と考へている。かくすれば、クリスト教界の・種々の部分にあってわが国について抱かれ恐れられている・王国と王国住民とについての疑惑と不名誉とは、予想されるごとく、取り除かれるであろう。この措置をつうじ、民衆の中に平穏が生じ、暴行はしずまるであろう。第九。教皇の回勅についての・ヤ

ン・フス師の言説に反論する著述が現われず、また現われなかつたのは、神学の師士たちの責任ではない。なぜなら、しきりに請求しても、同師は、自己の言説の写しを、上記の師士らに与えなかつたし、またこれまで与えようとしていないからであつた〔P・451—456〕。最後の第八と第九とは、明らかに、ヤン・フスとその党派との宣教の禁止を目指したものである〔V・II・127〕。

国王は、その政府の・明らかな反僧侶性によってヤン・フスの党派に結びつきながらも、しかし、すでにしるされたところからうかがわれるように、自らの王国から異端の風評を一掃することを第一の課題としたところから、いかなる手段を講じてでも国内の静穏をつくり出すため、ヤン・フスの党派と反対党派との争いに介入することを決意し、J・Wの条項の有罪判定によ

って静穏を達成しようとした反対党派の画策を採用することをためらわなかった (V・II・123)。

国王は、大学とブラハ聖職者との双方に誓簡を送り、これに基づいて、一四一二年七月十六日、大学と聖職者との総会が、ブラハ旧市庁に召集された (V・II・123)。

ヤン・フスが属し最多数の教師を擁する学芸学部をはじめ、大学の多数派であったヤン・フスの党派は、総会に不参加を決議し、別に総会を開き、博士たちによる「有罪判定は、条項を非とする・聖なる書を明示していないため、公正でなく、邪悪であること」を、公然と口述し、かつ文書にしたため (ヤン・フス『パーレチュのシュチエバーンにたいする反論』〔*Contra Stephanum Palocz*〕、『全集』・第二十二巻、論争編 (Opera Omnia. Tomus XXII. Polemica. Editit Jaroslav Ertl. Praha, 1966; 18+511.) 二五二—二五三)。また、大学は、「この有罪判定に同意するものではないこと、右の判定に賛成する博士たちは、この・大学の総会に出席して、その根拠を開陳するべきであることを、決議した、と言われる (V・II・124—125)。

総会の席上、ヤン・フスとその党派を目標にした・あの付加条項・第八、第九は、これを承認しない旨の・国王の書面が朗読されたため、ブラハ聖職者もこれについては断念したものの、しかし、討論において形勢非なるを見た神学博士たちは、他の条項の有罪判定に不同意の者についてはこれを議事録に記録して国王に通告する、との脅迫を用いて、もともと少数であった反対派の発言を封じ、その上に、不賛成者の退席を利用して票決を行ない、全会一致の名目を獲得した (V・II・123—130)。

この総会の議事録のトゥシエボニユ稿本は、伝えている。「主の一四一二年、聖アレクシユウスの聖日の前日 (七月十六日)、チェヒ国王ヴァーツラフの命に基づき、これらの条項が、博士、師士、教区牧師、および聖職者の出席のもとに、ブラハ市庁にて、朗読された。なにびとも、上記条項を抱懐し、主張し、陳述し、ないし説教することによって、違反することは、一切の利益の喪失の罰の脅威のもとに、禁じられる」 (P・457)。

しかし、神学の博士らが、あの・大学側の総会に出席しなかったため、そこに参加した・ヤン・フスの党派の者は、右の禁止にいささかも拘束されなかった。

一四一二年七月末、ヤン・フスは、J・Wの条項の弁護のために初めて、カレル大学(プラハ大学)の講壇に立つ。第一回の弁護は、「一三八二年の条項」の「第十四」と「第十五」とにむけられた。これが、彼の『弁護』の第一部にあたる。そののち数日して、「第十七条項」が取り上げられた。これが、彼の『弁護』の第二部である。第三回目は、八月初旬であり、弁護の対象は、「第十八」、「第十六」、「第四」の各条項であって、これが、彼の『弁護』の第三部をなす(V・II・134—143)。

これにたいし、まず、ヤン・フスの師ズノイモのスタニスラフ(Stanislav ze Znojma)が、八年二十八日、ティーン教会で、反論に立ち、ついで九月四日、バーレチュのシュチェバンが、駁論を行なう(V・II・144—148)。ヤン・フスは、両者にたいし、再駁論の筆を執り、これが、『ズノイモのスタニスラフにたいする反論』(「Contra Stanislavum ze Znojma.」)、『全集』・第二十二卷・二七三—三六七ページ所収)、および前記『バーレチュのシュチェバンにたいする反論』、『全集』・第二十二卷・二三五—二六九ページ所収)である(成立は、一四一三年前半)と推定される。F・M・バルトシュ『J・フスの文筆活動(Bartoš, F. M.: Literární činnost M. J. Husi. Praha, 1948: 138)』八六—八八ページ)。

(昭和五三年一〇月九日 受理)